



Yaese Town  
Life Guide Book 2025

# 八重瀬町

## 暮らしの便利帳

八重瀬町公式キャラクター  
「やえせのシーちゃん」



八重瀬町  
ガイド 4

防災・消防 22

相談窓口 27

届出・証明・  
登録 29

税金・保険・  
年金 33

出産・子育て 38

教育・文化・  
スポーツ 42

健康・福祉 46

生活・環境 55

議会・選挙 63

公民館・  
公共施設 65

生活ガイド 67  
(医療機関・健康マップ・  
リフォーム・お墓・商工会)

### 八重瀬町役場

〒901-0492

沖縄県島尻郡八重瀬町  
字東風平1188番地

098-998-2200

<https://www.town.yaese.lg.jp/>

(株)ヤマトグループ



# 株式会社 ヤマト

代表取締役会長 久手堅憲明

代表取締役社長 久手堅憲秀

## 本社

〒901-0416 沖縄県島尻郡八重瀬町字宜次 363-1

電話(098)998-2828

FAX(098)998-2969

## 配送センター

〒901-0401 沖縄県島尻郡八重瀬町字東風平1025-1

電話(098)851-3151

FAX(098)851-3953

## 豊見城南給油所

〒901-0214 豊見城市字保栄茂 576-1

電話(098)850-2828

## 八重瀬給油所

〒901-0401 八重瀬町字東風平 1025-1

電話(098)998-2725

## セルフステーション八重瀬507

〒901-0405 八重瀬町字伊覇 194-1

電話(098)996-3071

日本産業規格適合性認証取得工場・生コンクリート製造販売

## 生コン事業部うるま工場

〒904-2204 うるま市字西原 654-1

電話(098)974-8529 FAX(098)974-8518

沖縄県知事許可(般-31)第13654号

## ガス事業部

〒901-0214 豊見城市字保栄茂 576-1

電話(098)850-2846 FAX(098)850-2851

民間車検場 沖縄総合事務局指定 第401号

## ヤマト自動車整備工場

〒901-0416 八重瀬町字宜次 363-1

電話(098)998-9117 FAX(098)998-9181

## 車両販売部

セルフステーション八重瀬 507 内

〒901-0405 八重瀬町字伊覇 194-1

電話(098)996-3071

## レンタカー事業部

〒901-0416 八重瀬町字宜次 363-1

電話(098)998-9117

## 沖縄菓子工房ヤマト

〒901-0311 糸満市字武富 256-3

電話(098)995-2123

農業生産法人

## 株式会社ヤマト農園

〒901-0416 八重瀬町字宜次 358-1

電話(098)998-8011 FAX(098)998-9181

## 株式会社ヤマト不動産

〒900-0021 那覇市泉崎一丁目10番地 16-201

電話(098)862-6869

# 町長あいさつ

この度、関係団体や事業者ならびに多くの皆様のご協力によりまして、「八重瀬町暮らしの便利帳」を発行することができましたことを大変嬉しく思います。

八重瀬町暮らしの便利帳は更新を重ね、新たな情報なども掲載しております。本誌は、町役場の窓口案内や各種手続き、相談窓口などの暮らしに役立つ情報のほか、文化や特産品、観光施設といった、魅力を再発見していただくための地域情報などを掲載しております。

八重瀬町は人口増加に伴う大型小売店舗などの参入により地域経済においても活性化が図られ、田園と都市が共存する住みよい町となっています。昨年に引き続き「生涯学習・文化振興拠点施設整備事業」などを着実に実施し、行政サービスの充実及び利便性の向上に努めてまいりますので町民の皆様には、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、発行にあたり広告掲載により制作費用にご協力いただきました企業、事業所、関係団体の皆様に、心から感謝申し上げます。

町民の皆様には、ご家庭などに置いていただき、日々のくらしにご活用いただければ幸いです。



八重瀬町長  
新垣 安弘

## 町のシンボル



町花 マリーゴールド



町木 リュウキュウコクタン



町花木 ヒカンザクラ



町魚 トビウオ

## 八重瀬町公式キャラクター やえせのシーちゃん



住んでいる場所	エージグシク (八重瀬城)
性別	不明
生年月日	不明
好きなもの	ぐしちゃんピーマン
嫌いなもの	ハブ
好きな場所	ぐしちゃん浜
趣味	ウンチク
尊敬する人	謝花昇
特技	ハルサー(農業)



やえせのシーちゃん  
公式サイト



やえせのシーちゃん  
公式Xアカウント



やえせのシーちゃん  
公式Instagram

## 八重瀬町 暮らしの便利帳

令和7年10月発行

発行

八重瀬町／株式会社サイネックス



八重瀬町HP



サイネックスHP



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。

無断で複写、転載することをご遠慮ください。

QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

制作

株式会社サイネックス  
〒543-0001 大阪府大阪市天王寺区上本町5-3-15  
TEL.06-6766-3333(大代表)

広告販売

株式会社サイネックス 沖縄支店  
〒900-0014 沖縄県那覇市松尾1-19-27  
TEL.098-863-6694

※掲載している広告は、令和7年9月現在の情報です。



# インデックス

INDEX

広告

お任せ下さい!!

沖縄総合事務局長指定第171号

民間車検場

**(資)一日ばしモーターズ**

具志頭工場 八重瀬町字大頓1161-1

**☎098-998-7777**

FAX098-998-4343

本社

那覇市字上間246番地

**☎098-855-4777**

FAX098-855-0201

不動産登記（売買・相続  
生前贈与・担保設定抹消）  
遺言・後見人・裁判手続  
会社法人登記・法律相談

**司法書士  
ひやね事務所**

司法書士 比屋根敦

八重瀬町字伊覇33番地

**TEL 098-998-5322**

	八重瀬町ガイド	4
	防災・消防	22
	相談窓口	27
	届出・証明・登録	29
	税金・保険・年金	33
	出産・子育て	38
	教育・文化・スポーツ	42
	健康・福祉	46
	生活・環境	55
	議会・選挙	63
	公民館・公共施設	65
	生活ガイド	67

広告

水道・土木・消防設備工事

**(株)大海設備**  
DAIKAI SETSUBI

代表取締役 伊吉 政樹

沖縄県知事許可(般-6)第13673号

〒901-0512  
沖縄県島尻郡八重瀬町字具志頭 1158

**TEL/FAX(098)851-3670**

交通安全施設工事を  
中心に安全・安心な  
まちづくりに  
貢献してい  
ます。

特定建設業 株式会社

**R リュウロード**  
RYU RŌDO

代表取締役 金城 博文

営業所 〒901-0411 八重瀬町字友寄 195-2  
TEL098-835-7678

本所 〒901-0214 豊見城市字保栄茂 1232-5  
TEL098-856-5552

障がい者入居施設

**Ru-Li**

**ぐっどケア**  
Ru-Li

詳しくは20ページへ →



# ライフサイクルインデックス

LIFE CYCLE INDEX

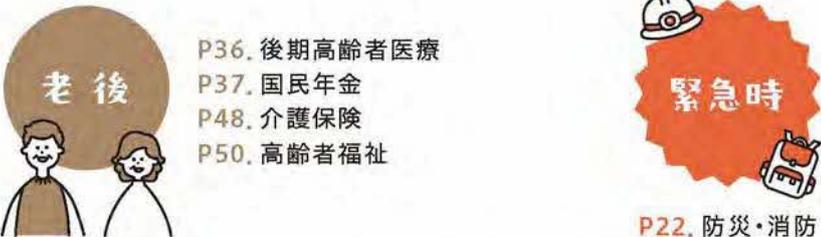
- P29. 出生届
- P35. 国民健康保険
- P38. 親子(母子)健康手帳
- P38. 妊婦健康診査
- P39. 子育て支援センター
- P39. 保育所(園)・認定こども園
- P40. こども医療費助成
- P46. 定期予防接種
- P42. 各種学校施設一覧
- P43. 就学援助
- P66. 公共施設等一覧



- P33. 税金・保険・年金
- P35. 国民健康保険
- P37. 国民年金
- P47. 健康づくり
- P55. ごみ
- P59. 上水道
- P60. 下水道(集落排水)
- P66. 公共施設等一覧



- P29. 戸籍の届出
- P29. 婚姻届
- P35. 国民健康保険
- P37. 国民年金



- P36. 後期高齢者医療
- P37. 国民年金
- P48. 介護保険
- P50. 高齢者福祉

P22. 防災・消防

広告

広告

## 八重瀬町電友会

令和7年5月1日現在

- (株)大新電設工業 TEL:834-5331
- (有)福正 TEL:998-2227
- (株)八起電設 TEL:833-3041
- (有)西部技建 TEL:850-4537
- (有)浦崎 TEL:998-7602
- (有)丸和 TEL:998-0460
- (有)丸清産業 TEL:889-6544
- (株)真喜志電設 TEL:850-0325
- (資)久保田電設工業 TEL:889-1285
- (有)光和エンジニアリング TEL:834-2168
- (有)新光組 TEL:994-9771
- (株)那覇電工 TEL:840-7500

## 鉄筋工事一式 共栄興業株式会社

県知事許可(般-7)第12746号  
代表取締役 徳門 政信 一級技師士

鉄筋工事の事なら当社にお任せ下さい

八重瀬町字新城 2062-1 (具志頭運動場近く)  
TEL 098-998-7787  
FAX 098-995-9233  
Mail: kyoueitokumon@yahoo.co.jp

## 住まいの「困った」は私たちへ

内装・外装を変えるプロフェッショナルが小さなお困りごとから対応します

every day is exciting  
Reform & renovation

沖縄県知事許可(般-7)第14168号

# 株式会社 タクミ

内部大工事/新築内装一式/軽天工事/家具・建具、製作取付/リフォーム工事全般  
クロス工事/その他パーテーション・断熱グラスウール etc...

住まいに関する工事のことなら小さなことからでもお任せ下さい。お気軽にご相談下さい。

八重瀬町字伊覇45-2 TEL:098-851-3898 詳しくはHP→  
グレイス RYO 101 お問い合わせ 営業時間 8:00~17:00 定休日 日曜日

鉄工業一切

# ZIN 仁工業

代表 古堅 仁志

手摺・門扉・車庫・フェンス工事  
ステンレス工事・鉄工事一切  
エクステリア・アルミ工事一切

八重瀬町字小城 314  
TEL 098-851-8479  
FAX 098-993-7905  
✉ zinkougyou@gmail.com

# 八重瀬町の概要

大地の活力とうまんちゅの魂が創り出す 自然共生の清らまち

## 八重瀬町の誕生

平成18年1月1日、東風平町と具志頭村が合併し「八重瀬町」として生まれ変わりました。東風平町と具志頭村は明治41年(西暦1908年)の沖縄県島嶼町村制度に基づき「東風平村」「具志頭村」として誕生し、幾多の歴史を刻み、発展してきました。

## 町章

八重瀬町の頭文字「八」を八重瀬岳に見立て、鮮やかな緑色で「大地の活力」を表現し、中心の「丸」は、融和をもってまちづくりに取り組む町民の心を、明るく温かみのあるオレンジ色で「うまんちゅの魂」を、さらに「水色の部分」は、八重瀬岳のふもとで繁栄する「自然と共生する清らまち」八重瀬町を表現しています。



## 位置

八重瀬町は、沖縄県本島の南に位置し、町域は東西に約6.6km、南北に約9.1kmで、総面積は26.96km<sup>2</sup>です。町の東側は南城市、西側は糸満市、南側は太平洋、北側は南風原町と豊見城市に接しています。また、県都那覇市に近く、町の北端は県庁から約4.7km、役場(本庁舎)までは約7kmで東西に国道331号、南北に国道507号が縦断しています。



八重瀬町ガイド



広告



## 八重瀬町土建会



※令和7年5月末現在

(有)比嘉土木  
☎998-8674

(株)三大土木産業  
☎998-7679

(株)山洋開発  
☎998-5879

(有)仲座開発  
☎840-2933

(株)嶺建設  
☎856-5963

(有)平良建設  
☎998-2248

(有)大眞建設  
☎998-8005

(株)大進建設  
☎840-9663

(有)仲座建設  
☎998-3011

(有)東信開発  
☎888-6788

(有)世名城建設  
☎840-6925

(有)協和工務店  
☎998-1083

(有)曙開発  
☎998-5987

(株)南成建設  
☎854-0160

(株)リュウロード  
☎856-5552

(有)フォースター  
☎998-9397

(株)キョウシン開発  
☎996-1760

(株)玉新建設  
☎835-4200

(株)平仲建設  
☎856-0360

(有)西部技建  
☎850-4537

(有)メイクホーム沖縄  
☎996-0440

(株)丸眞組  
☎832-0533

(有)まるや開発  
☎998-6090

# 町公式LINE ぜひご登録ください!



2023年12月から本格始動した「八重瀬町公式LINE」。  
行政情報やイベントなど暮らしに関するさまざまな情報をお届けしています。

新しい機能を随時追加していくので、右上の2次元コードよりご登録ください!

☎ 総務課情報政策班 ☎ 098-998-2200

## 町公式LINE 機能を一部紹介!

### 証明書請求

マイナンバーカードを用いて請求ができます。請求された証明書は、郵便でお届けします。

### ごみ収集日のお知らせ・分別検索

美ら街アプリ(LINEメニュー)から地域ごとの収集日の通知や、ごみの分別が検索できます。



### オンライン申請

引越しや介護サービスなどオンラインで出来る各種手続きを利用することができます。

### 町からのお知らせ情報

イベントや防災関連、行政情報を随時お知らせしています。

ほしい情報だけをキャッチ! 受信設定をご利用ください

① メインメニューの受信設定をタップ ② 希望するカテゴリーを選択する

広告

名詞代わりのサイトから大規模な運用までお任せください!

- 安心のセキュリティ
- SEO 最適化 集客力UP
- スマホタブレット 表示標準対応
- 独自ドメイン 取得OK

無料 Web 分業まで  
まるっとおまかせ!

成果・集客 にこだわった  
ホームページ制作

お気軽にご相談ください!

Oki mama ☎ 098-880-9770  
〒八重瀬町字美原357 美地

人々の豊かなくらしと環境保全に貢献する

## 有限会社 大宮工機

災害時に使える発電機等も取り扱っています!

お気軽にお問い合わせください!

有限会社 大宮工機 🔍 検索

本社 八重瀬町字外間 99 番地 1  
 機材センター 南風原町字山川 285 番地 1  
 TEL.098-889-6166 FAX.098-888-3424

## 町の農畜産業の発展に寄与するバイオガス発電

再生可能エネルギーを創出

廃棄物を再生可能エネルギーに! 環境にやさしい廃棄物処理を! 持続可能な循環型社会を目指します!

畜産排せつ物・食品ロス・再生エネルギーを基軸として持続可能な循環型社会の構築を目指し、地域に根差した事業・活動を行っています!

やえせ桜まつり会場で使用している電気は、八重瀬町バイオプラントで再生エネルギーとして生成した電気を使っています。

CO<sub>2</sub>削減量 1日あたりの発電量2400kw/年 CO<sub>2</sub>削減量約689t-CO<sub>2</sub> (※CO<sub>2</sub>削減量は、1kg換算) 1日あたりの発電量2400kw/年 CO<sub>2</sub>削減量約689t-CO<sub>2</sub> (※CO<sub>2</sub>削減量は、1kg換算)

バイオガス製造量 1日あたりの液肥生産量約50t (メタン含有量75%のメタンガスを1日あたり1,000Nm<sup>3</sup>/日(発電量27GJ/日)製造)

おきなわSDGsパートナーに登録 17のゴールのうち10のゴールに取り組んでいます!

化学肥料が高騰しています。液肥散布無料 堆肥販売 廃棄物収集運搬業 動植物性食品残さの受け入れ

### 株式会社 八重瀬堆肥センター

八重瀬町バイオガスプラント 営業時間 8:15~17:15(日曜日を除く)  
 八重瀬町字後原 658-2 TEL.098-840-7671 FAX.098-840-7672  
 八重瀬町字富盛1615-1 TEL.098-998-0222 FAX.098-998-0223

登録支援機関  
 人事・労務担当者の皆様へ  
 特定技能・育成就労外国人  
 受入企業募集します!

人手不足解消 外国人雇用

人材の紹介・受入・各種生活支援をサポートします。お気軽にご相談ください。

八重瀬町ガイド

広告



●車検 ●整備  
●钣金塗装  
●車両販売

**Kinotors** 代表者 金城 盛  
**金城モーターズ**

工場 八重瀬町字外間 187-2  
TEL.098-998-5082

タクシーの御用命は

# 立見交通

を御指名下さい。

協同無線  
☎098-869-6000

お近くでも  
お気軽にご利用下さい。



立見交通合資会社 代表者 酒本慎也  
会社 | 沖縄県八重瀬町字友寄 749-1

・特集・  
八重瀬の宝

01

# 八重瀬町図書館・ こども学習センター



## 八重瀬町図書館・こども学習センター

公民連携の複合施設で、2階と3階が町図書館・こども学習センターになります。学習スペースや読み聞かせコーナーなどを設け、幅広い世代の方が利用できる環境を整えています。

- 10時～20時 ● 有
- 休日・年末年始・資料整理日
- 八重瀬町字屋宜原515-5
- 18台(建物裏側)
- 098-998-1350



広告



おかげ様で  
**44周年**

## 地域に根ざし地域と共に

八重瀬町の住まい探しは  
**新垣不動産**～(有)新垣～  
沖縄県知事免許(5)第3501号

お気軽にご相談下さい。(営業時間 9:00～18:00)

☎ **098-998-5166**

八重瀬町字伊覇 249 賃貸物件情報は こちらから →





利用者用PC



2階:図書館



2階:研修・学習スペース



3階:親子ふれあい図書館



3階:読み聞かせコーナー



3階:キッズスペース

## 電子書籍サービスもご活用ください

対象:八重瀬町に在住・在勤・在学の方

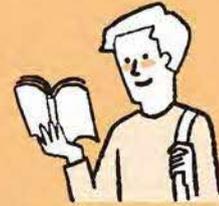
利用申請:窓口カウンターで申請いただくか、または電子メールで  
必要事項

(①氏名 ②住所 ③連絡先 ④生年月日 ⑤在勤・在学は「勤務先・  
学校名」を入力)を以下のアドレスへ送信して申請してください。  
【メール:y-library@town.yaese.lg.jp】

※電子書籍のご利用は無料ですが、インターネット通信料は  
利用者負担になります。



▲電子書籍  
サービスHP



広告

**新**

**型枠工事請負業**

沖縄県知事許可(般)第12484号

**株式会社新垣組**

代表取締役 新垣 克

〒901-0401 八重瀬町字東風平907-5

**TEL 098-998-0446**

**FAX 098-998-0448**

E-mail:arakakigumi8@lapis.plala.or.jp



八重瀬町ガイド

**食鶏その他食肉の処理加工及び販売**  
**養鶏場の経営(やんばる若鳥の生産)**

**沖縄食鶏加工株式会社**

沖縄県島尻郡八重瀬町字後原 569 番地 8  
TEL:098-835-7200 FAX:098-835-7210

広告



**電気工事** **空調工事**

**合同会社 代表 宮城守**  
**空電サービス**

- 販売  
パッケージエアコン・ルームエアコン  
換気送風機器・照明機器・その他設備機器
- 設計・施工・管理・修理  
空調設備工事・換気設備工事・電気設備工事
- レンタルスペース事業

八重瀬町字後原 418 番地 **電子決済可**

クーラーの取付見積はこちらから

**FAX 098-998-2608**

e-mail: kuudenservice@gmail.com

**丸平工業**

代表者 平良 吉彦

営業種目

アルミサッシ、ガラス工事  
車庫テラス・手すり、雨戸・門扉  
フェンス工事、製作・販売・施工

**見積無料**

八重瀬町字友寄816

**☎998-2649**

**FAX 998-2649**



・外壁塗装・内部塗装・防水工事  
 ・各種シーリング工事・塗替塗装  
 ・ひび割れ、コンクリート補修  
 ・総合リフォーム

**総合建築塗装**  
**神谷美装**  
 代表 神谷吉乃

八重瀬町字志多伯710-1  
**TEL 080-1727-3769**  
**FAX 098-996-2598**

TOTAL CREAT OF THE SIGNS...

**筆工房**  
 代表者 外間 貴幸  
Takayuki Hokama  
 〒801-0418  
 沖縄県八重瀬町字宜次129-9番地  
**TEL098-998-5449**

**事業内容**

看板企画・デザイン  
 電照看板・ネオンサイン  
 懸垂幕・横断幕・テント幕  
 車両ステッカー・のぼり旗  
 カルプ文字・チャンネル文字

・特集・  
八重瀬の宝

02

# 町内公園など

町内にある公園などを紹介します。



## 西部プラザ公園

駐車場が広く景色も良い西部プラザ公園。海の見える高台まで鳥の声を聞きながら散歩ができます。公園中心にはパークゴルフ場や遊具もあり、家族で楽しめる公園です。



- 所在地 字当銘282番地(代表)
  - 施設 多目的広場、ネイチャーセンター、パークゴルフ場、集落拜所、ハーブ体験工房
  - 電話番号 都市整備課 998-6989  
社会教育課 998-2140
- (※多目的広場の利用:社会教育課 998-2140)

ながたじょうぼる

## 長田門原公園

大きなすべり台でお子さんと一緒に楽しむのもよし、仲間と一緒にパークゴルフで汗を流すのもよし。幅広い年齢層が楽しめる『長田門原公園』にぜひお越しください。



san setubi kougyou

沖縄県知事許可(般-6)第15122号  
**空調設備・換気・電気工事**

san  
**株式会社 山設備工業**

代表取締役 伊山 壮哉  
Iyama Souya

八重瀬町字坡名城608-8  
 代表番号: **090-6426-1938**  
 Fax : 098-996-4571  
 E-mail : [sansetubikougyou@gmail.com](mailto:sansetubikougyou@gmail.com)  
 URL : <https://sansetubikougyou.com/>



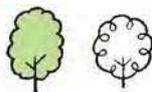
## ユニバーサルデザインで みんなが快適に

「ユニバーサルデザイン」とは、「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や性別、障がい、身体的能力などの違いにかかわらず、どの人にとってもわかりやすく、利用しやすく設計(デザイン)された空間や建物、製品などのことをいいます。



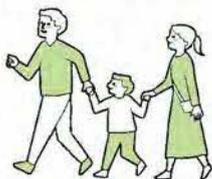
### 屋宜原中央公園

幼児用遊具、児童用遊具ともに整備されていて子どもが飽きない公園はココ。芝生の広場でボール遊びもできおもしろく楽しめます。



### 東風平運動公園

幼児から児童まで幅広く遊べる遊具があり東屋も設置されているので、休憩場所としてもご利用できます。公園周囲は歩道も舗装されており散歩に最適な場所です。

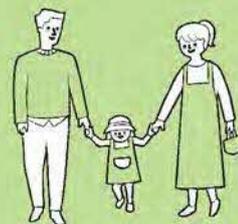


### 八重瀬公園

野球などの球技をするならココ。自然に囲まれた大きな公園なので広々と運動ができます。2月の八重瀬さくら祭では県内外から多くの方が花見を楽しみに来園します。よく晴れた日は、東屋から那覇市首里まで見わたせます。



※その他、公園につきましては都市整備課までお問い合わせください。



広告

お近くでも気軽にどうぞ

## 沖タクシー

無線局  
☎869-6000

スマホのアプリで  
タクシー呼ぼう。

アプリケーションは下Eストアより無料ダウンロードいただけます。

タクシーアプリ GO ウーバー タクシー

八重瀬町ガイド

自動車購入に関する  
お手伝いを  
させていただきます。

自動車保険・車検

保険代理店  
㈱損害保険ジャパン

レンタカー  
レッカー  
業務始めました。

## SI自動車企画

八重瀬町展示場  
八重瀬町友寄950-4

南風原町展示場  
南風原町字神里458-1

豊見城展示場  
とよみ小学校近く

那覇事務所 お問い合わせ先  
那覇市国場401-4 TEL 098-851-7612

### 教養の豆知識 SDGsとは?

エス・ディー・ジーズ

#### 持続可能な開発目標 SDGs とは

持続可能な開発目標(SDGs:Sustainable Development Goals)とは、2001年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル(普遍的)なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。

外務省HP「SDGsとは?」より加工編集して作成  
(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/about/index.html>)

土木専門 沖縄県知事許可(般-4)第3959号

## 信幸組

代表取締役 大湾政宗

営業種目  
土木請負一式、一般貨物自動車運送業

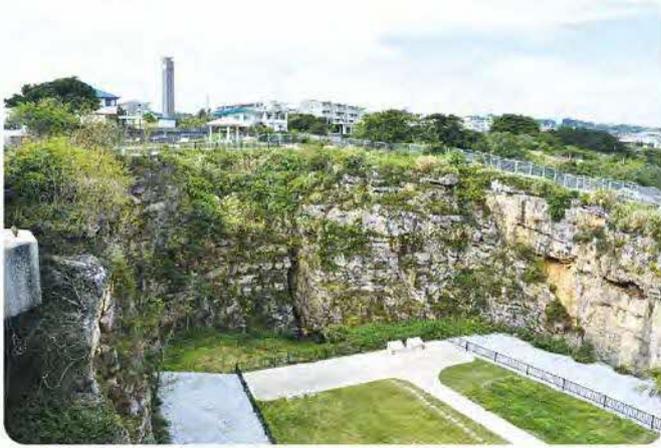
営業本部・運送部 〒901-0504 八重瀬町後原569-1  
TEL 098-987-7795 FAX 098-987-7793  
本社 〒902-0076 那覇市与儀2-6-9(2F)

・特集・  
八重瀬の宝

03

# 歴史・文化

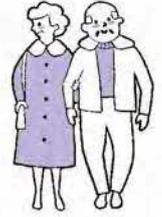
八重瀬の歴史を知ろう、ようこそ2万2千年の歴史へ



旧石器時代から

近代にかけての複合遺跡

港川遺跡 **八重瀬町指定文化財**



粟石(マチナト石灰岩)は1900年頃から県内各地で建物の柱やヒンブン、豚小屋などの石材として使われてきました。港川遺跡のある長毛・港川地域は粟石の産地で、採石場の跡を産業遺跡として指定しています。

また、採石場のフィッシャー(岩の割れ目)から約2万2千年前の人骨(港川人)が発見された旧石器時代の遺跡としても指定しています。現在は「港川遺跡公園」として整備されています。

## 港川人ってどんな人？

私たちと同じ新人(ホモ・サピエンス)に属し、身長は約153cmと小柄です。東南アジアにいた人たちが海を渡ってきたと考えられています。「港川人」は、全身の骨格が残っており顔つきや体つきを復元できることから、旧石器時代を代表する人骨となっています。

復元された港川人1号▶



骨の特徴が  
オーストラリアの先住民  
アボリジニに似ている



## 沖縄民権運動の先駆者

じゃはな のぼる

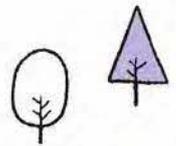
謝花昇

字東風平出身の謝花昇は明治時代に活躍した人です。沖縄初の農学士として県民に近代農業を教え、平民出身の県庁高等官として色々な改革を行い、人々から親しみをこめて「東風平謝花」と呼ばれていました。県庁辞職後は仲間とともに当時参政権のなかった沖縄県民の権利をもとめ国政への参政権獲得運動を展開しました。



## 謝花昇先生之像

東風平運動公園内の高台にある。銅像まで続く階段は、病没した年齢と同じ44段になっています。



広告

沖縄県内全域の機械器具運送・設置なら



# 八潮重設運輸株式会社

沖縄県知事許可(般-2)第13992号

重量物・精密機械 輸送・搬入設置作業

〒901-0401 沖縄県島尻郡八重瀬町東風平 1503-1

TEL 098-851-8563 FAX 098-851-8564



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

私たちは持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。

沖縄の代表的な教訓歌

あしむじふし  
汗水節

「汗水節」は字仲座出身の仲本稔なかもとのゑ氏が作詞をし、「えんどうの花」で知られる宮良長包みやのちやうほう氏が作曲をしました。内容は、働く喜びを歌い、社会奉仕を説いた歌です。「汗水節」が誕生した昭和初期の県民は生活が苦しく、この歌は当時、人々を励まし遠くは海外の移民先でも歌われました。また、歌に振りも付けられ県内各地で踊られています。



▲具志頭社会体育館近くの汗水節の碑  
仲本稔生誕80年の記念に功績を讃えて  
建立されました。



▲勢理グスク頂上にたたずむ石獅子

村落獅子として最大最古の石獅子

とまり せきちやうおおじし  
富盛の石彫大獅子

沖縄県指定有形民俗文化財

ヒーゲーシ(火返し)として1689年に置かれたものです。『球陽』に、「その昔、火事の多かった富盛村が久米村の風水師に相談したところ、ヒーザン(火山)である八重瀬嶽(岳)に向かって獅子をたてよ。と助言され、石獅子を置いたところ、火事はおさまった。」という記述が残っています。富盛の石彫大獅子が村を守る村落獅子として安置されて以降、県内各地で村落獅子が置かれるようになりました。使用されている石材は栗石(マチナト石灰岩)です。

ハナンダー(自然橋)

ハナンダーは、琉球石灰岩からできた天然の橋で、橋の下には白水川が流れています。もともとは洞窟だったものが浸食または地殻変動で洞窟が崩れ、現在の形になったと考えられています。昔から交通の要所として多くの人に利用されてきました。

1881(明治14)年、上杉茂憲かみすぎのむね県令(現在の知事)が具志頭間切の視察を行った際、ハナンダーの景観に魅せられ「本土でもめったにみられない大自然の驚異だ」と語ったと伝えられています。



八重瀬町の歴史・文化をまるごと知ろう!



八重瀬町立具志頭歴史民俗資料館



港川人が生きた時代から現代までの2万2千年の歴史をわかりやすく展示

- 時 9時～17時(入館は16時30分まで)
- 料 大人200円/小人100円
- 休 月曜日(祝日、振替休日)にあたる時は火曜日、祝日の翌日、6月23日、年末年始
- 所 八重瀬町字具志頭352番地
- 電 835-7500



港川人コーナー  
発見までの経緯や港川人のなぞについて展示。



謝花昇コーナー  
謝花昇の生涯や国政への参政権運動の活動を展示。

広告

八重瀬町建設  
コンサルタント会  
事務局 ☎098-911-9073

- |                                   |                                   |
|-----------------------------------|-----------------------------------|
| (株)大協測量設計<br>TEL832-9838          | (株)ホープ設計<br>TEL911-9073           |
| (株)国建<br>TEL862-1106              | 北斗設計(株)<br>TEL891-8777            |
| (株)沖縄建設技研<br>TEL876-4805          | (株)南伸<br>TEL894-4710              |
| (株)中建設計<br>コンサルタント<br>TEL885-3558 | (株)芝岩<br>エンジニアリング<br>TEL879-4325  |
| (株)環境技建<br>ウェーブ<br>TEL963-4455    | (株)日興設計<br>コンサルタント<br>TEL877-1667 |



・特集・  
八重瀬の宝

04

# 伝統・民俗芸能

八重瀬町の伝統・民俗芸能をご紹介します



## エイサー

旧盆行事には欠かせないエイサー、各字によって振り付けが異なり地域色が出ているのが特徴です。



## ハーレー

旧暦(5月4日前後)に行われる港川ハーレー、サバコと呼ばれる船を漕いで競い合う行事です。町内外からの参加プログラムもあります。また、全島奉納角力大会も同日に行われ、男たちの手に汗握る戦いが行われます。



## 獅子舞

八重瀬町に息づく芸能でも代表である獅子舞、4つの字(志多伯、東風平、友寄、破名城)が獅子を持ち十五夜を中心に演舞が行われています。

## 棒術

八重瀬町で盛んな棒術、喧嘩棒と呼ばれる東風平の棒術のほか、各字特有の棒術があります。十五夜行事や青年エイサー祭りなどで行われています。



## 綱引き

豊年を祈って行われる綱引き、各字によって東と西に別れ引く姿は大迫力です。

広告

**家屋解体も  
おまかせ下さい!!**

建物解体工事 アスベスト除去

土木工事・設備工事

**株式会社 雅**

沖縄県知事許可(般-6)第15179号

八重瀬町字伊瀬 247-4  
☎090-1949-5479  
FAX 098-800-2782

沖縄県指定生乳生産者団体  
**沖縄県酪農農業協同組合**  
代表理事組合長 高宮城 実孝

毎日飲もう  
コップ一杯の  
牛乳を!

べこちゃん日記

本所  
〒901-0411 八重瀬町字友寄 960 番地  
電話 098-998-6262(代表) FAX098-998-8784

北郷支所  
〒905-0005 名護市美又 1220-84 番地  
電話 0980-52-7201 FAX0980-52-6056

・特集・  
八重瀬の宝

05

# 南の駅やえせ・ぷらっとやえせ

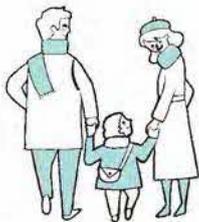
八重瀬町の観光スポットをご紹介します



## 南の駅やえせ

八重瀬町の特産品や農産物、土産品を販売しています。食事のできる飲食店舗が併設しており、地元の食材を使った食事やスイーツなどを提供しています。シンボルとなるV字のガジュマルがたたずむ屋外は、ゆったりとした空間となっており、旅のひと休みや地域の方々の触れ合いの場となっています。また、本館2階には多目的室と調理実習室が備わっています。

時 10時～19時(4月～10月)、10時～18時(11月～3月)  
所 八重瀬町字具志頭659番地 ☎ 098-851-3824



## 八重瀬町観光・地域交流宿泊施設 ぷらっとやえせ

所 八重瀬町字具志頭1番地  
休 火曜日、6月23日(慰霊の日)、  
12月29日～1月3日  
南沖縄プロジェクト共同事業体  
090-1949-2377



広告

育てよう活力のある沖縄農業

私たちは沖縄県の  
生産者のために、  
一本一本心をこめて  
苗を育てています。



おきなわグループ  
株式会社 **サザンプラント**

〒901-0401 沖縄県島尻郡八重瀬町字東風平 1003 番地 1

TEL.098-998-7472  
FAX.098-998-7473



光と風 優しく心地いい空間めざして

## 建築設計グループ 八重瀬

会長 具志堅 斉 副会長 新城 安時 会計 屋比久 孟春 監査役 野原 猛

会社名	代表者	所在地	TEL
(株) 泉 設 計	當間 卓	那 覇 市 楚 辺 230-6	☎832-1302
(株)具志堅建築設計事務所	照屋 保	那 覇 市 楚 辺 2-31-9	☎832-1161
(株) 都 市 建 築 設 計	野原 康大	那 覇 市 古 波 蔵 4 丁 目 1 番 1 号	☎832-1102
野 原 設 計	野原 猛	八 重 瀬 町 字 富 盛 253	☎998-8625
比 屋 根 設 計	比屋根 方幸	八 重 瀬 町 字 東 風 平 799-3	☎998-4022
(株) 盛 設 計	新城 安時	那 覇 市 泊 2-5-4 1003/八重瀬町字後原 404	☎998-2388
三 ツ 矢 設 計	宮里 勝	南 城 市 玉 城 字 愛 地 427-4	☎948-7411
(株) 設 備 研 究 所	具志堅 斉	那 覇 市 若 狭 1-3-2	☎868-7704
屋 プ ラ ン ニ ン グ	屋比久 孟春	八重瀬町字長毛 10-2/糸満市字座波 766-1	☎995-2917
(有)め〜ばる設計工房	喜納 正	那 覇 市 字 国 場 385 番 地	☎834-1111
(株) mo.st 企画設計室	外間 隼人	八重瀬町屋宜原 175-1 1G-2	☎995-9322



八重瀬町ガイド

広告

**hull house**




お気軽にお問合わせ下さい

手作りお弁当の店

**畑ハウス**

TEL 098-998-8886  
FAX 998-8887

〒901-0404 八重瀬町字高良 181-5  
hullhouse01@ark.ocn.ne.jp

**守り続ける伝統の味**

牧志公設市場で50年営業を続ける新里トシ商店  
直伝手作りの味を全国へ

株式会社 **でいごフーズ**

おいしい島らっきょうの塩漬は  
上等島らっきょうに限る



生菓子の見える商品づくり 仕入れへのこだわりと手間と時間をかけてシャキシャキの食感の引き出した安心・安全の商品作り。おいしい島らっきょうをお届けします。

八重瀬町大頓 1420  
TEL. 098-987-4731  
FAX. 098-987-4751



**MEAT SHOP** お気軽にどうぞ

**お肉の直売所**

牛肉・豚肉・鶏肉など お得な価格で販売!

牛肉の **カット**  
承ります!  
厚さも枚数も  
**オーダーOK!**  
(価格は変動がございます)

SINCE 1953  
**NICHIRYU** 日琉 株式会社

**氷** 販売中!

●住所/〒901-0503 八重瀬町新城1880番地  
●営業時間/午前9時～午後4時30分  
●定休日/日曜日・水曜日 その他不定休有り

☎098-998-1953



・特集・  
八重瀬の宝

06

# 特産品・工芸品

上質なひとときを与える八重瀬の特産品



## ピーマン

苦みがなく、リンゴのような甘みが特徴です。

📅 3月～5月



## 紅イモ

優しい甘みの「ちゅら恋紅」をはじめ、様々なイモが作られています。

📅 11月～2月



## オクラ

オクラのネバナネバには整腸作用があり、血糖値の上昇を抑え、糖尿病の予防、便秘の改善に効果があります。

📅 6月～9月

## サヤインゲン

野菜と豆類の栄養的特徴を兼ねそろえ、おひたし・煮物・天ぷら等に大活躍。

📅 12月～4月



## マンゴー

ジューシーで柔らかく、甘さと酸味が絶妙です。

📅 7月



## ぐしちゃんいい菜

カンダパー(イモの葉)を品種改良した葉野菜で、これまでより柔らかく食べやすいのが特徴。

📅 7月～8月



## 飲食の豆知識 注目しよう! 食べ物のこと

### 安全・安心な食べ物を選ぶには

私たちは毎日いろいろな食べ物を食べていますが、「どこで」「だれが」「どのように」作ったか、食べ物を見ただけではわかりませんね。私たちがお店で売っている食品を買うときに安心して選べるようにするため、食品の袋や容器には「消費期限(しょうみぎげん)」や「賞味期限(しょうみぎげん)」、そのほかにも、アレルギー表示や食品添加物(しょくひんてんかぶつ)の表示など、さまざまなマークや情報が表示されています。食品表示の見かたを覚えておくと、食品を買ったり選んだりする時にとても役に立ちます。自分が食べているものが、どんなものかわかれば安心ですね。

農林水産省HP「子どもの食育～安全・安心な食べ物を選ぶには～」より加工編集して作成  
([https://www.maff.go.jp/j/syokuiku/kodomo\\_navi/featured/index.html](https://www.maff.go.jp/j/syokuiku/kodomo_navi/featured/index.html))



### 手作りまるごとジャム

八重瀬町で収穫した果物がオリジナルの手づくりジャムになりました。

沖縄県産果実100%使用。着色料、香料、保存料は不使用だからやさしい味わいです。

マンゴー、ドラゴンフルーツ、パッションフルーツ、グアバ、カープチャー(沖縄県原産みかん)の6種類。

📍 しらかわファーム

### 琉球みやらびこけし

伝統こけしのろくろ技術に繊細な描彩技法を駆使して、沖縄における古典的な風俗と舞踊を主にしたデザインにより創作したものです。2022年で制作50年目を迎えました。

📍 太希おきなわ



### いちゃいちゃ

あまり活用されていないソテイカの耳の部分の独自製法により柔らかく仕上げたから揚げ。お好みで唐辛子、こしょう、マヨネーズなどをトッピングしてもgood。噛むほどにイカの旨味が広がり、おつまみに最適です。



📍 すけ産業みなとがわバヤオ鮮魚店



### ロートン織コースター

いつの世までも幸せにという伝統の柄をロートン織で織りだしたコースターです。

古民家を活かした店舗では、素材や染料にこだわり沖縄の伝統的な技法を用いて織られた可愛い商品が並んでいます。

📍 機織工房しよん



### 車海老

国産の餌と海洋深層水を使用し、稚エビから育てた安心で安全な車海老です。

安心安全に加えて、身のしまり、赤白模様の美しさ、活きの良さが自慢です。

📍 白水養殖



広告

## 農産物直売店

### アグリハウスこちんだ

営業時間 9:00~18:00



八重瀬町字宜次 578-1 TEL.098-998-6708

### アグリハウスしんとしん

営業時間 10:00~19:00



那覇市おもろまち町 3-7-10 TEL.098-998-6708

生産直売 高品質 琉球卵

## 諸見里ポーターリー

八重瀬町字宜次 562 TEL.098-998-8623

広告

# イカの羽 いちゃいちゃ

ビールにぴったりの当店人気No.1商品！  
外はカリッと、中はセーイカの旨みを残して、とても旨く仕上げられています。  
一度、食べるともうやみつき、是非とも、一度はめしあがれ。

**すけ産業**

★ 本店 (宜次) ★  
★ 向陽店 (向陽) ★  
★ 331 南の駅やえせ ★

営業時間▶11:00-19:00 年中無休

★ 向陽店 (向陽) ★  
★ 331 南の駅やえせ ★

★ 向陽店 (向陽) ★  
★ 331 南の駅やえせ ★

📍 事務所(加工場) 八重瀬町具志頭 959-2  
TEL.098-987-1144 FAX.098-987-1151  
📍 みなとがわバヤオ鮮魚店 TEL.098-998-8622

# 活きたまま 全国どこへでもお届けします。

## 車海老

重量	値段	数量	期間
1kg	12,000円	40~50尾	10月~3月 (12月は25日まで)
500g	7,000円	20~25尾	
300g	5,000円	12~15尾	

(消費税・送料別途)

大切な方へ  
お世話になった方へ

合同会社  
**白水養殖**  
TEL.098-998-2779 FAX.098-851-7111  
〒901-0512 沖縄県那覇市八重瀬町字具志頭 1606

あなたの暮らし丸ごと応援!

## JAおきなわ

### 具志頭支店

支店長 大城 善彦  
〒901-0513  
八重瀬町字波名城 698 番地  
TEL.098-998-3322 FAX.098-998-6674

### 東風平支店

支店長 當山 美智江  
〒901-0405  
八重瀬町字伊羅 434 番地 4  
TEL.098-998-2106 FAX.098-998-6917

・特集・  
八重瀬の宝

07

# 八重瀬町 スポーツ観光交流施設



## 八重瀬町スポーツ観光交流施設

八重瀬町の新しいスポーツ観光交流施設として、夜間照明を備えた天然芝サッカー場と人工芝フットサル場がご利用できます。施設管理棟内には、有酸素系トレーニングマシン、筋力トレーニングマシンを備えたトレーニング施設、また会議室、シャワー室、更衣室、トイレ、交流スペースも完備しており、併設するパークゴルフ場(公認18ホール)の利用者もご利用いただけます。

また、Jリーグ、FC琉球の練習拠点施設となっており、プロサッカー選手の練習を見学することができ、サッカーを通じた地域間交流やプロ選手とファンとの交流の場として、施設を提供しています。

● サッカー場 午前9時から午後10時まで  
フットサル場 午前9時から午後10時まで  
管理棟トレーニング室 午前9時から午後10時まで  
パークゴルフ場 午前8時から午後6時まで

● 八重瀬町字具志頭1305番地  
● 098-851-7775



広告

マイクロバスをお探しの方必見

## マイクロバス ハイエース専門 レンタル

こんな時にぜひご利用ください!

- 行政・団体の年中行事
- 部活動
- 冠婚葬祭
- 地域の行事
- 親戚での旅行など

行政・企業・団体  
月間契約  
できます!

ヨシレンタカー  
沖縄県島尻郡八重瀬町東風平923-6

TELでのご予約  
098-987-4747

LINEで  
お申し込みはこちら→

マイクロバス 1日  
27,500円(税込)

ハイエース 1日  
11,000円(税込)

初回割引  
あります!

海岸線に広がる  
沖縄屈指のコースをめぐる

## ザ・サザンリンクスゴルフクラブ

〒901-0513  
沖縄県島尻郡八重瀬町破名城 697  
TEL:098-998-7001 FAX:098-998-8001



# 役場電話帳

(令和7年4月1日現在)

## 八重瀬町の行政組織案内

八重瀬町の行政組織を案内します。  
お問い合わせの際は直接各課の電話番号へお問い合わせください。  
※市外局番は(098)です。

### 八重瀬町役場本庁舎

住所 八重瀬町字東風平1188番地

課・局名	電話番号
住民環境課	998-2443
	998-2134
住民環境課(環境班)	998-8203
健康保険課	998-2210
税務課	998-9593
税務課(収納班)	998-2700
会計課	998-2000
児童家庭課 (こども家庭センター)	998-7163
社会福祉課 (地域包括支援センター)	998-9598

課・局名	電話番号
総務課(代表)	998-2200
企画財政課	998-2668
農林水産課	998-4624
農業委員会	998-9840
土木建設課	998-2623
土木建設課(下水道)	998-1123
都市整備課	998-6989
議会事務局	998-2201
学校教育課	998-7571
教育施設課	998-0014

### 本庁舎外

施設名	住所	課名	電話番号
具志頭出張所 (南の駅やえせ内)	八重瀬町字具志頭659番地	住民環境課	998-2101
八重瀬町保健センター	八重瀬町字東風平1318番地3	健康保健課(成人保健班) 児童家庭課(母子保健班・ こども家庭センター)	998-1149 998-2277
八重瀬町中央公民館	八重瀬町字東風平1014番地	社会教育課(生涯学習班)	998-8383
八重瀬町中央公民館 具志頭分館	八重瀬町字具志頭1番地		
具志頭歴史民俗資料館	八重瀬町字具志頭352番地	社会教育課(文化班)	835-7500
東風平運動公園体育館	八重瀬町字東風平1076番地	社会教育課(スポーツ振興班)	998-2140
八重瀬町図書館・ こども学習センター	八重瀬町字屋宜原515番地1	社会教育課(生涯学習班)	998-1350

広告



## てるまさリースバック 売っても住むぞ



自宅を「売ってもそのまま住める」資産活用法です。

- ✔ 相続対策になります
- ✔ 資金の使い道は自由です
- ✔ 売却後もそのまま住めます
- ✔ 住宅ローンが未完済でも相談可

てるまさリース 沖縄県那覇市泉崎1丁目12-15 3F (9:00~17:00、土曜日・日曜日・祝日・年末年始はお休み)

お気軽にお問い合わせ下さい TEL 098-943-4355

スマホは  
コチラ



# 八重瀬町web口座振替受付サービス

お持ちのパソコンやスマートフォンからインターネットを通して、いつでもどこでも町税等の口座振替の申込み手続きができます。  
このサービスを利用することにより、金融機関や役場の窓口に行く必要がなく、口座振替依頼書への記入や押印も不要です。  
土日や夜間の手続にも対応しています。便利で手軽な口座振替をぜひ利用してください。



## ● サービスを利用できる方

このサービスは利用可能金融機関の普通預金口座のキャッシュカードをお持ちの個人に限りご利用いただけます。  
※当座預金や法人名義の口座の場合、本サービスは利用できません。

## ● サービス利用可能金融機関

● 沖縄銀行 ● 琉球銀行 ● 沖縄海邦銀行 ● 沖縄県農業協同組合(2026年1月16日サービス開始)

※利用可能時間は、各金融機関で異なります。また、利用可能時間であってもメンテナンス等により利用できない場合があります。

## ● 申込み可能な科目・問合せ先

口座振替を希望する各科目のQRコードからアクセスすると申込み手続を開始します

市外局番:098

町税等の種別	用意するもの	問合せ窓口
町県民税 (普通徴収)	 ・預金通帳またはキャッシュカード ・町県民税納税通知書	税務課(収納班) ☎98-2700
固定資産税	・預金通帳またはキャッシュカード  ・固定資産税納税通知書	
軽自動車税	 ・預金通帳またはキャッシュカード ・軽自動車税納税通知書 ・軽自動車・原付のナンバー	
国民健康 保険税	・預金通帳またはキャッシュカード  ・国民健康保険税納付書	健康保険課 ☎998-2210
後期高齢者 医療保険料	 ・預金通帳またはキャッシュカード ・後期高齢者医療保険料納付書	児童家庭課 ☎998-7163
公立こども園 給食費	・預金通帳またはキャッシュカード 	
保育園 保育料	 ・預金通帳またはキャッシュカード	土木建設課 ☎998-2623
町営住宅 使用料	・預金通帳またはキャッシュカード 	
学校給食費	 ・預金通帳またはキャッシュカード ・学校給食費納付書	学校教育課 ☎998-7571
通学バス 使用料	・預金通帳またはキャッシュカード  ・通学バス使用料納付書	

- ・本サービスでは、口座振替申込みのみの受付となります。口座振替の廃止(解約)を希望される場合は各金融機関でのお手続きをお願いします
- ・複数科目の申込みを希望される場合は、科目ごとに申込みを行う必要があります
- ・領収書及び振替済通知書は発行されませんので、通帳に記帳いただきご確認ください

Web口座振替受付サービスについての詳しい内容は、  
町ホームページをご確認ください



## 生活の豆知識

### 公共の相談窓口

#### 行政の困りごとについての相談先

行政苦情110番(全国共通番号)へどうぞ。

**0570-090110**

この電話番号は、お近くの都府県行政相談センターさくみみ(管区行政評価局、行政評価事務所、行政監視行政相談センター)につながります。  
都府県をまたいで同じ市外局番が設定されている地域においては、隣接都府県の総務省行政相談センターさくみみにつながる場合があります。

総務省行政評価局の受付窓口より加工編集して作成  
([https://www.soumu.go.jp/eiwa/souki/hyouka/soudan\\_n/soudan\\_usetake.html](https://www.soumu.go.jp/eiwa/souki/hyouka/soudan_n/soudan_usetake.html))

## 生活の豆知識

### 公共の相談窓口

#### 子どものSOSの相談窓口

**0120-0-78310**

いじめで困ったり、自分の友人のことで不安や悩みがあったりしたら、一人で悩まず、いつでもすぐ電話で相談を。

文部科学省「子供のSOSの相談窓口」より加工編集して作成  
([https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/setoshidou/06112210.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/setoshidou/06112210.html))



お子さんからおじいちゃんおばあちゃんまで家族みんなで活用しよう!!

## ▼八重瀬町の情報発信サイト▼



### ▶QRコードの使い方講座

- 1 スマートフォンやタブレットで、QRコードを読み取る専用アプリ(iPhoneの場合はカメラ)を起動します。
- 2 スマートフォンやタブレットを、QRコードに向けて、読み取りが完了するまで画面に映します。
- 3 読み取ったアドレスにアクセスします。  
※端末の設定により、上記の方法で読み込めない場合があります。

八重瀬町 検索

検索

八重瀬町観光物産協会 検索

検索

八重瀬町Facebook 検索

検索

八重瀬町公式サイト

役立つ情報が  
いっぱい!

八重瀬町観光物産協会



八重瀬町Facebook

皆さんの「いいね!」を  
お待ちしております!



Like Comment Share

## 行政ガイドインデックス



### 防災・消防

22

- 22▶防災 23▶八重瀬町の指定避難所・指定緊急避難場所  
24・25▶防災 26▶消防



### 相談窓口

27

- 27▶相談窓口コーナー



### 届出・証明・登録

29

- 29▶転入届・転出届・転居届等 / 戸籍の届出  
30▶戸籍・住民票などの各種証明  
31▶印鑑登録 / マイナンバー制度～社会保障・税番号制度～ / 公的個人認証サービス / 戸籍証明書等の広域交付  
32▶パスポート申請 / 具志頭出張所(南の駅やえせ内)における取り扱い業務



### 税金・保険・年金

33

- 33▶町民税 / 軽自動車税 / 固定資産税 / 町税に関する証明・閲覧について

- 34▶税務課で発行できる証明・閲覧 / 町税の納期  
35▶納付期限が過ぎた町税の納付について / 納期内納付が困難な人は早めの相談を / 国民健康保険  
36▶後期高齢者医療 37▶国民年金



### 出産・子育て

38

- 38▶出産・子育て  
39▶その他・サポート事業 / 子育て支援センター / 妊娠・出産・子育ての総合相談窓口 / 保育所(園)及び認定こども園について  
40▶児童館 / 八重瀬町ファミリーサポートセンター / 児童手当について / こども医療費助成 / 母子・父子家庭の方へ  
41▶障害及び発達の気になる児童を養育している方へ



### 教育・文化・スポーツ

42

- 42▶各種学校施設一覧 / 児童生徒の転入学手続きについて  
43▶就学援助 / 育英会(貸与型) / 給付型奨学金(謝花昇奨学金)  
44▶文化財に関すること / 町史編集に関すること / 町立図書館  
45▶スポーツ施設利用について



### 健康・福祉

46

- 46▶定期予防接種 47▶健康づくり 48▶介護保険

広告

### 障がい者入居施設

## ぐっどケア Ru-Li

宿泊体験費  
無料!

エアコン  
完備



全室個室

住所：八重瀬町字具志頭 1655-1

☎：098-995-9804

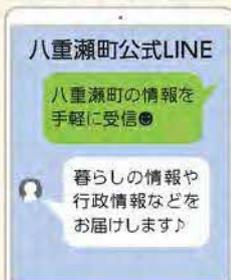
対象者：障がい支援区分認定を受けられている18歳～64歳までの方

お気軽にお問合せ下さい



八重瀬町LINE 検索

八重瀬町公式LINE



八重瀬町Instagram 検索

八重瀬町【公式】Instagram



マチイロ 検索

広報紙アプリ「マチイロ」



広告

- 49▶介護予防 50▶高齢者福祉 / 障害者福祉
- 53▶地域生活支援事業 / その他・各種手当など
- 54▶生活保護 / 生活福祉資金貸付制度 / たすけあい金庫貸付制度 / 日常生活自立支援事業 / 地域の悩み事は民生委員児童委員まで！ / 情報発信

### 生活・環境 55

- 55▶ごみ 58▶ごみ処理場への自己搬入について
- 59▶上水道
- 60▶下水道(集落排水) / 森林を伐採する / 畑を借りるためには / 犬の登録と予防接種について / 建築基準法の建築工事届
- 61▶八重瀬町景観計画について / 中高層建築物による電波障害防止に関する届出について / 土地区画整理事業 / 建物を建築するにあたって
- 62▶道路の維持・管理 / 都市公園の利用について

### 議会・選挙 63

- 63▶八重瀬町議会のしくみ / 選挙管理委員会

### 公民館・公共施設 65

- 65▶町中央公民館・具志頭分館 / 八重瀬町自治会一覧
- 66▶公共施設等一覧

広告

型枠工事一式  
株式会社  
**伊集組**  
代表 伊集守人



当社にお任せください  
八重瀬町具志頭 1646-1  
TEL.090-1878-0775 (担当:金城)  
TEL/FAX.098-880-3477  
E-mail:ijugumi2152@outlook.jp

技術と信頼で  
豊かな社会をめざす

総合建設業  
NKZ 株式会社 **仲座建設**

本社  
〒901-0415  
沖縄県島尻郡八重瀬町字小城 183 番地  
TEL (098) 998-3011  
FAX (098) 998-5863

## 医療法人 徳洲会

～いつでも、どこでも、誰でもが最善の医療を受けられる社会をめざして～

南部徳洲会病院



八重瀬町外間171番地1 ☎098-998-3221

介護付有料老人ホーム 徳洲苑かふう



八重瀬町外間80番地 ☎098-998-0760



# 防災・消防

防災

総務課 ☎998-2200

## 地震・津波・風水害・台風対策について学ぼう!

### 地震

### 地震発生時の時間経過別行動マニュアル

地震発生

#### 最初の大きな揺れは約1分間

- まず、身を守る安全確保 手近な座布団などで頭を保護
- すばやく火の確認 ガスの元栓、コンセント
- 大きな揺れの場合は、身の安全を確保し、すばやく屋外の安全な場所に一時避難する

#### 揺れがおさまったら

- 火元を確認 火が出たら、落ちていて初期消火
- 家族の安全を確認 倒れた家具の下敷きになっていないかを確認
- 靴をはく 家の中はガラスの破片が散乱。靴や厚手のスリッパをはく
- 避難するとき、屋根瓦・ブロック塀・自動販売機等に注意
- 津波などの危険が予想される地域はすぐ避難

#### みんなの無事を確認 火災の発生を防ぐ

- 出火防止初期消火 ●初期消火 消火器を使う バケツリレー ●漏電・ガス漏れに注意 ●余震に注意

#### ラジオなどで正しい情報を得る

- 大声で知らせる ●救出・救護を ●防災機関、自主防災組織の情報を確認
- デマにまどわされないように ●避難時に車は極力使用しない ●電話は緊急連絡を優先する

#### 協力して消火活動、救出・救護活動

- 水、食料は蓄えているものでまかなう 7日間の飲料水と食料の備蓄をしておく
- 災害・被害情報の収集 ●無理はやめよう ●助け合いの心が大切 ●壊れた家に入らない

1~2分

3分

5分

10分  
数時間

3日

### 津波

気象庁では、津波による災害の発生が予想される場合に、地震が発生してから約3分を目標に津波警報(大津波、津波)または津波注意報を発表します。

#### 警報・注意報発令時の対応

##### 高い場所へ速やかに避難する

より高い場所へ、より海から遠い場所へ速やかに避難しましょう。

##### なるべく徒歩で避難する

車では渋滞や危険を招く可能性があるため、なるべく徒歩で避難しましょう。

##### 正しい情報を入手する

防災行政無線やテレビ、ラジオなどから正しい情報を入手しましょう。

##### 河川や海岸には近づかない

地震の発生や、警報・注意報が発表された場合、海岸や河川は危険ですので、釣りや海水浴を行っている方は、速やかに海岸から離れ、高い場所へ避難しましょう。

##### 避難指示に従う

避難指示が発令されたらただちに指示に従い、安全で高い場所に速やかに避難しましょう。

### 風水害・台風

大雨や強風はわたしたちに何度も大きな災害をもたらしています。ふだんから気象情報に十分注意し、避難の際もみんなで協力しましょう。

#### 大雨情報をキャッチ!

#### こんなときのわが家の安全対策。

##### 台風対策

- 窓や雨戸はしっかりと閉める。
- 鉢植え等、風で飛ばされそうなものは、飛ばされないように固定したり、家の中へ格納する。
- 停電時に備え、携帯ラジオ、懐中電灯、ろうそくなどを用意する。
- 近所の避難場所と避難経路を確認しておく。

##### 集中豪雨

集中豪雨は、限られた地域に、突発的に短時間に集中して降る豪雨で、梅雨の終わりごろによく発生します。発生の予測は比較的困難で、河川の氾濫、土砂崩れ、がけ崩れなどによる大きな被害をもたらすことがありますので、気象情報に十分注意し、万全の対策をとることが必要です。

##### 大雨注意報

大雨による土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想される場合

##### 大雨警報

大雨による重大な土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想される場合

##### 大雨特別警報

台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合

##### 暴風警報

暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合に発表

防災・消防

# 八重瀬町の指定避難所・指定緊急避難場所 総務課(総務防災班) ☎098-998-2200

八重瀬町の指定避難所及び指定緊急避難場所をお知らせいたします。

## 指定避難所とは

災害が発生した場合に避難してきた被災者を一定期間滞在させるため町が指定する施設です。

## 指定緊急避難場所とは

災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、その危険から命を守るために緊急的に避難する場所です。

## 八重瀬町役場本庁舎の取り扱いについて

台風時において暴風警報が発表された場合や暴風警報が発表される見込みが高い場合は、八重瀬町役場本庁舎を避難所として開設しておりますが、「地震や津波等大規模災害」が発生した場合には、八重瀬町役場は、災害対策本部場所となります。「地震や津波等大規模災害」における避難者の受入は下記の指定避難所において実施いたしますので平時から自宅周辺に近い指定避難所のご確認をお願いします。

## 指定避難所 指定緊急避難場所一覧

地区	No	施設名称	住所	電話番号	指定避難所	指定緊急避難場所	新規・変更	備考
東風平地区	1	東風平運動公園	八重瀬町字東風平1076	998-2140	○	○		
	2	伊覇中央公園	八重瀬町伊覇土地区画整理27街区	-		○	★	
	3	屋宜原中央公園	八重瀬町字屋宜原517-1	-		○		
	4	八重瀬町社会福祉会館	八重瀬町字東風平1318-1	998-4000	○	○		
	5	八重瀬町保健センター	八重瀬町字東風平1318-3	998-1149	○	○		
	6	東風平小学校	八重瀬町字東風平304	998-2105	○	○		
	7	東風平中学校	八重瀬町字東風平267	998-2107	○	○		※洪水時は避難場所として使用不可
	8	八重瀬町図書館・こども学習センター	八重瀬町字屋宜原515-1	998-1350	○	○	★	
	9	南部工業高等学校運動場	八重瀬町字富盛1338	998-2313		○		
	10	八重瀬公園	八重瀬町字富盛1607	-		○		
	11	南部商業高等学校運動場	八重瀬町字友寄850	998-2401		○		
	12	西部プラザ公園	八重瀬町字当銘282	-		○		
	13	白川小学校	八重瀬町字小城551	998-7548	○	○		
具志頭地区	14	八重瀬町スポーツ観光交流施設	八重瀬町字具志頭1305	851-7775	○	○	★	
	15	八重瀬町中央公民館具志頭分館	八重瀬町字具志頭1	998-8383	○	○	★	
	16	具志頭小学校	八重瀬町字具志頭666	998-2216	○	○		
	17	具志頭中学校	八重瀬町字具志頭690	998-2200	○	○		
	18	向陽高等学校広場	八重瀬町字港川150	998-9324		○		
	19	具志頭社会体育館	八重瀬町字具志頭1	998-6635	○	○		
	20	新城小学校	八重瀬町字新城1381	998-2203	○	○		
	21	南の駅やえせ	八重瀬町字具志頭659	998-2344	○	○	★	
	22	港川遺跡公園	八重瀬町字長毛290番地22	-		○	★	※津波時の避難は、公園内の高台場所に限ります

★は令和6年5月より新たに追加された指定避難所、指定緊急避難場所となります。



防災・消防

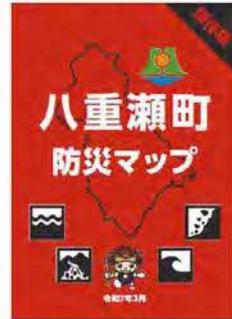
○ 防災マップを確認しよう

防災マップとは、災害の危険がある場所を示した地図です。

洪水、津波、土砂災害等の警戒区域等が表示されています。また、地震や津波等の大規模災害が発生した場合に避難する緊急避難場所や避難所の情報も示されているため普段から確認しておきましょう。

八重瀬町防災マップはこちらから

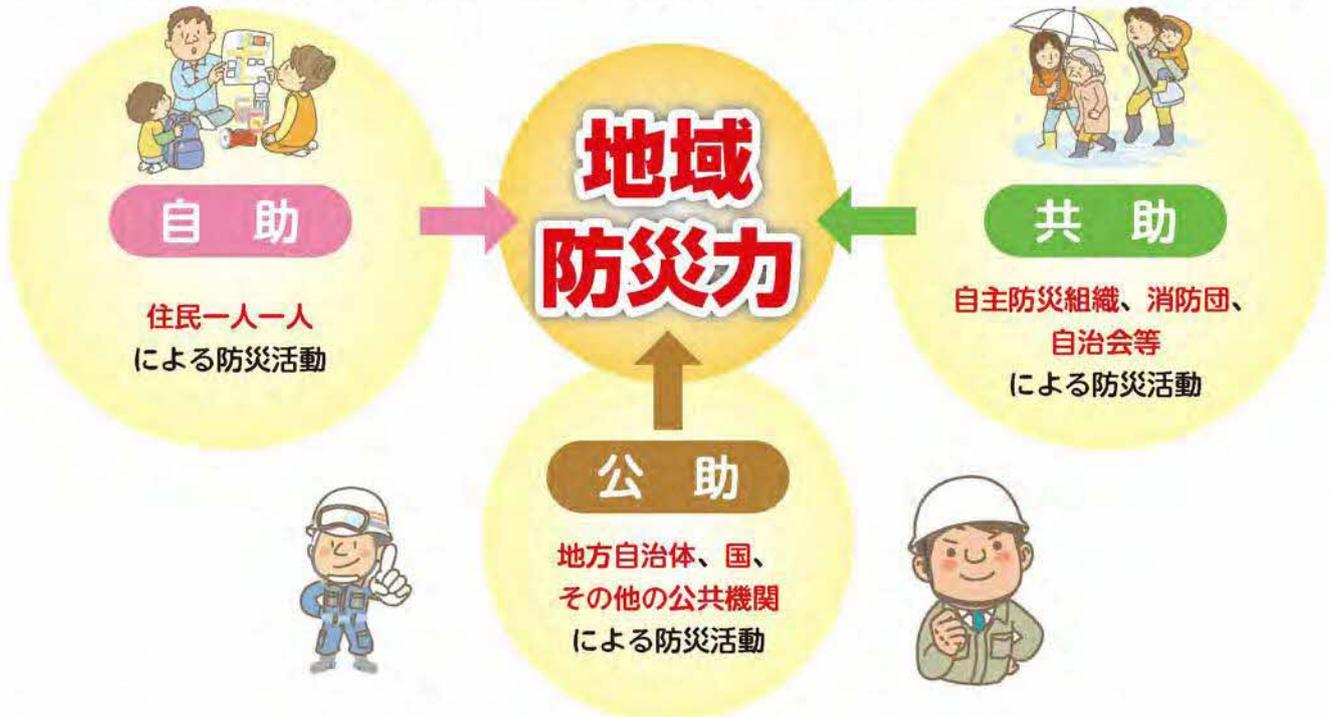
QRコード



○ 地域防災力を高めよう

地域防災力とは「自助」「共助」「公助」の適切な役割分担と相互の連携協力によって確保される地域における総合的な防災の体制及びその能力のことです。

災害から命を守るためには、一人ひとりの「自助」、地域の皆さんによる「共助」を高めることが大切です。



防災・消防

広告

各種プラント工事／機械製罐・製作・据付／重軽量鉄骨・設計・施工

当社にお任せ下さい

# 株式会社牧工業

代表取締役 牧港 徹朗

事務所  
〒901-0504 八重瀬町字後原 348-1  
TEL(098)998-3777  
FAX(098)998-6727





○ 応急手当講習について  
島尻消防本部警防課 ☎948-2512

消防本部では、救命講習(心肺蘇生法、AEDの使用など)の指導を行っています。  
毎月2回月例救命講習を行っています。(毎月第1・第3土曜日14時~17時)詳しくは島尻消防本部までお問い合わせください。

- 応急手当講習の種類
  - ① 上級救命講習(8時間)
  - ② 普通救命講習Ⅰ(3時間)
  - ③ 普通救命講習Ⅲ(3時間)
  - ④ 入門コース(90分)
  - ⑤ 普及員救命講座(8時間×3日)

○ 各種証明書の発行

● 救急搬送証明書  
申請は本人または、ご家族でお願いします。それ以外の方(保険会社関係)の場合は委任状を持参してください。申請時に認印が必要になります。

● 火災証明(火災にあった事実証明)  
申請は世帯本人または、ご家族でお願いします。それ以外の方(例:不動産業者、保険会社関係)の場合は委任状を持参してください。申請時に認印が必要になります。

○ 救急車の適正利用のお願い

近年の救急出場では、軽い怪我や緊急性のないものによる救急要請が増加の傾向にあり、救急車で搬送された傷病者のうち、軽症患者が全体の半分以上を占めています。

そのために、命の危険がある重症患者への救急対応が遅れることが懸念されています。

真に緊急を要する方のために、救急車の適正な利用をお願いします。救急車や救急医療は限りある資源です。みんなで上手に利用し、救急医療を安心して利用することのできる社会を目指しましょう。

○ 通報

● 火災  
どんな小さな火災でも、発見したら大声で知らせて協力を求めて通報してください。

- 通報の際に、通信員が次のことを伺いますので落ち着いてお答えください。
  - ① 現場の住所又は場所・目標になるもの
  - ② 何が燃えているのか
  - ③ 逃げ遅れはいるか
  - ④ あなたの名前・住所・電話番号

● 救急  
重大な病気やけがの場合には、ためらわずにご利用ください。

- 通報の際に、通信員が次の事を伺いますので落ち着いてお答えください。
  - ① 現場の住所又は場所・目標になるもの
  - ② けが人や病人・事故などの状況
  - ③ あなたのお名前・住所・電話番号
 ※場合によっては、応急手当をお願いすることもあります。

○ 消火器の使い方  
島尻消防本部予防課 ☎948-3052

● 初期消火  
「小さな火」のうちに消す、これが、初期消火です。「小さな火」とは、壁やふすまなどの立ち上がり面から上方へ燃え広がって天井まで移っていない火事のことです。出火して間もない火事は、まだ手に負える、勝負のできる火事です。  
手分けして、機敏に消火器を使用したり、水をかけて消火しましょう。



● 消火器の使用期限は概ね10年です。  
個人住宅には、消火器の法的な設置義務はありませんが、住まいの安全性向上のために消火器を設置することをお勧めしています。

○ 住宅用火災警報器について  
島尻消防本部予防課 ☎948-3052

● 消防法及び市町村条例により、すべての住宅に火災警報器等の設置が義務づけられました。

新築 平成18年6月1日から  
既存 平成23年5月31日迄に設置完了

● 感知器の設置場所は？  
寝室 普段就寝している部屋。子供部屋などでも就寝に使用される場合は設置します。  
階段 寝室が存する階の階段上部  
※その他各消防設備の設置基準等については、島尻消防本部予防課までお問い合わせください。

○ 自衛消防隊・防火管理者  
島尻消防本部予防課 ☎948-3052

収容人員30人以上の映画館、店舗、レストラン、ホテル等、収容人員50人以上の学校、共同住宅、工場、事務所等は、防火管理者の選任と自衛消防隊を結成しなければなりません。





# 相談窓口

## 相談窓口コーナー

	相談名	相談内容	受付時間	お問い合わせ
障害・福祉	福祉の一般相談	生計、仕事、離婚、家族のこと、他心配ごとの相談ができます。	月曜日～金曜日 9時～12時、13時～16時	八重瀬町ふれあいプラザ相談室 (八重瀬町社会福祉会館内) ☎998-8411
	障害福祉に関する相談	障害を持った皆さんの生活に関する相談ができます。	月曜日～金曜日(土・日・祝日は休業日) 8時30分～17時15分	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談支援事業所 沖身協 ☎080-8390-1858</li> <li>相談支援センター ハルハウス ☎090-8290-8886</li> </ul>
	高齢者に関する相談	社会福祉士等に高齢者に関する相談ができます。	月曜日～金曜日 9時～12時、13時～17時	地域包括支援センター(役場庁舎1階) ☎998-9598

	相談名	相談内容	受付時間	お問い合わせ
育児・教育	教育相談	不登校になっている児童・生徒・保護者の方が相談できます。	平日、お電話にて相談日程の調整をお願いします。	教育相談室 (東風平地区) 中央公民館内 ☎998-5704
				教育相談窓口 (具志頭地区) 中央公民館具志頭分館内 ☎998-7018
				八重瀬町役場3階 学校教育課 ☎998-7571
	※町内各小中学校でも教育相談ができます。詳しくは、通っている学校へお問い合わせください。			
	発達相談	言葉が遅い、集団活動が苦手など就学前の発達が気になるお子さんを対象に個別に相談できます。	月曜日～金曜日 8時30分～17時15分	発達相談(要予約) 児童家庭課 臨床心理士 (八重瀬町役場1階) ☎998-7163
	子育て相談	健やかに安心して妊娠・出産・子育てができるよう妊娠期から子育て期にわたり相談ができます。		こども家庭センター 児童家庭課 母子保健班 (保健センター内) ☎998-2277 児童家庭課 児童福祉班(八重瀬町役場1階) ☎998-7163

	相談名	相談内容	受付時間	お問い合わせ
人権	人権相談	人権に関する相談ができます。	平日8時30分～17時15分	みんなの人権110番 ☎0570-003-110 ※最寄りの法務局につながります



### 広告

**住宅相談所**  
リフォームorリノベーション

株式会社 **SSPJ**

Instagram  
@sspj\_kanagawa

お気軽にご相談下さい!!  
八重瀬町伊覇281-1  
**TEL 098-987-1993**

総務省 MIC **秘密厳守・相談無料・筆談対応可**

**お困りの際は、行政相談委員へご相談ください!**

行政相談委員は皆さんの身近な相談相手として、総務大臣から委嘱された民間の有識者です。  
日々の生活の中で、お困りのことがあれば、お気軽にご相談ください。

役所の手続きがわからない。  
 介護や子育てなどで、困っている。  
 道路、公共施設などを改修してほしい。

相談日	開設場所	時間	担当行政相談委員
毎月第2火曜日	八重瀬町 社会福祉会館	14時～16時	久保田 信弘
毎月第4火曜日	八重瀬町役場	まで	友寄 隆安

くくみみ沖縄  
健康福祉相談センター

<お問合せ先> 沖縄行政評価事務所 行政相談課(くくみみ沖縄) 行政苦情110番:0570-090110

	相談名	相談内容	受付時間	お問い合わせ
人権	男性相談	男性職員が対応します。家庭や職場での人間関係、DV、心や体の悩み、生き方などの相談ができます。	毎週 日曜・月曜日 (年末年始12/29～1/3、 祝日除く) 10時～16時	沖縄県男女共同参画センター「ているる」 ☎868-4011
	女性相談	法務局職員または人権擁護委員が対応します。セクハラ、DVなどの相談ができます。	平日8時30分～17時15分	(2025年10月より「みんなの人権110番」)に結合されました。 ☎0570-003-110(ガイダンスに従い1番を入力)
	子ども相談	いじめや体罰、虐待などの相談ができます。	平日8時30分～17時15分	子どもの人権110番 ☎0120-007-110(通話料無料)
	おきなわ子ども虐待ホットライン	「虐待かな?」と思ったらいつでもお電話してください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>月～金17時15分～翌日8時30分</li> <li>土・日・祝祭日24時間受付</li> <li>虐待以外の相談は平日月～金9時～16時</li> </ul>	中央児童相談所 ☎886-2900

	相談名	相談内容	受付時間	お問い合わせ
法律	法律相談(弁護士)	相続や離婚、損害賠償などの問題を弁護士に無料で相談できます。	第2、第4水曜日 14時～16時(1人30分) ※事前予約が必要です。	八重瀬町社会福祉協議会 ☎998-8411

	相談名	相談内容	受付時間	お問い合わせ
その他	消費生活相談	専門相談員に架空請求、ワンクリック請求、訪問販売、マルチ商法等、消費者生活に関する相談ができます。	月曜～金曜日(祝日は除く)10時～16時(12時～13時は除く)	沖縄県消費生活センター (沖縄県庁1階) ☎863-9214
	行政相談	行政などへの苦情、要望、意見等に関する相談を行政相談委員に相談できます。	電話:月曜～金曜日 9時～16時45分 ※時間外及び土日・祝日は留守番電話対応	行政苦情110番 ☎098-867-1100
			毎月第2火曜日14時～16時 ※祝日は休み	八重瀬町社会福祉協議会 ☎998-8411
			毎月第4火曜日14時～16時 ※祝日は休み	八重瀬町役場2階 総務課 ☎998-2200
	八重瀬町こころの相談窓口	心や身体の悩み、生活上の悩みごと等に関して、精神保健福祉士に相談できます。	毎週木曜日 10時～12時、13時～15時 ※祝日は休み	八重瀬町社会福祉協議会 ☎998-8411
町税に関する相談	様々な事情で町税等を納期内に納めることができない場合は、そのまま放置せず税務課へご相談ください。	月曜～金曜日 8時30分～17時15分	八重瀬町役場1階 税務課(収納班) ☎998-2700	

広告

**相続登記はお済ですか?**  
令和6年4月から相続登記が義務化されております。

◎相続・不動産登記等の相談・申請手続  
◎相談は無料です

**下門司法書士事務所**  
司法書士 下門 真男

お気軽にご相談、ご利用下さい

平日/午前9時～午後6時  
八重瀬町字安里 343 番地 1  
**TEL.(098)987-4388**  
**FAX.(098)987-9600**





# 届出・証明・登録

各種の届出・証明・手続きは私たち町民の居住地や身分関係を明らかにするものです。お子様が生まれたとき、居住地に変更があった時などは必ず期間内に届け出てください。

## 転入届・転出届・転居届等

住民環境課 ☎998-2443

住居の異動や世帯の内容が変わったときは、必ず手続きをしてください。赤ちゃんの予防接種、小学校の入学、選挙、就職、印鑑証明、国民健康保険・国民年金の加入などは、住民基本台帳に登録されていることが必要です。また、これらの手続きは期間内に行わない場合、不利益を被る恐れがあります。

届出の種類	届出期間	必要なもの	届出人
転入届 ※町外から八重瀬町への引越し	八重瀬町に住み始めた日から14日以内	1. 住民異動届(住民環境課窓口のカウンターにあります) 2. 転出証明書(前に住んでいた市区町村の役所で発行したもの) 3. 本人確認できるもの(運転免許証、在留カード等) 4. マイナンバーカード(該当者のみ) ※国外からの転入の場合 パスポート、戸籍謄本と戸籍の附票(本籍地が八重瀬町の場合は不要です)をご持参ください。転出証明書は不要です。	※届出義務者は本人または世帯員(本人または世帯員以外は委任状が必要です)
転出届 ※八重瀬町から町外への引越し	引越す前後14日以内	1. 住民異動届(住民環境課窓口のカウンターにあります) 2. 本人確認できるもの(運転免許証、在留カード等) 3. 印鑑登録証(登録している方のみ)、マイナンバーカード(該当者のみ)、住基カード(該当者のみ) 4. 国民健康保険被保険者証または資格確認書(該当者のみ) ※その他、行政サービスを受けられている方は各担当課までお問い合わせください。	※届出義務者は本人または新世帯員(本人または新世帯員以外は委任状が必要です。)
転居届 ※八重瀬町内で引越し	住み始めた日から14日以内	1. 住民異動届(住民環境課窓口のカウンターにあります) 2. 本人確認できるもの(運転免許証、在留カード等) 3. マイナンバーカード(該当者のみ) 4. 国民健康保険被保険者証または資格確認書(該当者のみ) 5. 後期高齢者医療被保険者証(該当者のみ) ※その他、行政サービスを受けられている方は各担当課までお問い合わせください。	※届出義務者は本人または新世帯員(本人または新世帯員以外は委任状が必要です。)
世帯変更届 ※世帯主の変更や世帯の合併、分離等	変更のあった日から14日以内 ※ただし、客観的な変更の日付が提示できなければ、届出日が変更日になります。	1. 住民異動届(住民環境課窓口のカウンターにあります) 2. 本人確認できるもの(運転免許証、在留カード等) 3. 国民健康保険被保険者証または資格確認書(該当者のみ) ※その他、行政サービスを受けられている方は各担当課までお問い合わせください。	※届出義務者は本人または新世帯員(本人または新世帯員以外は委任状が必要です。)

※届出期間を過ぎた場合は早めの手続きをお願いします。

※有効なマイナンバーカードをお持ちの方は届出期間内にマイナポータルから転出届をオンラインで提出できます。

## 戸籍の届出

住民環境課 ☎998-2443

窓口において、婚姻届、協議離婚届、養子縁組届、養子離縁届、認知届をする際には来庁者の本人確認を行いますので、運転免許証やパスポート、マイナンバーカード等顔写真入りの身分証明書を持参してください。

※戸籍の届出人とは届書の「届出人の欄」に署名、押印する方です。

	届出の期間	届出人	必要なもの	届出の場所	注意事項
出生届	生まれた日から14日以内	・父または母 ※上記以外の方が届出をする際はお問い合わせください。	・出生証明書(病院で発行)及び出生届書 ※1枚の用紙になっています。 ・親子健康手帳 ・国民健康保険被保険者証または資格確認書等(加入者)	次のいずれかの市町村 ・父母の本籍地 ・届出人の所在地 ・出生地	※命名は、常用漢字・人名漢字・ひらがな・カタカナを使用してください。
死亡届	死亡の事実を知った日から7日以内	・親族 ・同居人 ・家主、地主、家屋、土地の管理人、後见人、保佐人、補助人、任意後见人	・死亡診断書又は死体検案書(病院で発行)及び死亡届書 ※1枚の用紙になっています。 ・国民健康保険被保険者証または資格確認書等(加入者)	次のいずれかの市町村 ・死亡者の本籍地 ・届出人の所在地 ・死亡地	※火葬許可証明書を発行します。
婚姻届	任意(受理された日から効力が発生します)	婚姻する二人	・婚姻届書 ・国民健康保険被保険者証または資格確認書等(加入者) ・国民年金手帳(加入者) ※外国の方との結婚についてはお問い合わせください。	二人のいずれかの本籍地  二人のいずれかの所在地	※届書には証人2人(成年)の署名が必要です。 ※住所の異動がある方は住民異動届が必要です。



届出・証明・登録

	届出の期間	届出人	必要なもの	届出の場所	注意事項
離婚届	任意(受理された日から効力が発生します) ※調停、裁判などの離婚の場合は離婚成立から10日以内	夫と妻 ※調停、裁判などの離婚の場合は申立人	<ul style="list-style-type: none"> <li>離婚届書</li> <li>国民健康保険被保険者証または資格確認書等(加入者)</li> <li>国民年金手帳(加入者)</li> <li>※調停、裁判などの離婚の場合は調停調書の謄本または裁判の謄本及び確定証明書</li> </ul>	次のいずれかの市町村 <ul style="list-style-type: none"> <li>夫妻の本籍地</li> <li>夫妻の所在地</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>※協議離婚は証人2人(成年)の署名が必要です。</li> <li>※住所の異動がある方は住民異動届が必要です。</li> </ul>
転籍届	任意(受理された日から効力が発生します)	戸籍の筆頭者及び配偶者	<ul style="list-style-type: none"> <li>転籍届書</li> </ul>	次のいずれかの市町村 <ul style="list-style-type: none"> <li>届出人の本籍地</li> <li>届出人の所在地</li> <li>転籍地</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>※住所の異動がある方は住民異動届が必要です。</li> </ul>
不受理申出書	届出の意思がないとき	申出者 ※本人確認あり	<ul style="list-style-type: none"> <li>不受理申出書</li> <li>身分証(運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>届出人の本籍地</li> <li>届出人の所在地</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>※「離婚届」「離縁届」など双方の意思がととのわない時に、届書が受理されるのを防ぐための申出書です。</li> </ul>

その他に、「養子縁組届」「養子離縁届」「認知届」「分籍届」「氏名変更届」などがありますが、それぞれの届出や詳しい内容については、窓口へお問い合わせください。

## 戸籍・住民票などの各種証明

住民環境課 ☎998-2443

〈手続きに必要なもの〉

- 窓口に来る方の本人確認の為、運転免許証やパスポート、健康保険証または資格確認書等の身分証をご持参ください。
- 印鑑登録証明書の発行には、本人の印鑑登録証(カード)が必ず必要です。

証明等の種類	手数料	注意事項
住民票抄本(個人)・謄本(全員)	1通 300円	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人、同一世帯員(元同一世帯員)の方以外は、前記の者からの委任状が必要です。</li> </ul>
住民票除票	1通 300円	
住民票記載事項証明	1件 300円	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人、配偶者、直系血族以外の方は前記の者からの委任状が必要です。</li> </ul>
戸籍謄本(全部事項証明) 戸籍抄本(一部事項証明)	1通 450円	
除籍(謄本・抄本)	1通 750円	
改製原戸籍(謄本・抄本)	1通 750円	
戸籍の附票	1通 300円	
戸籍の記載事項証明	1通 350円	

証明等の種類	手数料	注意事項
身分証明書	1通 300円	<ul style="list-style-type: none"> <li>成人された方で本人以外の方が請求する際、本人からの委任状がなければ交付できません。</li> </ul>
戸籍届書の記載事項証明書	1通 350円	<ul style="list-style-type: none"> <li>本籍地又は届出をした市町村役場にお問い合わせください。</li> </ul>
戸籍届書の受理証明書	1通 350円 1通 1,400円[上質紙]	<ul style="list-style-type: none"> <li>届出した市町村役場において届出人のみ交付可能です。</li> </ul>
印鑑登録証明書	1通 300円	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人の印鑑登録証が必要です。</li> </ul>
住民票の閲覧	1件 300円	<ul style="list-style-type: none"> <li>調査研究又は公共的団体の活動の中で、公益性が高いと認められる場合</li> <li>事前にお問い合わせください。</li> </ul>
不在住証明書	1通 300円	—
不在籍証明書	1通 300円	—
住民票の広域交付	抄本 1人 300円 (八重瀬町における手数料)	<ul style="list-style-type: none"> <li>一部を除く全国の市町村役場にて他市町村の窓口でも住民票(本籍省略のみ)が請求できます。詳しくは事前に住民環境課までお問い合わせください。</li> <li>本人又は同一世帯の方のみ交付可能</li> <li>※受付時間は8時30分～17時まで</li> </ul>

### マイナンバーカードによる証明書交付について

#### コンビニ交付

証明書交付時間 6時30分～23時

利用できるコンビニ:ファミリーマート、ローソン、セブンイレブン、株式会社イオン琉球

## 印鑑登録

住民環境課 ☎998-2443

### ○ 印鑑登録証明書について

印鑑登録証明書は、不動産登記、自動車登録、公正証書の作成など国民の権利・義務の発生などを伴う行為に広く利用されています。

#### ● 受付窓口

平日:8時30分～12時、13時～17時15分

※12時～13時は登録業務は行っており、証明書交付は行っています。

#### ● 登録できる方

- 八重瀬町内に住所登録をしている15歳以上の方(※成年被後見人は登録できません。)
- 登録できるのは原則本人です。

● 登録手数料 1件 400円

● 証明書手数料 1通 300円

#### ● 登録手続きに必要なもの

- 登録する印鑑(一人1個まで) ※ただし、同一世帯内で同じ印鑑は登録できません。
  - 官公署発行の顔写真付の身分証明書(運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、住基カード(写真付)、在留カード等) ※有効期限内のものに限る
- 上記身分証がない方は、住民環境課までお問い合わせください。

## マイナンバー制度

### ～社会保障・税番号制度～

住民環境課 ☎998-2443

マイナンバーとは、国民一人ひとりが持つ12桁の番号です。

平成27年10月から国民に配布され、平成28年1月からは社会保障・税・災害対策の行政手続きで利用が開始されています。

#### <マイナンバーカードのメリット>

- マイナンバーを証明する書類として活用できる。
  - 本人確認の際の身分証明として活用できる。
  - コンビニで各種証明書を取得できる。
  - 各種行政手続きのオンライン申請に活用できる。
  - 各種民間のオンライン取引利用や様々な行政サービス等をマイナンバーカードと一体化できる。
- 引っ越しの際はマイナンバーカードの住所変更手続きも必要です。

## 公的個人認証サービス

住民環境課 ☎998-2443

公的個人認証サービスとは、インターネットを通じて安全・確実な行政手続き等を行うために、他人によるなりすまし申請や電子データが通信途中で改ざんされていないことを確認するための機能(電子証明書)を安価で提供するものです。

この公的個人認証サービスを利用することによって、ご自宅や職場などのパソコンから税の電子申告(e-Tax)や各種行政手続きを行うことができます。

詳しくは住民環境課窓口までお問い合わせください。

※電子証明書を利用する際は別途ICカードリーダーライターが必要です。

## 戸籍証明書等の広域交付

住民環境課 ☎998-2443

令和6年3月1日から、戸籍証明書等の広域交付が開始され、本籍地以外の最寄りの市区町村窓口で戸籍証明書等が取得できます。ただし、請求後発行できない場合は、本籍地での請求を案内することもあります。下記の内容をご確認のうえ、広域交付のご利用をお願いします。

	請求ができる方	必要なもの
戸籍謄本 (戸籍全部事項証明書)	● 本人 ● 本人の父母や祖父母(直系尊属) ● 本人の子や孫(直系卑属)	顔写真付きの身分証明書(運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等) ※健康保険証、年金手帳等は本人確認書類として認められません。
除籍謄本 (除籍全部事項証明書)		
改製原戸籍謄本		

※請求ができる方が、市区町村の窓口にお越しになって請求する必要があるため、郵送による請求、弁護士等の職務上請求、代理人による請求や委任状等での請求はできません。

※戸籍抄本、除籍抄本、戸籍の附票、行政証明書(不在籍、戦災滅失等)の請求はできません。

※請求内容によっては、発行にお時間がかかりますので、お時間に余裕を持ってお越しください。



届出・証明・登録

## パスポート申請

住民環境課 ☎998-2443

受付窓口	八重瀬町役場 住民環境課
申請できる方	本町に住民登録がある方 本町に通勤または通学をしている方(証明書が必要) マイナンバーカードをお持ちの方は電子申請が可能です。
受付時間	【申請】平日8時30分～16時(15時以降は翌日受付扱い) 【受取】平日8時30分～17時 ※12時～13時は受付出来ません
休業日	土日・祝祭日、年末年始(12月29日～1月3日)、慰霊の日(6月23日)

必要な書類(※) (紙申請の場合)	一般旅券発給申請書、戸籍謄本、本人確認書類、パスポート規格の写真など (※)戸籍謄本や本人確認書類、写真などの詳細についてはお問い合わせください。
手数料(※) (紙申請/電子申請)	10年旅券(16,300円/15,900円)
	5年旅券(11,300円/10,900円)
	12歳未満(6,300円/5,900円) (※)現金払いではございません。詳細についてはお問い合わせください。
交付日数	申請から約3週間

※申請内容によって異なるため、住民環境課までお問い合わせください。

## 具志頭出張所(南の駅やえせ内)における取り扱い業務

住民環境課 ☎998-2101

●受付時間 平日:8時30分～12時、13時～17時15分

●取り扱い業務

戸籍 住民票 印鑑	<ul style="list-style-type: none"> <li>戸籍の届出(出生届、婚姻届、離婚届、死亡届(埋火葬許可)、転籍届など)</li> <li>住民異動の届出(転入届、転出届、転居届など)</li> <li>印鑑の登録・廃止</li> <li>各種証明書の交付(戸籍謄抄本、住民票謄抄本、戸籍の附票、印鑑登録証明書、身分証明書など)</li> </ul>
税・料金	<ul style="list-style-type: none"> <li>税金の納付(固定資産税、町・県民税、軽自動車税、国民健康保険税)</li> <li>料金の納付(保育料、後期高齢者医療保険料、給食費、通学バス使用料)</li> <li>税証明書等の交付(課税証明、非課税証明、所得証明、評価証明、資産証明、公課証明、納税証明、固定資産税課税台帳、国民健康保険税納税証明、後期高齢者医療保険料納付証明)</li> <li>各税金・保険料等納付書の再発行(※)</li> </ul>
国民健康保険	<ul style="list-style-type: none"> <li>国民健康保険の加入・喪失の届出(資格確認書等は原則、後日受け取りとなります。)</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>重度心身障害者(児)医療費助成申請の受付</li> <li>生活保護変更申請(傷病届)の受付</li> </ul>

※1 納付書の再発行は即時納付のためのものです。納付相談を要するものなど、出張所で発行できない場合があります。

※2 住所異動や戸籍届出に伴う手続きで、転入学手続き、児童手当の申請、年金に関する事など出張所では取り扱いのない業務がありますので事前にお問い合わせください。



届出・証明・登録



# 税金・保険・年金

## 町民税

税務課 ☎998-9593

### ◇ 個人住民税について

個人住民税(町民税・県民税)は、住民にとって身近な行政サービスに必要な費用を、住民それぞれの負担能力に応じて納める税金です。1月1日現在の住所地で、その前年中の所得金額に応じて課税されます。

本町に個人住民税を納める人は、①町内に住んでいる人(均等割、所得割)②町内に事務所又は家屋敷を有する人(均等割)です。

### ◇ 法人町民税について

町内に事務所、事業所等を有する法人等が納税義務者となる税金です。

法人町民税は、均等割額と法人税割額で成り立っており、均等割額は法人の資本金等、従業者数によって算出し、法人税割額は国税である法人税額に基づき算出します。

町内に事務所、事業所等を設置した法人等は、設置届を提出するとともに、毎決算期後2ヶ月以内に申告書を提出し、その申告した税額を納めていただくこととなります。

## 軽自動車税

税務課 ☎998-9593

軽自動車税は、その年度の4月1日現在で登録された軽自動車・バイクの所有者に対して課税されます。納期限は5月末日です。

軽自動車・バイクなどを取得したとき、廃車、譲渡、盗難などで所有しなくなったとき、または転入、転出などの住所変更があったときは必ず所定の手続きをしてください。

車種	申告場所
原動機付自転車 (125cc以下のバイク・ミニカー) 小型特殊自動車	八重瀬町役場 税務課 ☎998-9593
軽自動車	軽自動車検査協会沖縄事務所 浦添市港川512番地51 ☎050-3816-3126
軽2輪・2輪の小型自動車 (125ccを超えるバイク)	沖縄総合事務局 陸運事務所 浦添市港川512番地4 ☎050-5540-2091

## 固定資産税

税務課 ☎998-9593

固定資産税は、毎年1月1日(「賦課期日」といいます)に土地、家屋、償却資産(これらを総称して「固定資産」といいます)を所有している人がその固定資産の評価額をもとに算定される税額をその固定資産の所在する市町村に納める税金です。

固定資産税を納める人は、原則としてその固定資産の所有者です。ただし、所有者として登記(登録)されている人が賦課期日前に死亡している場合などには、賦課期日現在でその固定資産を現に所有している人が納税義務者になります。

固定資産のうち土地と家屋の評価額は3年に1度評価替えが行われます。固定資産の評価は、総務大臣が定めた固定資産評価基準に基づいて行われ、市町村長がその評価額を決定し、この評価額をもとに課税標準額を算定します。このように決定された評価額や課税標準額が固定資産課税台帳に登録されます。

### ● 償却資産の申告

償却資産の所有者は、毎年1月1日現在の償却資産の状況を1月31日までに申告していただきます。これに基づき、その価格を決定します。

## 町税に関する証明・閲覧について

税務課 ☎998-9593

### ◇ 窓口での手続き方法

各種証明の請求・閲覧申請をするときは、運転免許証・保険証等、申請される方の身分確認できるものを必ずお持ちください。

代理人又は法人が申請するときは、委任状と窓口に来られる方の身分の確認ができる証明書等の提示をお願いしています。

### ◇ 委任状について

委任する内容、本人(証明書が必要な方、所有者)と委任された方(窓口に来られる方)双方の住所、氏名、生年月日等を記入してください。

※委任状は委任者本人が自署してください。

※法人名義の申請には、社印または社名の入った代表者印を押印してください。



税金・保険・年金

令和7年4月1日現在

証明書等の種類	手数料	持参するもの		具志頭出張所	
		身分証	委任状(申請者が本人以外の場合)		
町民税関係	1 所得証明書	300円	○	○(同一世帯は不要)	○
	2 課税(非課税)証明書	300円	○	○(同一世帯は不要)	○
	3 扶養証明書	300円	○	○(同一世帯は不要)	○
	4 申告書の写し	なし	○	○(同一世帯は不要)	×
	5 営業証明書(法人)	300円	○	○(社印があれば不要)	○
納税関係	6 納税証明書(個人)	300円	○	○(同一世帯は不要)	○
	7 納税証明書(法人)	300円	○	○(社印があれば不要)	○
固定資産税関係	8 車検用納税証明書	なし	×	×	○
	自動車検査証持参				
	9 資産(無資産)証明書	300円	○	×	○
	10 評価証明書	300円	○	○	○
	11 公課証明書	300円	○	○	○
	12 住宅用家屋証明書	1200円	×	×	×
	新築の場合:登記申請書(建物表示登記)及び各階平面図の写し、住民票の写し(未入居の場合は申立書)、建築確認申請書(図面コピーのため)				
	売買の場合:登記簿謄本の写し、売買契約書の写し、住民票の写し(未入居の場合は申立書)				
	13 既存宅地証明書	300円	×	×	×
	14 家屋滅失証明書	300円	×	×	×
	15 閲覧(地籍図)	なし	×	×	×
16 閲覧(土地・家屋台帳)	300円	×	×	×	
17 土地・家屋名寄台帳(兼)課税台帳	300円	○	○	○	
その他	18 原付の証明書再発行	なし	○	○(同一世帯は不要)	×
	19 仮ナンバーの借用	本町で取り扱っておりません。近隣では、糸満市、豊見城市、南城市、南風原町が借用を受け付けています。			

※税に関する証明書の発行手数料が一部改定されます。(令和6年4月1日から)

納税証明書・所得課税(非課税)証明書・固定資産記載事項(資産、評価、公課)証明書1枚につき300円(2枚だと600円、3枚だと900円)

マイナンバーカードによる税関係証明書のコンビニ交付について

●交付対象証明証

所得証明書、所得課税(非課税)証明書  
 ※どちらの証明書も現年度分のみ交付可能。  
 ※非課税者の場合、所得課税(非課税)証明書に所得金額は記載されません。

●交付可能時間

6時30分～23時

利用できるコンビニ:ファミリーマート、ローソン、セブンイレブン、株式会社イオン琉球

町税の納期

税目		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
町民税	個人	普通徴収			第1期		第2期		第3期		第4期		
		特別徴収	徴収月の翌月10日まで(6月から翌年5月まで)										
	法人	確定申告	事業年度終了後2ヶ月以内										
		中間申告	事業年度開始後6ヶ月を経過した日から2ヶ月以内										
固定資産税		第1期			第2期					第3期		第4期	
軽自動車税			全期										

※口座振替の場合、振替日は各納期月の20日になります。

※各税の納期限及び口座振替日が土、日、祝日にあたる場合は、それぞれ翌日以降の営業日が納期限、振替日となります。

## 納付期限が過ぎた町税の納付について

税務課 ☎998-2700

お手持ちの納税通知書・再発行納付書の納付期限が過ぎてしまった場合、各金融機関やコンビニエンスストアでの納付ができませんのでご注意ください。

納付期限が過ぎてしまった場合は、税務課までご連絡くださいますようお願いいたします。

※具志頭出張所では再発行はしていません。

## 納期内納付が困難な人は早めの相談を

税務課 ☎998-2700

### 納付相談

町税は、定められた納期限までに自主的に納めていただくことになっております。しかしながら、病気や失業など、やむを得ない理由で一時的に税金を納めることができない場合は、生活状況などを聞かせていただいた上で、分割納付をすることもできます。滞納を放置せず、八重瀬町役場1階税務課(収納班)へ相談してください。

## 国民健康保険

健康保険課 ☎998-2210

### 国民健康保険制度(国保)

国民健康保険(国保)は、都道府県及び市町村が保険者となって運営する公的な医療保険制度です。

加入者のみなさんが病気やけがに備えてお金(保険税)を出し合い、医療費を負担する制度です。

### 国民健康保険に加入する人

- お店などを経営している自営業の人
- 農業、漁業などを営んでいる人
- パートやアルバイトなどをしていて、職場の健康保険などに加入していない人
- 退職して職場の健康保険などをやめた人
- 3か月を超えて日本に滞在するものと認められた外国籍の人(観光・保養目的の在留資格を持つ人などは除く)

### 国民健康保険に加入するとき・やめるとき

国民健康保険に加入するときややめるときなどには、14日以内に届け出が必要です。

届け出が必要なときと必要なものは表のとおりです。

	こんなとき	届け出に必要なもの
国保に加入するとき	ほかの市町村から転入してきたとき	転入前の市町村の転出証明書
	職場の健康保険をやめたとき	職場の健康保険をやめた証明書
	職場の健康保険の被扶養者からはずれたとき	被扶養者でない理由の証明書
	子どもが生まれたとき	資格確認書等、親子健康手帳
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書
	外国籍の人が加入するとき	在留カード

	こんなとき	届け出に必要なもの
国保をやめるとき	ほかの市町村に転出するとき	資格確認書等
	職場の健康保険に加入したとき	国保と職場の両方の資格確認書等
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	または加入が証明できるもの
	国保被保険者が亡くなったとき	資格確認書等、死亡を証明するもの
	生活保護を受け始めたとき	資格確認書等、保護開始決定通知書
	外国籍の人がやめるとき	資格確認書等、在留カード
その他	世帯主や氏名が変わったとき	資格確認書等
	世帯が分かれたり、いっしょになったりしたとき	資格確認書等
	修学のため、別に住所を定めるとき	資格確認書等、在学証明書
	施設に入所したとき	資格確認書等、入所証明書
	資格確認書等をなくしたとき(あるいは汚れて使えなくなったとき)	

すべての届け出に必要なもの:マイナンバーカード、または本人確認書類



税金・保険・年金

## 国民健康保険税

### ●保険税の決め方

毎年4月1日現在の加入状況により課税されます。(4月1日以降に加入した場合は、加入した日の属する月から月割で課税されます。)

	医療保険分	支援分	介護保険分
所得割	7.17%	2.72%	1.90%
均等割	18,600円	6,900円	6,300円
平等割	21,800円	8,100円	5,000円
賦課限度額	66万円	26万円	17万円

(保険税の税額:令和7年4月1日現在)

### ●保険税の納め方

保険税を納める義務は世帯主にあります。  
(納期限)7月(1期)～3月(9期)までの毎月末日が納期限となっています。

(納付方法)納付書払い、口座振替、年金天引きにより納付することができます。

(納付場所)八重瀬町役場、銀行、農協、郵便局、コンビニエンスストアで納付することができます。

### ●納付相談

保険税には、国の定める軽減制度や町独自の減免制度がありますので、毎年の所得申告を必ず行ってください。

納期ごとの納付が困難な方は、早めに健康保険課までご相談ください。

## 国保で受けられる給付

医療機関の窓口で資格確認書等を提示すれば、年齢などに応じた自己負担割合分を支払うだけで医療を受けることができます。

## こんなときにも支給があります

### ●出産育児一時金の支給

被保険者が出産したとき、申請により支給されます。妊娠12週(85日)以降であれば死産・流産でも支給されます。

### ●葬祭費の支給

被保険者が亡くなったとき、申請により葬祭を行った人に支給されます。

### ●移送費の支給

医師の指示により、緊急やむを得ず重病人の入院や転院などの移送に費用がかかったとき、申請して国保が必要と認めた場合に支給されます。

### ●高額療養費の支給

同じ月内の医療費の自己負担額が高額になったとき、自己負担限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。

### ●はり・きゅう等施術利用券

はり・きゅう・あんまマッサージに使える助成券を発行しています。

○対象者は次の要件を満たす方です。

- ①八重瀬町国民健康保険に加入している方
- ②国民健康保険税の未納のない世帯の方

③保険適用の施術を受けていない方

○助成額は1日1回につき助成券1枚1,000円です。

○交付枚数はお一人様、年度内最大12枚です。1回の申請につき4枚の交付で、最大3回まで申請ができます。ただし、配布予定数に達し次第受付終了となります。

○八重瀬町指定の施術所のみ利用可能です。

## 特定健康診査 保健センター ☎998-1149

### ●特定健康診査

特定健診は生活習慣病の発症や重症化を予防するために行います。八重瀬町では糖尿病や人工透析を予防するために血糖値や腎臓の状態がわかる検査項目を含んだ健診を行います。

対象者:国民健康保険加入者の40歳～74歳の方  
費用:無料

## 特定保健指導 保健センター ☎998-1149

### ●健診結果について

特定健診結果から、メタボリックシンドローム該当者又は予備群の方へ、保健師・栄養士の専門スタッフが生活改善のためのアドバイスを行います。

## 後期高齢者医療

健康保険課 ☎998-2210

この制度は、県内すべての市町村が加入する沖縄県後期高齢者医療広域連合が保険者となって、市町村との役割分担のもとに運営されています。

対象者(被保険者):満75歳以上の方及び一定の障害がある  
と認定された65歳以上の方

保険料:被保険者がそれぞれ負担します。保険料の決定は広域連合が行い、市町村が徴収して、広域連合に納付します。

日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満のすべての方は、国民年金に加入し、保険料を納付する義務があります。公的年金の給付は高齢者の方が受け取れる「老齢基礎年金」の他に、「障害基礎年金」「遺族基礎年金」があります。

加入種別

- 第1号被保険者(自営業者・学生など)**  
20歳以上60歳未満の自営業者、農林漁業者、学生・無職の方。  
※納付書や口座振替等で保険料を納めます。
- 第2号被保険者(会社員・公務員等)**  
厚生年金保険や共済組合に加入している方。  
※勤務先が加入手続きをします。  
※保険料は給料から天引きされますので、個別に納める必要はありません。
- 第3号被保険者(第2号被保険者に扶養されている妻や夫)**  
会社員、公務員などに扶養されている配偶者。  
※勤務先が加入手続きをします。  
※保険料は配偶者が加入している制度が負担しますので、個人で納める必要はありません。
- 任意加入者(希望により加入できます)**  
以下のいずれかの条件を満たす方が厚生年金・共済組合等に加入していないときは、任意加入することができます。ただし、さかのぼって加入することはできません。
  - ・年金額を増やしたい65歳までの方
  - ・受給資格期間を満たしていない70歳までの方
  - ・外国に居住する20歳以上65歳未満の日本人
- 付加保険料と付加年金**  
毎月の定額保険料に付加保険料(月額400円)を納めた場合、将来の老齢基礎年金に年額で【200円×付加保険料を納めた月額】の付加年金が加算されます。

給付の種類

- 老齢基礎年金**  
保険料を納めた期間(免除期間を含む)が10年以上ある方は、原則65歳から老齢基礎年金を受け取ることができます。  
希望により60歳から65歳未満の間に繰り上げ請求、66歳以降から繰り下げ請求することもできます。  
※繰り上げ・繰り下げ請求の場合は受給率が異なります。
- 障害基礎年金**  
国民年金加入中(過去に被保険者であった方で、60歳以上65歳未満で日本国内に住所がある方を含む)や20歳前の病気やけがによって国民年金法に定める1級又は2級の障害の状態にある時に支給されます。ただし、納付要件があります。
- 遺族基礎年金**  
国民年金の被保険者又は老齢基礎年金の受給資格が25年以上ある方が亡くなった時、その方によって生計を維持されていた子のある妻又は子に支給されます。ただし納付要件があります。  
※子が18歳に到達した年度末まで。あるいは1級・2級の障害の状態にある子は20歳に達するまで。
- 寡婦年金**  
老齢基礎年金の受給資格がある夫が年金を受けずに亡くなった時、10年以上の婚姻期間があった妻に60歳から65歳までの期間支給されます。
- 死亡一時金**  
第1号被保険者として保険料を3年以上納めた方が、年金を受けずに亡くなり、その遺族が遺族基礎年金などを受けられない場合に支給されます。

税金・保険・年金

こんな時は届出を

被保険者

こんな時	どうする	届出先	手続きに必要なもの
退職した	加入手続き(配偶者も)	町役場	年金手帳・資格喪失証明書等
保険料を納めることが困難	保険料免除・納付猶予申請	町役場	年金手帳・失業の場合は雇用保険被保険者離職票等・学生証(在学証明書)・身分証明書
保険料を納めることが困難な学生	学生納付特例申請		
配偶者の扶養から外れた	第3号から第1号への種別変更	町役場	年金手帳・扶養から外れた年月日がかかる書類・身分証明書
配偶者の扶養になった	第3号への種別変更	配偶者の勤務先	左記へ確認
配偶者が会社を変った	引き続き第3号となる手続き	配偶者の新しい勤務先	左記へ確認
年金手帳をなくした ※令和4年4月から年金手帳は基礎年金番号通知書に変わりました。	再交付	第1号→年金事務所・町役場	身分証明書
		第2号→勤務先	左記へ確認
		第3号→年金事務所	
口座振替開始・停止	口座振替納付(変更)申出書	金融機関・年金事務所・町役場	通帳印・通帳・身分証明書
納付書を紛失	納付書再発行	年金事務所	年金手帳・身分証明書等
免除していた保険料を納めたい	追納申出書	年金事務所	年金手帳・身分証明書



# 出産・子育て

## 出産・子育て

児童家庭課母子保健班(八重瀬町保健センター内) ☎998-2277

対象者	種類	内容
妊婦	親子健康手帳(母子健康手帳)の交付(予約制)	妊娠したら、速やかに妊娠届出を行い、親子健康手帳の交付を受けましょう。妊娠・出産及び育児に関する親子の健康記録として活用ができます。母子保健事業の紹介や制度について説明を受けましょう。
	妊婦健康診査	親子健康手帳交付の際に妊婦健康診査受診票が交付されます。妊娠期間中に14回、医療機関等で公費により健康診査が受けられます。
産婦	産婦健康診査	親子健康手帳交付の際に産婦健康診査受診票が交付されます。産後1ヶ月以内に公費による健康診査(2回)が受けられます。
妊婦	妊婦のための支援給付	妊婦を対象に産前産後の期間、妊娠による心身の負担軽減を目的として妊娠届後及び出産後に支援給付が申請できます。詳細は、保健センター(☎998-2277)までご連絡ください。
里帰りなどで一時的に県外に出てから妊婦健診・産婦健診を受ける方(国内に限る)	妊産婦健康診査助成(払い戻し)	県外等の契約外医療機関で、妊産婦健診を受診した場合にかかった費用を払い戻しできる場合があります。必要書類がありますので、事前に保健センター(☎998-2277)へご確認ください。

## ○子どもが生まれたら

事業名	対象	内容
乳児健診	前期 4ヶ月～8ヶ月 後期 9ヶ月～1歳未満	身体測定、医師の診察、保健相談、栄養相談等 貧血検査(後期)、口腔相談(後期)
1歳6ヶ月児健診	1歳6ヶ月～2歳未満	身体測定、小児科医師及び歯科医による診察、保健相談、栄養相談、発達相談、保育相談、貧血検査等
2歳歯科検診	2歳6ヶ月～3歳未満	身体測定、歯科医による診察、歯科相談、ブラッシング指導、保健相談、栄養相談、発達相談、保育相談等
3歳児健診	3歳6ヶ月～4歳未満	身体測定、小児科医師及び歯科医による診察、尿検査、視聴覚検査、保健相談、栄養相談、保育相談、発達相談等
離乳食実習(前期)	5ヶ月児～	離乳食の進め方や調理方法等についての講話と調理実習・試食
あそびと食の教室	7～8ヶ月児	健やかな体と豊かな心を育てるために、この時期に大切な「あそび」や「食」について一緒に楽しみながら学びます。
離乳食実習(後期)	9ヶ月後半の乳児	後期の離乳食の量や形態、味付けを確認するための講話と調理見学・試食



出産・子育て

広告

## 家族の幸せと “これから”を共に

## Family

子育て世代の快適な住まいをお手伝いします!!

オール電化



総合リフォーム



オール浄水



省エネ設備



### コレストホーム

株式会社 Corest home

八重瀬町志多伯 633-2



## 098-963-7325



## その他・サポート事業

児童家庭課母子保健班(八重瀬町保健センター内) ☎998-2277

### ○産前・産後サポート事業

事業内容:①妊産婦交流会

②産後ヨガ(産後5か月までの産婦)

③ふたご会

※予約制

妊産婦の妊娠、出産、子育てに関する不安や悩みに対して、専門職が話しを伺い相談支援を行います。

また、地域の親同士の仲間づくりを促し、安心して育児に臨めるようサポートします。

場 所:八重瀬町保健センター

### ○産後ケア事業

事業内容:産婦が安心して子育てができるよう、助産師などの専門職によるサポートを施設で受けることができます。

利用方法:利用要件、一部個人負担金等があります。保健センター(☎998-2277)までお問合せください。

### ○こんにちは赤ちゃん事業(乳児家庭全戸訪問事業)

事業内容:生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を助産師・保健師が訪問し、子育てに関する情報提供を行うとともに、様々な不安や悩みを聞き親子の心身の状況や養育環境等を把握し、アドバイスをを行います。

利用方法:八重瀬町保健センター(☎998-2277)へご連絡ください。

親子健康手帳のピンクのハガキを郵送ください。

### ○栄養強化事業

事業内容:栄養強化の必要な乳児に粉ミルクを支給します。

利用方法:所得制限などの条件がありますので、保健センター(☎998-2277)にお問い合わせください

### ○母子保健推進員

母子保健推進員は子育ての応援、親子の身近な相談役として地域に貢献しています。

活動内容:

- ・乳幼児健診などの母子保健事業のお手伝い
- ・子育てに役立つ情報の提供

## 子育て支援センター

八重瀬町子育て支援センター ぴっぴ ☎098-840-7870

子育て支援センターは、子育て中(乳幼児)のお母さん、お父さん、家族がより楽しく子育てができるように情報提供や育児相談を行うと共に親子が自由に遊べる場所を提供する施設です。

## 妊娠・出産・子育ての総合相談窓口

健やかに安心して妊娠・出産・子育てができるよう妊娠期から子育て期にわたる時期に関係機関と連携して家庭をサポートしていきます。

相談窓口

- ・こども家庭センター(八重瀬町保健センター内) ☎998-2277
- ・子育て支援センター ぴっぴ ☎840-7870

## 保育所(園)及び認定こども園について

児童家庭課 ☎998-7163

### ●入園対象児童

八重瀬町内に住所(実際に住んでいる)があり、集団保育が可能な生後6ヶ月経過の翌月から小学校就学前までの『保育を必要とする乳幼児』です。

### ●入所基準

- ①就労(フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内労働など、基本的にすべての就労を含む)
- ②妊娠、出産
- ③保護者の疾病、障害
- ④同居の親族(長期入院等している親族を含む)を介護・看護
- ⑤災害復旧
- ⑥求職活動
- ⑦就学(職業訓練校等における職業訓練を含む)
- ⑧虐待やDVのおそれがあること
- ⑨育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- ⑩その他、上記に類する状態として町長が認める場合<認可保育所(園)・地域型保育施設ではこんなサービスがあります。>

### ●延長保育

勤務時間の都合上やむを得ず、通常の保育時間を超えて保育が必要となる児童を保育します。(有料)

### ●一時預かり

学校行事や冠婚葬祭への出席、又は心身のリフレッシュのためなど、緊急又は一時保育が必要な児童をお預かりします。手続きは各保育園で行います。(有料)

### ●特別支援保育

障害又は発達の緩やかさ等により特別な支援が必要な児童に対し、集団生活の中で発達や特性に合わせた配慮をしながら保育を行います。

### ●医療的ケア児保育支援

日常生活を営むために医療的ケアを必要とする児童に対し、看護師等を配置して保育を行います。

## 児童館

児童家庭課 ☎998-7163

児童館は児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とした、児童福祉法に基づいた児童福祉施設です。

- ・具志頭児童館 ☎098-998-0967
- ・友寄児童館 ☎098-998-0965

## 八重瀬町ファミリーサポートセンター

八重瀬町社会福祉協議会 ☎998-4000

子育ての援助をしてほしい人と子育てを援助したい人が会員登録し、地域の人々の輪によって子育てを助け合う有償ボランティア活動です。

場 所:八重瀬町社会福祉協議会内

対象年齢:6ヶ月～小学6年生

利用料金:(1時間当たり)

600円(月～土曜日 7時～19時)

700円(月～土曜日 19時～21時)

700円(日・祝祭日)

サポート内容:

- ・保育園・幼稚園・学童等の送迎や預かり
- ・保護者の傷病や用事などのときの預かり等

## 児童手当について

児童家庭課 ☎998-7163

### ●支給対象

高校生年代まで(18歳の誕生日後、最初の3月31日まで)の児童を養育している方

※大学生年代の児童は支給対象ではありません

### ●支給額

児童の年齢	児童手当の額 (一人当たり月額)
3歳未満	15,000円 (第3子以降は30,000円)
3歳以上 高校生年代	10,000円 (第3子以降は30,000円)

廣 告

社会福祉法人 具志頭福祉会

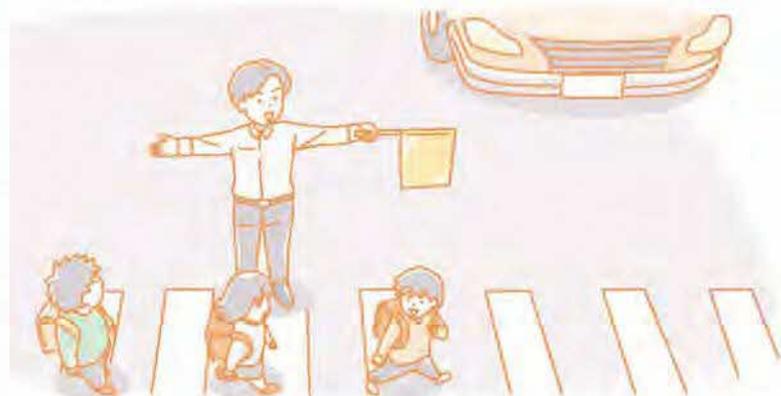
**具志頭保育園**  
八重瀬町字具志頭 26 番地 1  
TEL:098-998-5857

**第2ぐしかみ保育園**  
八重瀬町字安里 719 番地 1  
TEL:098-998-2315

**こちんだこども園**  
八重瀬町字東風平 139 1-1-1  
TEL:098-998-2125

**ぐしかみ学童クラブ**  
八重瀬町字具志頭 263 番地  
TEL:098-998-0784

**あらしる児童クラブ**  
八重瀬町字新城 1343-2 (新城小学校内)  
TEL:098-998-2142



### ●支給時期

偶数月の10日。10日が土日祝日の場合は直前の平日

## こども医療費助成

児童家庭課 ☎998-7163

八重瀬町に住所を有し、かつ健康保険に加入している中学3年生までのこどもを対象に、医療費(通院・入院)を助成します。

対 象 者:0歳～中学3年生まで

(※生活保護や、その他の制度で助成を受けることができる人は除きます。)

### ●助成を受けられる期間

資格取得の日から中学校卒業(3月31日)まで

### ●資格取得について

資格取得には受給資格認定の申請が必要です。児童家庭課の窓口で申請してください。

## 母子・父子家庭の方へ

児童家庭課 ☎998-7163

### ◇児童扶養手当

父母の婚姻解消、父(母)が死亡・生死不明又は障害等の状態にある家庭の児童の心身が健やかに成長するように、18歳未満の児童を監護する母(父)又は養育者に支給します。

児童が心身に中程度以上の障害がある場合は、20歳になる月まで支給します。なお、外国人の方も対象となります。

※但し、所得により一部支給停止又は全額支給停止される場合があります。

支給額(令和7年4月1日時点)

区分	全部支給	一部支給
児童が1人の場合	46,690円	46,680円～11,010円
児童2人目以降の加算額 (1人につき)	11,030円	11,020円～5,520円

## 母子父子寡婦福祉資金の貸付

母子家庭等の経済的・社会的自立を促進するとともに、児童の福祉向上を図るための制度として、修学資金等の各種貸付を行っています。原則として連帯保証人が必要です。(但し、保証人が立てられない方でも貸付を受けることができます場合があります。)

### ●資金の種類

事業開始資金／事業継続資金／修学資金／技能習得資金／就職支度資金／医療介護資金／生活資金／住宅資金／転宅資金／就学支度資金／結婚資金

## 母子・父子家庭の方への医療費の助成 (母子及び父子家庭等医療費助成)

児童家庭課 ☎998-7163

母子及び父子家庭等に対し、医療費の一部を助成することにより生活の安定と自立を支援し、母子家庭等の福祉の増進を図ります。

対象者:八重瀬町内に住所があり、健康保険に加入している方が対象となります。詳しくは児童家庭課までお問い合わせください。(子ども医療費助成、その他の制度で助成を受けている人は除きます。)

助成方法:病院で支払った保険内の自己負担額から他法で負担される額を控除し、1人1ヶ月につき1診療機関(総合病院は診療科)ごとに1,000円を差し引いた額を助成します。

※入院分の場合は1,000円の一部負担金はありません。  
※相談、申請の後、受給者証の交付を受ける必要があります。

## ひとり親家庭等日常生活支援事業

母子家庭の母や父子家庭の父、寡婦の方を対象に沖縄県母子寡婦福祉連合会が沖縄県からの委託を受けてヘルパー派遣(家庭生活支援員)を行っています。

年間24回を限度としております。

### ●こんなときご利用できます。

- 母子家庭の母、父子家庭の父や児童の一時的なケガや病気
- ひとり暮らしの寡婦又は、寡婦と同居している父母の一時的なケガや病気
- 冠婚葬祭、父母の出張、子の学校等の公的行事への参加等

## 自立支援教育訓練給付金

就業に役立つ雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座を受講した母子家庭の母又は父子家庭の父に対し、受講料の20%を支給します。

窓口…南部福祉事務所

## 高等職業訓練促進給付金

看護師や介護福祉士などの資格取得のため、2年以上養成機関等で修業する母子家庭の母又は父子家庭の父に対し、修業期間中(2年を上限)の生活費を支給します。

●月額:非課税世帯100,000円、課税世帯70,500円  
窓口…南部福祉事務所

## 障害及び発達気になる児童を養育している方へ 児童家庭課 ☎998-7163

### ●特別児童扶養手当

身体や精神に政令で定める程度の障害がある20歳未満の児童の父もしくは母、又は父母に代わってその児童を養育している方に対して支給します。但し、所得制限があります。

### ●手当の額(令和7年4月1日時点)

- 1級該当の児童1人につき 月額56,800円
- 2級該当の児童1人につき 月額37,830円

### ●親子通園事業 わくわくキッズ (事前に申し込み)

就学前の発達が気になるお子さんを対象に集団あそびを通して、保護者とお子さんの特徴を理解し、関わりを相談していきます。

場 所:子育て支援センターぴっぴ  
(字東風平1426-20)

実施日:火曜日 9時30分～11時30分

電話番号:098-840-7870(子育て支援センター)  
098-998-7163(児童家庭課)

広告



社会福祉法人 憲寿会  
ときわ東保育園  
八重瀬町字東風平259-1  
☎098-998-2546

## 各種学校施設一覧

町立小・中学校	
施設名	電話番号
東風平小学校	998-2105
白川小学校	998-7548
具志頭小学校	998-2216
新城小学校	998-2203
東風平中学校	998-2107
具志頭中学校	998-2220

県立高校・特別支援学校	
施設名	電話番号
向陽高等学校	998-9324
南部工業高等学校	998-2313
南部商業高等学校	998-2401
島尻特別支援学校	998-8240
やえせ高等支援学校	998-2401

## 児童生徒の転入学手続きについて

学校教育課 ☎998-7571

町外からの (転入学)	①在籍している学校から「在学証明書」と「教科用図書給与証明書」の交付を受けてください。 ②八重瀬町役場の住民環境課窓口において、転入手続きを行い住民異動届をもらってください。 ③住民環境課でもらった住民異動届を教育委員会学校教育課へ提出してください。学校への「転入学の通知」を発行します。 ④元の学校からもらった「在学証明書」と「教科用図書給与証明書」、教育委員会からの「転入学の通知」を指定された学校へ直接持って行ってください。
	①八重瀬町役場の住民環境課窓口において、転出手続きを行い住民異動届をもらってください。 ②住民環境課でもらった住民異動届を教育委員会学校教育課へ提出してください。学校への「転学の通知」を発行します。 ③学校で「転学の通知」と引替えに「在学証明書」と「教科用図書給与証明書」を受け取り、転入先の教育委員会及び学校で転入手続きをしてください。
町内の転居	学校区が変わる場合 ①八重瀬町役場の住民環境課窓口において、転居手続きを行い住民異動届をもらってください。 ②住民環境課でもらった住民異動届を教育委員会学校教育課へ提出してください。転学と同じ手続きを行います。 ③校区が変わっても学校を変更しない場合は、教育委員会学校教育課の窓口で「指定学校変更願い」を届け出てください。
	学校区が変わらない場合 ①八重瀬町役場の住民課窓口において、転居手続きを行い住民異動届をもらってください。 ②住民環境課でもらった住民異動届を教育委員会学校教育課の窓口へ提出してください。「学齢簿記載事項の変更」を届け出てください。

広告

よく学び、よく遊ぶ！子どもたちに元気のよい夏を！  
**わくわく東風平学童クラブ**  
 一般社団法人 沖縄県学童発達支援サポート協会 ☎080-6480-1724  
 〒901-0401 八重瀬町東風平1402番地

子どもから大人まで  
**AQUAでスイミング!!**  
 各種コースあり  
 ジュニアスイミングは無料送迎/バス運行！  
 自分に合ったコースで利用できます!!  
 一般開放も行っております。  
**AQUA YAESE**  
 アクアスイムアカデミー-八重瀬  
 火曜日～金曜日 9:30～21:30 **入会・体験レッスン募集中**  
 土曜日・日曜日 9:00～17:00 月曜定休 ※その他スクール休校日あり  
 ※詳しい休校日はHPでご確認ください  
**お問い合わせ**  
 TEL.098-998-5262  
 八重瀬町宇東風平 1018-4

～喜びをカタチに～  
**総合ユニホーム製作**  
**合同会社 アレグリア**  
 代表 名嘉山 兼史  
 業務内容  
**東風平中学校制服指定店**  
 デザイン製作・デザイン修正等  
 フルオーダーかりゆしウェア製作  
 Tシャツ・バック等プリント加工全般  
 ホワイトニング  
 その他なんでもご相談ください  
 〒901-0401 八重瀬町宇東風平794-1-105号  
**TEL 098-800-1890**  
**mobile 070-5402-5315**  
 e-mail alegria0222@outlook.com

## 就学援助

学校教育課 ☎998-7571

八重瀬町では経済的理由によって就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対し、学校給食費や学用品費などの援助をしています。

援助内容	区分	学用品費	通学用品費	新入学学用品費等	学校給食費	修学旅行費	校外活動費	医療費
	小学校	定額	2～6年生(定額)	1年生のみ	全額	限度あり	限度あり	実費 (学校病※に限る)
中学校	2～3年生(定額)							

※生活保護を受けている方は、修学旅行費および医療費のみが対象となります。

※学校病とは、学校保健法第17条の疾病(学校の検診で治療が必要と認められたもののみ)で、①う歯 ②中耳炎 ③慢性副鼻腔炎及びアデノイド ④結膜炎及びトラコーマ ⑤寄生虫病 ⑥白癬・疥癬及び膿痂疹です。

<申請期間> 6月1日から2週間(土日祝日を除く)

受付期間内に申請した方のみ4月に遡って認定します。

受付期間以降に申請した場合は、申請日の翌月からの認定となります。

<申請書類>

- 就学援助申請書
- 同居世帯全員分の所得証明書(新年度分)  
※6月以降役場税務課で交付(未申告の場合は受付不可)。

<注意事項>

- 生活保護を受けている方は、必ず申請してください。
- 引き続き援助を希望する方も、改めて申請が必要です。
- 新年度分の所得証明書は毎年6月より役場税務課で発行できます。

<援助が受けられる方>

次のいずれかに該当し、生活保護世帯に準ずる程度に困窮している方

申請理由	申請理由証明書添付
生活保護を受けている、生活保護が停止又は廃止になった	(必要ありません)
国民年金保険料、国民健康保険税が減免されている	承認通知書、決定通知書の写し
児童扶養手当全額受給者である	児童扶養手当証書の写し
町県民税非課税である	新年度分の所得証明書(毎年6月より税務課で発行)
その他・特別な事情がある場合等	ハローワークカード写し、診断書等

## 育英会(貸与型)

学校教育課 ☎998-7571

八重瀬町育英会では、人材育成を目的として町内に住所を有する者の子弟のうち、優秀なる学生で経済的理由によって就学困難な大学生等(短大、専門学校含む)に対し育英資金の貸与を行っております。

●申込資格者

- ①八重瀬町に引き続き1年以上住所を有し、成績優秀でかつ経済的理由により就学困難な大学生及び専門学校生(学校教育法に定める学校)
- ②貸与後、町育英会規則および細則を遵守し奨学金の返還が可能なる者
- ③他の育英機関より奨学金の貸与を受けていない者

●貸与額

- 県内大学生(短期大学・専門学校生含む)→月額3万円(年間36万円)
- 県外大学生(短期大学・専門学校生含む)→月額4万円(年間48万円)

●新入学生のみ

- 入学金の1/2(上限30万円)まで  
※入学金と併せて上記(県内・県外)の貸与額も貸与されます。  
※貸与は7月～8月を予定しています。

## 給付型奨学金(謝花昇奨学金)

学校教育課 ☎998-7571

八重瀬町教育委員会では、優秀な人材を育成することを目的に、修学の意欲と優れた能力を有し、経済的に余裕がない家庭の学生に対して、謝花昇奨学金の給付を行っています。

●支給対象者

- 次に掲げる要件のすべてを備えた者とする。
- (1)将来に向け社会的に有益な活動を目指す者
  - (2)生計維持者の年収が約651万円以下である者  
※総務省家計調査の平均世帯年収を基準とする
  - (3)生計維持者(原則として父母)が本町に3年以上

引き続き住所を有する者

※給付期間中は、生計維持者が八重瀬町に住所を有することが条件となります。

- (4)学業成績が優秀であり、中学校1学年から3学年までの全学年で、全教科の評定平均が5段階評定で4.9以上である者
- (5)高等学校等の第1学年及び第2学年の評定が5段階評定で4.5以上である者

●奨学金の額

月額1人25,000円(年額300,000円)

校

教育・文化・スポーツ

## 文化財に関すること

八重瀬町立具志頭歴史民俗資料館 ☎835-7500

八重瀬町の誇りある歴史や文化を広く伝え残していくため、また、学校や地域の学習支援を行うため以下のような活動を行っています。

具志頭歴史民俗資料館では、富盛の石彫大獅子や港川遺跡、獅子舞や臼太鼓などの文化財を保護し、展示等を通して活用しています。

また、土の中には埋蔵文化財とよばれる文化財が残っており、地下にあるため気付くことが難しく、壊されてしまうこともしばしばあります。そのため、建物を建てたりするなどの土地を開発するさいは埋蔵文化財の有無についての照会が必要になり

ます。土地が埋蔵文化財のある地域に該当する場合は、文化財保護法という法律により発掘調査を行い八重瀬町の歴史を明らかにしていきます。

### ●文化財の有無についての照会の提出について

①提出書類(申請書及び位置図)を用意し、メールもしくはFAX、または具志頭歴史民俗資料館窓口へ提出してください。

※申請書は八重瀬町HPまたは、資料館窓口にて配布  
②回答までに1週間から10日ほどお時間をいただいています

③区画整理地区内は対象外です。(※伊覇・屋宜原・富盛地区のみ)

## 町史編集に関すること

具志頭歴史民俗資料館 ☎835-7500

八重瀬町史編集事務局では、八重瀬町の歴史や文化、自然、地勢などあらゆる資料を収集、調査、研究し、その成果を次世代に伝え、地域社会の発展に貢献できるよう書籍を発刊しています。

## 町立図書館

具志頭歴史民俗資料館図書室 ☎998-8708

八重瀬町では、町立図書館を生涯学習の拠点施設の1つとして、町民の暮らしに役立ち、町民の多様なニーズに応えられるように、図書資料を購入し、図書室サービスの充実に努めています。

項目	内容
開室時間	具志頭 10時~18時
貸出期間	14日間
貸出点数	5点まで(紙芝居を含む)
休室日	毎週月曜日、資料整理日(毎月1回)、国民の祝日の次の日(祝日は開館)、6月23日(慰霊の日)、年末年始、特別整理期間
利用資格	八重瀬町内に在住、在勤、在学

### ●図書室利用サービス

①予約することができます。

読みたい本が貸出されている場合に5点まで予約することができます。

②町立図書館に所蔵していない本をリクエストできます。

申込は直接、図書室で行っています。ただし、リクエストした本がすべて購入できるわけではありません。

③町立図書館に所蔵していない本を他の図書館から借りることができます。

ただし、出版されて間もない本や貴重な本など、借りることのできない本があります。

④団体貸出サービスがあります。

町内の会社、学校、自治会等にまとめて貸出します。

利用条件は下記のとおりです。

- ・貸出期間…1ヶ月間(大型絵本は1週間)
- ・貸出点数…50点まで(紙芝居を含む)

⑤レファレンス

どの本から調べていいか、わからないときは職員に相談してください。お手伝いします。

## ●体育施設一覧

	施設名	電話番号
東風平運動公園	体育館	998-2140
	テニスコート	
	野球場	
	サブ球場	
	陸上競技場	
	サッカー場	
	多目的広場	
トレーニング施設		
西部プラザ公園	多目的広場	
八重瀬公園	多目的広場	
具志頭社会体育館	体育館	998-6635
	体育館トレーニング室	
八重瀬町スポーツ 観光交流施設	テニスコート	851-7775
	サッカー場	
	フットサル場	
	管理棟トレーニング室	
八重瀬町健康増進 機能強化施設	パークゴルフ場	

## 施設開放日および開放時間

開放日	開放する時間
平日、土曜、日曜、祝日	9時～22時
月曜(月曜が祝日の場合は火曜)	休館日

- 当日以外ではインターネットでの利用予約となります。  
その際、団体・個人登録が必要になります。  
(当日のみ電話で利用予約の対応を致します。)
- 予約状況は八重瀬町体育施設予約システムからご覧になれます。

<申請場所>

東風平体育館受付 ☎998-2140

## ●学校体育施設開放

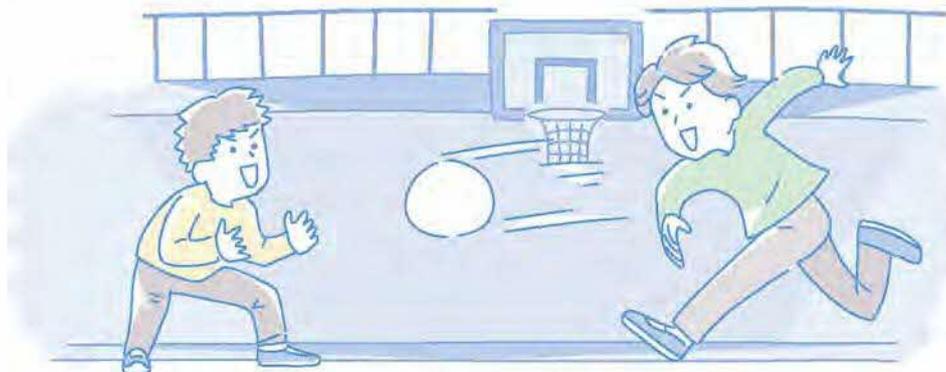
八重瀬町立小・中学校の体育施設(体育館・運動場)を町民のスポーツ推進の場として開放しています。

### 学校開放日及び開放時間

開放施設	開放する日	開放する時間
運動場	土曜、日曜、祝日	9時～22時
	平日	19時30分～22時
体育館	土曜、日曜、祝日	9時～22時
	平日	19時30分～22時

<申請場所>

東風平体育館受付 ☎998-2140





# 健康・福祉

## 定期予防接種

保健センター(健康保険課) ☎998-1149

個別接種 ※指定医療機関で接種(要予約)

種類		回数	接種対象者	接種間隔・接種期限
ロタウイルス	ロタリックス(1価)	2回	生後6週から24週まで	27日以上の間隔で接種 ロタリックス(1価)かロタテック(5価)のいずれかを接種
	ロタテック(5価)	3回	生後6週から32週まで	
ヒブワクチン	初回	3回	生後2か月～5歳未満	接種開始月齢により接種回数異なります
	追加	1回		
小児用肺炎球菌	初回	3回		
	追加	1回		
B型肝炎		3回	生後2か月～1歳未満	2回目:1回目から27日以上 3回目:1回目から139日以上
4種混合 (ジフテリア・百日咳・破傷風・ポリオ)	初回	3回	生後2か月～7歳半未満	20日以上の間隔をおいて接種
	追加	1回		第1期初回接種(3回)終了後、6月以上の間隔をおいて
5種混合 (ジフテリア・百日咳・破傷風・ポリオ・ヒブワクチン)	初回	3回		20日以上の間隔をおいて接種
	追加	1回		第1期初回接種(3回)終了後、6月以上の間隔をおいて
BCG(結核)		1回	生後5か月～1歳未満	
MR (麻しん)(風しん)	1期	1回	1歳～2歳未満	
	2期	1回	小学校就学年年度の1年前から当該年度に達する前日まで	4月1日～翌年3月31日まで
水痘(水ぼうそう)		2回	1歳～3歳未満	2回目:1回目から6か月以上
日本脳炎	1期	2回	3歳～7歳半未満 ※生後6か月から接種可能ですが、通知は3歳から行います。	6日～28日までの間隔で接種
	追加	1回		1期初回終了後、おおむね1年後に接種
	2期	1回		9歳～13歳未満
DT (ジフテリア)(破傷風)		2期	1回	11歳～13歳未満
子宮頸がん予防ワクチン		3回	小学校6年生～高校1年生の女子(相当年齢)	
带状疱疹	生ワクチン	1回	<ul style="list-style-type: none"> <li>65歳の方</li> <li>令和7年度から5年間の経過措置として、その年度に70、75、80、85、90、95、100歳以上になる方も対象となります。</li> </ul>	
	組換えワクチン	2回		
高齢者インフルエンザ		1回	<ul style="list-style-type: none"> <li>65歳以上の方(年度末時点)</li> <li>60～64歳の方で、腎臓・心臓・呼吸器疾患等で身体障害者手帳1級を保持している方</li> </ul>	
新型コロナウイルス感染症		1回	<ul style="list-style-type: none"> <li>65歳以上の方(予防接種日時点)</li> <li>60～64歳の方で、腎臓・心臓・呼吸器疾患等で身体障害者手帳1級を保持している方</li> </ul>	
高齢者肺炎球菌		1回	<ul style="list-style-type: none"> <li>65歳の方</li> <li>60～64歳の方で、腎臓・心臓・呼吸器疾患等で身体障害者手帳1級を保持している方</li> </ul> ※これまでに肺炎球菌ワクチンを町補助で接種された方は、対象外となります	

※対象年齢を過ぎると全額自己負担になります。

※予診票を紛失した場合は、再発行しますので保健センターまでご連絡ください。

○ 一般健康診査・特定健康診査・長寿健康診査

生活習慣病は自覚症状がないことが多く、気付かないうちに病気が進行することがあります。早期発見・早期治療のためにも、1年に1度は、特定健診を受けて、ご自身の健康状態を把握し生活習慣を見直しましょう。

- ・一般健康診査対象者:20歳~39歳の方
- ・特定健康診査対象者:国民健康保険に加入している40歳~74歳の方
- ・長寿健康診査対象者:後期高齢者医療制度に加入している75歳以上の方

・生活保護受給者

検査内容:診察・身体計測・血圧・血液検査・尿検査

受診方法:

- ①個別健診:医療機関に予約し、受診してください。
- ②集団健診:町の集団健診日に予約し、受診してください。

費用:無料

持ち物:受診券・資格確認書等

○ がん検診

八重瀬町では各種がんの早期発見を行うためにがん検診を実施します。

対象:40歳以上の町民で職場・学校等で受診機会のない方(国民健康保険加入者・後期高齢者医療保険加入者等)

- 胃がん検診**:バリウムを飲んで胃のレントゲンを撮り、胃がんや胃かいよう等の病気を見つける検査です。
- 肺がん検診**:胸のレントゲンを撮り、結核・肺がん等の肺の病気を見つける検査です。
- 喀痰検査**:痰を3日間採取して指定日に提出し、肺がんや肺炎などを検査します。

●**大腸がん検診**:便を2日間採取して指定日に提出し、大腸がん、ポリープなどを検査します。

婦人がん検診 ※2年に1度の補助になります。

●**子宮がん検診**:子宮の入口部分のがんが発生しやすい部分の細胞を綿棒でとって調べます。(20歳以上の女性の方が対象です)

●**乳がん検診**:マンモグラフィ検査を行います。(40歳以上の女性の方が対象です)エコー検査(30歳~39歳女性が対象です)

○ 健診結果説明会

健診結果をお渡ししながら、生活習慣を振り返り、改善点の工夫などの健康相談を行います。(集団健診)

○ 健康相談

健康診査受診者及び希望者へ、個別で、保健師・看護師・管理栄養士が健康相談を行います。

○ 健康教育

生活習慣病の予防及び健康に関することについて、学習会、広報及びチラシ等の配布により、知識の普及を行い、町民の健康増進を目指します。

○ 訪問指導

健診受診者及び希望者等へ、保健師・看護師・管理栄養士が訪問し、保健指導を行います。



— 告 告 —

緊急時には  
24時間・365日対応  
しますので、安心して  
療養いただけます

**TOWNY HOME**  
訪問診療所

診療科目:内科・循環器内科・形成外科・皮膚科/フットケア

お気軽にご連絡ください

**☎098-963-5082**

訪問診療時間	月	火	水	木	金	土	日
9:00~17:00	○	○	○	○	○	○	×

医療法人社団心愛会 TOWN 訪問診療所沖縄  
〒903-0105 沖縄県中頭郡西原町宇東崎 22-3  
ムーンテラス東崎 C棟 103号室  
FAX.098-963-5083 okinawa@townhomecare.com

○ 介護保険制度

介護保険は、介護を必要とする高齢者にかかる負担（費用、家族介助、介護施設利用料等）を社会全体で支援するための保険制度です。

○ 加入者と保険料

● 65歳以上の方（第1号被保険者）

介護が必要と認定された方はサービスを利用できます。

保険料：保険料額は本人の所得や世帯員の課税状況に応じて設定されます。

年金の支給額が年額18万円以上の方は年金からの天引き、18万円未満の方は納付書または口座振替を利用して納めます。

● 40歳から64歳までの方（第2号被保険者）

医療保険に加入している方が16の特定疾病により介護が必要と認定された場合にサービスを利用できます。

保険料：保険料額は加入している医療保険によって決め方、納め方が異なります。

詳しくは加入している医療保険者にお問い合わせください。

○ 保険料を納めるのが困難なとき

● 分割納付

納付書による納付の場合に限り、介護保険料を分割して納付することができます。

納付相談は社会福祉課窓口、沖縄県介護保険広域連合会計課、保険料徴収員で行なっています。

● 減免制度

災害や、生活保護基準に該当するなど、諸事情により保険料の納付が困難なときは、介護保険料の減免制度を利用することができる場合もあります。

詳しくは、社会福祉課窓口までご相談ください。

○ サービスを利用するまでの流れ

①申請	本人または家族などが社会福祉課窓口で、「要介護認定」の申請をします。 必要なもの： ①介護保険証②主治医の名前と病院名、住所が確認できるもの	
②訪問調査	調査員が自宅などを訪問し、心身の状態や介助の程度など、普段の様子を本人や家族にお聞きしたり確認したりします。	
③審査・認定	訪問調査の結果と主治医の意見書をもとに、介護認定審査会が要介護度を判定します。	
④認定結果の通知	原則として申請から30日以内に、認定結果が記載された介護保険証が郵送されます。	
⑤利用するサービスの選択	要介護 1～5	在宅生活を支援するために介護サービスを利用できます。
	要支援 1～2	身体機能の維持・改善のために介護予防サービスを利用できます。
	自立（非該当）	介護保険のサービスは利用できませんが、八重瀬町が実施する地域支援事業に参加できます。
⑥ケアプランの作成	要介護 1～5	本人や家族の意見をふまえてケアプランを作成します。 居宅介護支援事業所にケアプランの作成を依頼します。
	要支援 1～2	地域包括支援センターに介護予防ケアプランの作成を依頼します。
⑦サービスの利用	本人または家族がサービス事業者と契約し、ケアプランにもとづいてサービスを利用します。	

健康・福祉

広告

**医療法人社団 悠翔会**  
Yushoukai Medical Corporation



訪問エリア 全県：八重瀬町・南風原町・豊見城市  
糸満市・南城市・与那原町・那覇市  
一部：浦添市・西原町 ※詳細はお問合せください。

診療科 内科・精神科・緩和ケア内科・麻酔科  
(麻酔科)

機能強化型 在宅療養支援診療所

**くるるホームケアクリニック南風原**

クリニックの詳細はこちら→  
URL [www.yushoukai.jp/clinic/haebaru/](http://www.yushoukai.jp/clinic/haebaru/)  
〒901-1104 沖縄県島尻郡南風原町字宮平 87  
TEL 098-882-7250 FAX 098-882-7251



介護老人保健施設  
短期入所療養介護  
通所リハビリテーション  
予防通所リハビリテーション  
介護予防通所介護「くunch庭」

こち

**東風の里**

〒901-0411 沖縄県島尻郡八重瀬町字友寄 891番地の1  
TEL (098)998-9390 FAX (098)998-9393

一般社団法人 南部地区医師会

## サービスの種類

訪問系サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>ホームヘルプ</li> <li>訪問入浴介護</li> <li>訪問看護</li> <li>訪問リハビリテーション</li> <li>居宅療養管理指導</li> </ul>
通所系サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>デイサービス</li> <li>デイケア</li> </ul>
短期入所系サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>ショートステイ</li> <li>医療型ショートステイ</li> </ul>
居住系サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定施設入居者生活介護</li> </ul>
地域密着型サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>認知症対応型共同生活介護</li> <li>小規模多機能型居宅介護</li> <li>地域密着型通所介護</li> </ul>
住環境の改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉用具貸与</li> <li>福祉用具購入</li> <li>住宅改修費の支給</li> </ul>

## サービスの利用料

サービスを利用した場合、原則としてサービス費用の1割(一定以上の所得がある方は2割または3割)を利用者が負担し、残りの9割(一定以上の所得がある方は8割または7割)は介護保険から給付されます。

介護予防サービス、居宅サービスは要介護状態区分ごとに利用できる限度額が決められています。

要介護状態区分	支援限度額(1ヶ月)
要支援1	50,320
要支援2	105,310
要介護1	167,650
要介護2	197,050
要介護3	270,480
要介護4	309,380
要介護5	362,170

## 利用者負担の軽減

低所得の場合 (負担限度額認定)	介護保険施設サービス・短期入所サービスの利用者の食費と居住費が減額されます。利用には事前に申請が必要です。
低所得の場合 (社会福祉法人等による利用者負担軽減制度)	軽減を実施している社会福祉法人等が行う一部のサービスの利用者負担が軽減されます。利用には事前に申請が必要です。
自己負担が高額になった場合 (高額介護サービス費の払い戻し)	自己負担が、ある一定額を超えたときは、後日その超えた分が払い戻されます。対象者には介護保険広域連合から通知があります。
医療も介護サービスも利用した方 (高額医療・高額介護合算医療費制度)	世帯内の同一の医療保険の加入者の方について、毎年8月から1年間にかかった医療保険と介護保険の自己負担を合計し、その基準額を超えた場合に、その超えた金額を支給します。対象者(国民健康保険・長寿医療制度加入の方)には通知があります。

## こんなときは届出が必要です(65歳以上の方、介護保険の被保険者の方で、要介護認定の申請中、または認定を受けている方)

- 他市区町村から転入したとき
  - 他市区町村へ転出するとき
  - 死亡したとき
  - 町内で住所が変わったとき
- 上記のようなときには、社会福祉課窓口で手続きを行なってください。

## 介護予防

社会福祉課 ☎998-9598

## 介護予防・日常生活支援総合事業

要介護認定で要支援1・2の判定を受けた人など生活機能の低下が確認された方が利用できるサービスと、65歳以上のすべての方が対象となるサービス(一般介護予防事業)があります。

### 短期集中予防サービス

家事や買い物、趣味活動などの生活行為に支障のある高齢者を対象に、再自立を目指してリハビリ専門職と一緒に3か月間取り組みます。

広告

社会福祉法人 転生会  
特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)

# 転生園

介護保険の事などお気軽にご相談ください

- 転生園デイサービス
- ショートステイ
- 居宅介護支援事業所
- 配食サービス
- 日常生活支援総合事業(けんこう倶楽部花庭)

**指定介護老人福祉施設**

☎998-7652  
八重瀬町字安里670 (FAX)998-7653  
URL <http://www.tenshoen.or.jp> e-mail [info@tenshoen.or.jp](mailto:info@tenshoen.or.jp)

- 指定地域密着型介護老人福祉施設
- デイサービスセンター 花庭
- 地域交流エリア 花庭

☎995-6801  
八重瀬町字仲座420-1 (FAX)995-6803

社会福祉法人 憲寿会

# ときわ苑

ときわ東保育園 東風平259-1 ☎998-2546

- 特別養護老人ホーム
- 指定居宅介護支援事業所
- 訪問介護ステーション
- ショートステイ
- デイサービスセンター
- グループホーム

沖縄県島尻郡八重瀬町字当銘378番地1

☎998-8899  
FAX. 998-8099

●地域密着型特別養護老人ホーム **かかずの社** 糸満市賀数312-1 TEL 894-6277  
●かねぐすくデイサービスセンター・グループホーム 糸満市兼城871-1 TEL 994-5377

### ●高齢者筋力向上トレーニング

通所介護施設において週2回(3か月間)、転倒骨折の防止、加齢に伴う運動機能の低下等の積極的な改善を図ります。

### ●水中運動教室

水中での運動は膝や腰への負担が少なくリラックス効果も図れるため、健康の維持、増進、肥満解消、腰痛、膝関節症の予防と症状を緩和します。

### ●ミニデイサービス

各字公民館等で、介護予防活動を目的に身体機能の低下等の改善や生きがいづくり、健康長寿の延伸、社会参加を実施します。

### ●頑張らない健康教室

社会福祉会館にて週1回、体力増進の運動やレクリエーションなどを実施し、運動の習慣化や健康長寿の増進を図ります。

※進行性疾患や病態が安定しない方など専門職による適切な支援が必要とされる方は、「訪問介護(食事・入浴・排泄の介助などの身体介護、調理・洗濯・掃除などの生活援助)」や「通所介護(デイサービスに通い、食事・入浴・排泄など介助や日常生活上の支援及び機能訓練)」を利用することができます。

## 高齢者福祉

社会福祉課 ☎998-9598

### ○在宅福祉サービス

#### ●福祉用具等購入支援事業

要介護状態等の軽減・悪化の防止のため福祉用具等の購入費の一部を助成し、居宅において自立した生活が続けられるよう支援します。(要件:町在住の65歳以上で介護保険の認定を受けておらず、介護保険料の滞納がない住民税非課税世帯もしくは均等割のみ課税世帯)

#### ●家族介護用品支給事業

介護度合いが大きい要介護4・5認定者を在宅でみている家族(非課税世帯)に対し、介護用品を購入するための給付券を支給します。

#### ●緊急通報システム運営事業

高齢者のみの世帯などを対象に、緊急時ボタン1つで通報することができる機器を設置し、月に一度、安否確認の連絡を行います。これにより、急病などの緊急時や日常生活における不安の解消を支援します。

#### ●どこシル伝言板

認知機能が低下し行方不明になるおそれのある方に対して、QRコードのついたシールを配布します。(行方不明時、発見者がQRコードを読み取ることをご家族等と匿名で連絡をとることが可能です)

#### ●南部徳洲会病院送迎バス

社会福祉課で事前に利用登録していただくことで、南部徳洲会病院が運行する送迎バスを利用することができます。

### ○地域包括支援センター 社会福祉課 ☎998-9598

高齢者のみなさんが、住み慣れた地域で安心した生活ができるように「生活」や「介護」に関する相談、「保健」や「福祉」に関する相談、「虐待」「認知症」や「成年後見制度」に関する相談・支援を行っています。

介護状態から元の生活を取り戻せるように、総合事業(介護予防事業)の対象者【要支援1、要支援2、チェックリスト該当者】に対して、ケアプラン作成をします。

職員は、主任ケアマネージャー、保健師、社会福祉士、ケアマネージャー、認知症地域支援推進員等が対応します。以下の事業もあります。

- 認知症施策(認知症カフェ・認知症初期集中支援・サポーター養成講座)
- 自主運動サークル(スクエアステップ・DVD健康体操)支援
- 介護予防ボランティア活動支援

## 障害者福祉 社会福祉課 ☎998-9598

### ○身体障害者手帳について

身体障害者手帳は、身体に障害がある方が、各種の公的なサービスを受けるために必要となるものです。

身体障害者手帳には、障害の程度により1級から6級までの等級の区分があります。等級は、法令により指定された医師の意見を参考にして沖縄県知事が決定し交付します。手帳の交付には申請が必要です。社会福祉課に申請書・診断書の用紙があります。

診断書は、病院で医師により記入していただきますが、診断書作成料は、自己負担となります。

詳しくは、社会福祉課までお問い合わせください。

### ○療育手帳について

知的障害を持つ方が各種の援助や相談を受けやすくなるため、沖縄県知事が「療育手帳」を交付しています。療育手帳は障害の程度により、A1(最重度)・A2(重度)・B1(中度)・B2(軽度)の区分があります。手帳の交付には申請が必要です。申請は社会福祉課で受け付けております。

また、18歳未満の場合は沖縄県中央児童相談所(☎098-886-2900)、18歳以上の場合は沖縄県知的障害者更生相談所(☎098-886-2115)で判定を受けていただくことが必要となります。

### ○精神障害者保健福祉手帳について

精神の疾患により日常生活または社会生活上に制約があると認められた方が申請することにより、1級から3級までの精神障害者保健福祉手帳が沖縄県知事より交付され、それにより各種支援の利用ができます。

手帳の交付には、初診日より6ヶ月以上経過していることが条件となっており、申請されてから、約1~3ヶ月後に交付されます。



## ○ 障害福祉サービスの種類

### ● 訪問系サービス

在宅で訪問を受けたり、通所などして利用するサービスです。

給付の種類	サービスの名称	内容
介護給付	居宅介護(ホームヘルプ) <span style="color:red">●</span> <span style="color:blue">●</span>	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。
	重度訪問介護 <span style="color:red">●</span>	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する者であって常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援、入院時の支援等を総合的に行う。
	同行援護 <span style="color:red">●</span> <span style="color:blue">●</span>	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人が外出するとき、必要な情報提供や介護を行う。
	行動援護 <span style="color:red">●</span> <span style="color:blue">●</span>	自己判断能力が制限されている人が行動するとき、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う。
	重度障害者等包括支援 <span style="color:red">●</span> <span style="color:blue">●</span>	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行う。

※表中の「●」は障害者、「●」は障害児であり、利用できるサービスマークを付している。

### ● 日中活動系サービス

給付の種類	サービスの名称	内容
介護給付	短期入所(ショートステイ) <span style="color:red">●</span> <span style="color:blue">●</span>	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含めた施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。
	療養介護 <span style="color:red">●</span>	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行う。
	生活介護 <span style="color:red">●</span>	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する。

※表中の「●」は障害者、「●」は障害児であり、利用できるサービスマークを付している。

### ● 施設系サービス

給付の種類	サービスの名称	内容
給付	施設入所支援 <span style="color:red">●</span>	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。

### ● 居住支援系サービス

給付の種類	サービスの名称	内容
訓練等給付	自立生活援助 <span style="color:red">●</span>	一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行う。
	共同生活援助(グループホーム) <span style="color:red">●</span>	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。

※表中の「●」は障害者、「●」は障害児であり、利用できるサービスマークを付している。



## ●訓練系・就労系サービス

給付の種類	サービスの名称	内容
訓練等給付	自立訓練 (機能訓練) <span style="color:red">☎</span>	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の維持、向上のために必要な訓練を行う。
	自立訓練 (生活訓練) <span style="color:red">☎</span>	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持、向上のために必要な訓練を行う。
	就労移行支援 <span style="color:red">☎</span>	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。
	就労継続支援 (A型) <span style="color:red">☎</span>	一般企業等での就労が困難な人に、雇用して就労の機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う。
	就労継続支援 (B型) <span style="color:red">☎</span>	一般企業等での就労が困難な人に、就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う。
	就労定着支援 <span style="color:red">☎</span>	一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行う。
	就労選択支援 <span style="color:red">☎</span>	就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択をするための支援を行う。

※表中の「☎」は障害者、「☎」は障害児であり、利用できるサービスマークを付している。

## ●障害児通所系サービス

サービスの名称	内容
児童発達支援	未就学児を対象に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う。
医療型児童発達支援	児童発達支援及び治療を行う。

広告

**放課後等デイサービス**



**あかりゆしん**  
AFTER-SCHOOL DAYCARE

個性を磨き、心を育む。

小さいできるを、大きいできるに。

様々な角度からサポートしていきます。

八重瀬町字伊覇 256-5      HP → 

**TEL 098-998-6268**

サービスの名称	内容
放課後等デイサービス	就学児を対象に放課後または休業日に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行う。
居宅訪問型児童発達支援	外出が困難な重度の障害児等を対象に、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行う。
保育所等訪問支援	障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援、その他必要な支援を行う。

## ○自立支援医療制度(医療費の助成)

社会福祉課 ☎998-9598

「自立支援医療」とは、障害者等につきその心身の障害の状態の軽減を図り、自立した日常生活を営むために必要な医療です。

自己負担は原則1割ですが、一定所得以下の世帯の方には、月額自己負担額に上限が設けられます。

### ●自立支援医療(精神通院医療)の給付

指定医療機関において、精神疾患の継続的な通院治療を行う場合に、医療費の一部が公費で負担されます。(現在、沖縄県においては、医療費の自己負担分についても全額公費で負担されます。)

### ●自立支援医療(更生医療)の給付

18歳以上の身体障害者手帳を持っている方が、障害を除去したり、障害の程度を軽くするために必要な医療(角膜手術、関節形成手術、外耳形成手術、心臓手術、人工腎臓透析、免疫調節療法など)を指定医療機関で受ける場合に医療費の一部が公費で負担されます。

### ●自立支援医療(育成医療)の給付

身体に障害のある18歳未満の児童が、指定医療機関で障害を除去または軽減する治療(手術)を受ける際の医療費の一部を公費により負担します。

## ○重度心身障害者(児)医療費助成事業

社会福祉課 ☎998-9598

重度の心身障害のある方が医療機関で受診した場合に、保険の適用範囲内でご自分が医療機関の窓口で支払うべき医療費(自己負担分)を町が助成するものです。

### ●助成対象者

- 身体障害者手帳の1級または2級に該当する方
- 療育手帳のA1またはA2に該当する方

## 地域生活支援事業

### ○ 地域活動支援センター

地域で生活している障害者の方や家族の相談を受け、創作的活動または生産的活動の機会を提供することにより、仲間づくり、地域社会との交流の促進等を行います。

- ・地域活動支援センター  
「サザンウィンド」(地域生活支援事業)
- ・TEL:998-2442
- ・利用:月～土(日・祝祭日は定休日)  
10時～17時

### ○ 社会参加促進支援事業 社会福祉課 ☎998-9598

レクリエーション活動を通じて、障害者などが社会参加活動を行うための必要な支援を行う。

### ○ 手話奉仕員養成事業 社会福祉課 ☎998-9598

聴覚に障害のある人のコミュニケーションの円滑化と福祉の増進を目的として、町内在住・在勤・在学の方を対象に、手話奉仕員を養成する講座を開催しています。

### ○ 移動支援事業・日中一時支援事業 社会福祉課 ☎998-9598

次のサービス利用を希望される方は社会福祉課へご相談ください。

#### ▶ サービスの種類と内容

事業名	サービス内容
移動支援 (ガイドヘルプ)	身体障害者・知的障害・精神障害の方の移動に際しての支援
日中一時支援	介護者が社会的・私的理由により一時的に障害者を介護できない場合に、施設等で見守り等を行うサービス

### ○ 日常生活用具費の給付 社会福祉課 ☎998-9598

重度障害者(児)の日常生活の利便を図るため日常生活用具費を一部助成します。  
(一定以上の所得がある方は対象外となります)

### ○ 意思疎通支援事業 社会福祉課 ☎998-9598

聴覚・言語・音声の障害の為、意思の伝達に支援が必要な方に対して、手話通訳、要訳筆記者を派遣する制度です。(FAX:998-7164)

## その他・各種手当など

### ○ 成年後見制度 社会福祉課 ☎998-9598

判断能力が不十分な方の権利を擁護する制度として、成年後見制度があります。詳しくは、社会福祉課までお問い合わせください。

成年後見制度の申立書等は、本人の所在地を所管する家庭裁判所からお取り寄せください。

### ○ 特別障害者手当 社会福祉課 ☎998-9598

日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅重度障害者で20歳以上の方に支給されます。対象者の障害の範囲と程度がありますのでお問い合わせください。

手当額:月額29,590円(令和7年4月現在)

### ○ 障害児福祉手当 社会福祉課 ☎998-9598

日常生活において常時の介護を必要とする在宅重度障害児(20歳未満)の方に支給されます。

対象児の障害の範囲と程度がありますのでお問い合わせください。

手当額:月額16,100円(令和7年4月現在)

### ○ 自動車運転免許取得費用の助成 社会福祉課 ☎998-9598

対象:身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を所持する障害者で就職等社会参加に効果があると認められる場合

助成額:免許取得教習に要した費用2/3を助成します。(限度額10万円)

※詳しくは、社会福祉課にお問い合わせください。

### ○ 自動車改造費の助成 社会福祉課 ☎998-9598

対象:身体障害者手帳(2級以上)の上肢・下肢又は、体幹機能障害者で、就労等に伴い自ら運転する自動車を改造する場合

助成額:自動車の改造に直接要した費用(限度額10万円)を助成します。



## ○ 障害基礎年金(国民年金) 住民環境課 ☎998-2443

国民年金加入中に病気やけがで障害が残ったときや20歳前の事故や疾病等により、政令で定められている障害(国民年金の障害等級の1・2級)の状態であると認められる場合、申請により障害基礎年金が支給されます。詳しくは住民環境課までお問い合わせください。

## ○ 様々な減免について 社会福祉課 ☎998-9598

- ・ 有料道路通行料の割引  
身体障害者手帳・療育手帳を持っている方に対して有料高速道路の割引を行う制度です。申請は社会福祉課で受け付けています。
- ・ NHK放送受信料の減免

全額免除	半額免除
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「身体障害者」「知的障害者」「精神障害者」が世帯構成員であり、世帯全員が市町村民税(住民税)非課税の場合に、全額免除となります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 視覚・聴覚障害者が世帯主で受信契約者の場合に、半額免除となります。</li> <li>・ 重度の障害者(身体障害者、知的障害者、精神障害者)が世帯主で受信契約者の場合に、半額免除となります。</li> </ul>

その他の免除対象者は社会福祉課へお問い合わせください。

## 生活保護 社会福祉課 ☎998-9598

生活費や医療費などに困っている方に、一定の基準に従って最低限度の生活を保障し、自立に向けて援助する制度です。

生活を支えるためにその利用できる資産・能力および扶養義務者の扶養、その他あらゆるものを活用しても、なお生活ができないときに、はじめて生活保護の対象となります。

### ● 生活保護の種類

1. 生活扶助
2. 教育扶助
3. 住宅扶助
4. 医療扶助
5. 介護扶助
6. 出産扶助
7. 生業扶助
8. 葬祭扶助

## 生活福祉資金貸付制度 八重瀬町社会福祉協議会 ☎998-4000

低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯等の経済的自立及び生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を送れるよう必要な資金をお貸しします。

貸付の相談・申請受付は町社協が行ない、県社協の審査会で貸付の可否が決定されます。

(資金種類)

教育支援資金、福祉資金、緊急小口資金、不動産担保型生活資金、総合支援資金、他

## たすけあい金庫貸付制度 八重瀬町社会福祉協議会 ☎998-4000

八重瀬町に居住する緊急要保護世帯に対し、生活の更生を図ることを目的に小口の貸付を行っています。

社協へ申し、審査のうえ貸付の決定をします。

## 日常生活自立支援事業 八重瀬町社会福祉協議会 ☎998-4000

地域で安心して暮らすことのできるよう福祉サービスの利用手続きや書類などの預かりサービス、金銭管理のお手伝いをします。

利用できる方

- ① 認知症の高齢の方
- ② 知的障害のある方
- ③ 精神障害のある方
- ④ 日常生活に不安のある方

## 地域の悩み事は民生委員児童委員まで!

民生委員児童委員は、民生委員法により厚生労働大臣から委嘱されたボランティアで、全国で活動しています。八重瀬町でも各字・自治会に配置されており、住民の立場にたって、町の福祉(高齢・医療・障害・子育てなど)に関する相談に応じ、悩み事が解決できるよう行政・関係機関等の「つなぎ役」として活動します。各字・自治会の民生委員児童委員へお気軽にご相談ください。(民生委員児童委員には守秘義務がありますので相談内容や個人情報もれることはありません)

※民生委員児童委員については、役場社会福祉課(☎998-9598)・社会福祉協議会(☎998-4000)へお問い合わせください。

## 情報発信 八重瀬町社会福祉協議会 ☎998-4000

社協では、広報紙及びホームページにて福祉情報を掲載しております。

	発行回数及び発行月	内容
やえせ社協だより	年4回発行 (基本的には7月・9月・1月・3月)※発行月変動有	社協事業の周知や生活上の役立つ情報などを掲載しています。
やえせ防災だより等	年1回(3月末発行)	各字・自治会の防災の取り組みや緊急時の備えなどを掲載しています。
社協ホームページ	随時 ホームページURL↓ <a href="https://yaese-shakyo.com/">https://yaese-shakyo.com/</a> QRコード↓ 	社協事業の周知や社協だより・防災だより・ふくし日和のPDFデータの掲載など。



# 生活・環境

## ごみ

住民環境課 ☎998-8203

### 地域別ごみ収集曜日一覧表

朝8時までに出してください。

●**収集曜日** 自分の地域を確認して決められた曜日に出してください。

居住地域	燃やすごみ	びん類・缶類	細かい枝・草葉類	燃やせないごみ	有害・危険ごみ	紙・布類	ペットボトル・白トレイ
富盛、世名城、高良、志多伯、当銘、宜次、外間、友寄、友寄第一団地、白川ハイツ、大倉ハイツ、外間団地、友寄東ハイツ、外間高層住宅、新城、後原、坂名城、安里、与座、仲座、南与座分屯地、八重瀬分屯地	毎週 火・金曜日	毎週 火曜日	毎週 金曜日	毎週 月曜日	毎週 月曜日	毎週 月曜日	毎週 月曜日
東風平、伊覇、上田原、屋宜原、小城、屋宜原団地、県営屋宜原団地、県営伊覇団地、具志頭、大頓、港川、長毛、県営長毛団地、県営大頓団地	毎週 水・土曜日	毎週 水曜日	毎週 土曜日	毎週 木曜日	毎週 木曜日	毎週 木曜日	毎週 木曜日

- ・びん類・缶類はどちらも毎週の収集となります。
  - ・毎週日曜日、5月5日、11月23日(勤労感謝の日)、1月1日～3日のごみ収集は休みです。
- ※上記以外の祝日は、収集を行います。  
 ※災害(台風等)などで、ごみ収集ができない場合があります。その際は、町のホームページをご確認ください。

### ごみの出し方

- ・町指定のごみ袋に入れて口はきちんと結んでください。  
ごみの減量化・資源化に努めましょう(分別されていないごみは収集できません)

もやすごみ	もやすごみの袋 週2回収集 (区域別収集日参照)	プラスチック類、ゴム・皮革、毛布類(化繊類など)、生ごみ資源ゴミ、紙おむつ、布きれ、下着類、CD・テープ、カーボン紙、その他 ※指定ごみ袋に入れ、袋の口をきちんと結んでから出してください。(1世帯3袋まで) ※生ごみは、水切りをしてから出してください。 ※紙おむつの汚物はトイレに流してください。
もやせないごみ	もやせないごみの袋 週1回収集 (区域別収集日参照)	金属類(なべ、やかん等)、金属を含む混合物、陶磁器、ガラス製品類、小型電化製品類(アイロンサイズ)、その他 ※指定ごみ袋に入れ、袋の口をきちんと結んでから出してください。(1世帯3袋まで) ※バッテリー式の小型電化製品類については、バッテリーを抜いてからごみに出してください。(バッテリーは販売店等へ引き取らせてください) ※爆発性のあるもの(カセットボンベ缶やスプレー缶)は中身を使い切ってから、危険ごみに出してください。

広告

**お困りごとありませんか?  
お仕事募集中!**

(一社)  
**八重瀬町シルバー人材センター**

主な仕事内容

- 草刈り
- 清掃作業
- 駐車場管理 ...etc

お気軽にご相談ください **見積無料**

八重瀬町字具志頭 645 番地  
**TEL.098-998-0013**  
✉ yaese@sjc.ne.jp



**総合建設業【鉄工全般・建築・土木・園芸・増改築・設計】**

沖縄県知事許可(般)第12506号

**豊建工業株式会社**

代表取締役 豊川 修

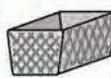
〒901-0403  
沖縄県島尻郡八重瀬町字世名城 469-1  
**TEL.098-998-6809**  
**FAX.098-998-6832**  
blog <http://toyokawatekkou.ti-da.net/>

▼ 施工例 ▼





生活・環境

有害・危険ごみ	<p>もやさないごみの袋 週1回収集 (区域別収集日参照)</p>	<p>蛍光灯、割れガラス、割れビン、乾電池、傘等、カミソリ、カッター、刃物等、ライター、水銀体温計等 ※指定ゴミ袋に入れ、袋の口をきちんと結んでから出してください。 ※ガラスびん等の割れた破片は、紙などに包んでから「キケン」と書いて袋に入れて出してください。 ※乾電池(マンガン・アルカリ)、充電式電池(リチウムイオン電池・モバイルバッテリー等)については、透明な袋に小分けしてから指定ゴミ袋に入れてください。 ※蛍光灯は元の箱などに入れ、飛散対策をしてから袋に入れてください。 ※ライターは透明な袋に小分けしてからゴミ袋に入れてください。 ※割れた板ガラスなどで袋に入らないものは粗大ごみで予約してください。</p>	
粗大ごみ	<p>(予約受付制) ※事前に電話で予約をお願いします。 平日9時~17時 (12時~13時を除く) ☎998-4677 シルバー人材センター</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>家具類、畳、ジョウタン等、布団等、金属・プラスチック製パイプ(20Kg以内に束ねる)、電子ピアノ、自転車、電子レンジ、ガスコンロ、鉄アレイ等</li> <li>スプリング入りマットレス、スプリング入りソファ</li> </ul> <p>※処理券は、町内のスーパー・コンビニ等で購入できます。大小の2種類あります。 処理券(大)800円→重さが10Kg以上または容量が1m<sup>3</sup>以上 処理券(小)400円→重さが10Kg未満または容量が1m<sup>3</sup>未満 ※1度に出せるのは、4点までです。 ※1個または1束につき処理券1枚を貼ってください。</p>	
資源ごみ	<p>週1回収集(区域別収集日参照)</p>	<p><b>かん</b> (かごに入れて出してください) アルミ缶・スチール缶・缶詰の缶・おかし缶等 ※スプレー缶は使い切ってキャップをはずして、危険ゴミとして出してください。</p> <p><b>びん</b> (かごに入れて出してください) ジュース類、ビール、ドリンク剤、泡盛、ワイン等、コーヒー、つゆ、化粧品びん ※中の異物は取り除いてください。 ※割れたビンは「きけんごみ」になります。</p> <p><b>ペットボトル</b> (かごに入れて出してください)  ※このマークが目印で、主に飲料用が対象です。 ※プラスチック製キャップは「もやすごみ」へ</p> <p><b>紙類</b> 新聞紙・チラシ、ダンボール、紙パック、雑紙・本類 ※種類別にヒモでしばって出してください。</p> <p><b>布・古布類</b> 古着(下着以外)、タオル・シーツ(綿100%の古布)等 ※種類別にヒモでしばって出してください。 ※下着類・毛布・カーテン等は「もやすごみ」になります。</p>	<p><b>正しい出し方</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●種類ごとに分けて出して下さい。</li> <li>●かご等に入れて出して下さい。</li> </ul> <p> ●びん・ペットボトルはキャップやラベルを必ずはずしてください。 ●かん・びん・ペットボトルは中を軽くすすいでください。 ●ペットボトルはできるだけつぶしてください。</p> <p>※たばこなどの異物が入っているとリサイクルできません。 </p> <p>紙・布は雨の日には出さないでください。 ※濡らしてしまった場合にはしっかりと乾かした後、出してください。 ※見られたくない内容が記入されている部分や、よごれている部分は切り取って出してください。</p>



広告

一般廃棄物収集運搬・処分業  
推肥製造販売・八重瀬町生ごみ回収推肥化事業

**バラ堆肥 散布っております!!**



各一般家庭~企業・店舗の生ごみ回収、草・剪定木の受け入れ行っています。 **お気軽にお問合せ下さい 見積無料**

リサイクルを通し  
循環型社会の実現を目指します

 株式会社 **グリーンエイト**

八重瀬町字具志頭 1364 具志頭運動公園近く  
**☎ 098-998-0426**

<b>草木類</b>  もやすごみの袋	<b>出し方</b> ●草木以外(ごみ等)は入れない! ●土はおとし入れてください。  50cm以内 枯らして出す ●お花・落ち葉・草 ゴミ袋で出して下さい。	<b>出す量</b> 2袋まで!  ・多量に出る場合は日を分けて下さい ・一度に処理したい時は自己搬入(下参照) ・袋の大きさはごみ袋(大)のサイズまで	<b>出す場所</b> 各家庭の門戸の前です。 空き地やお墓などの前は収集できません。 
	<b>出せないもの</b> 木材、ベニヤ板、角材などは収集車が壊れる可能性があるため「粗大ごみ」又は、自己搬入で出してください。 	<b>自己搬入 多量の草木の処理方法</b> <b>処理方法</b> ●搬入前に住民環境課へご相談ください。 ●車を自分で準備し、町の指定する場所へ搬入してください。 ※事業活動に伴って排出される草木等は受け入れてできません。 ※空き地やお墓などの住居外で出された草木は、町では収集できません。 お問い合わせ先：住民環境課 ☎998-8203	

取っ手付きごみ袋は、必ず二重に縛って出してください。

※一部のイラストは「経済産業省HP」より引用しております。

### ◆家電4品目の出し方

テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機の4品目は、ごみとして出さずにリサイクルすることが義務づけられています。

家電を購入した販売店、買い替えを購入した販売店にお問い合わせをし、引取依頼するようお願いいたします。

### ◆パソコンの出し方

「資源有効利用促進法」に基づき、家庭で使わなくなったパソコンはメーカーが回収・リサイクルする義務があります。各メーカーへ問い合わせてください。メーカーが不明、自作の場合は、パソコン3R推進協会(03-5282-7685)までお問い合わせください。

### リサイクル法により定められたもの

**【家電4品目】販売店へ問合せください。**  
 ※平成21年4月1日から薄型テレビ(液晶式・プラズマ式)、衣類乾燥機が新たに対象となりました。

●ブラウン管式テレビ  
 ※薄型テレビ(液晶型、プラズマテレビ)を含む。

●エアコン

●冷蔵庫

●冷凍庫

●洗濯機  
 ※衣類乾燥機を含む。

**【パソコン】各メーカーへ問合せください。**

●デスクトップ型パソコン

●ノートパソコン

※デスクトップ型パソコンは、本体・ディスプレイの単体でもリサイクルの対象となります。

### ◆守ろう!!ごみの出し方

きまったごみを	分別して決められた方法
きまった日時に	夜から出さず指定日の朝8時までに
きまった場所へ	他の場所には出さない

年々増え続けるごみの、減量化・資源化を目的に「もやすごみ」「もやさないごみ」「有害・危険ごみ」「資源ごみ」「粗大ごみ」の5種類分別で収集します。

### ◆生ごみ自己処理奨励について

家庭からでる生ごみを堆肥化・減量化を目的とした、処理機・処理容器・処理菌に対して奨励金を交付しています。

奨励金の額は、処理機・処理容器・処理菌、それぞれ上限額が異なるため、住民環境課へお問い合わせください。

### ◆台風時のごみ収集について

台風襲来時、暴風警報が発令された場合は、ごみ収集業務停止となります。

次回の指定収集日に、ごみを出すようご協力をお願いします。

尚、暴風警報が解除される時間により、次のような対応となります。

- 午前8時00分時点で警報が発令中の場合  
→その日のごみ収集は中止します。次回のごみの日にしてください。
- ごみ収集中に警報が発令された場合  
→警報が発令された時点で収集を中止します。出したごみが収集されていない場合は、次回のごみ回収日に出してください。  
例(火曜日なら金曜日、水曜日なら土曜日)  
※可燃ごみの場合

### ●台風等の強風による飛来物について

- 強風などにより飛んできた飛来物については、飛来物があった場所の管理者が対応することになります。

近隣の方などに迷惑をかけないためにも、外にあるものは「家の中に保管する」、「ロープで縛る」などの対応を行うようにしてください。

生活・環境

台風が発生した場合は、町のホームページ、防災無線放送及び自治会の放送にてごみ収集について周知を行いますので、台風情報をこまめに確認してくださいませう、お願いいたします。

また、台風後はごみの排出が多くなるため、収集が遅れることがありますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

## ○事業系ごみについて

事業系ごみは町では収集しません。  
町の許可業者に依頼してください。

### ●事業系ごみとは？

会社や飲食店、商店等の事業活動に伴って排出されるごみで、「産業廃棄物以外のごみ」をいいます。

事業活動には、営利を目的とするものばかりではなく、病院・学校・社会福祉施設等の公共サービス等を行っている事業も含まれます。

### ●事業者の責務について

事業者は事業活動によって生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理することが法律で規定されていて、廃棄物の減量が図られるよう努めなければなりません。

## ごみ処理場への自己搬入について

住民環境課 ☎998-8203

引越、大掃除等で出たごみや粗大ごみは、ごみ処理場に直接自己搬入することができます。その際には、指定ごみ袋・粗大ごみ処理券は使用しないでください。

※本町のごみ出しルールを守って出していただき、大量の場合は直接自己搬入していただき、適正に処理するようお願いいたします。

処理方法が分からないごみがあれば、住民環境課までご連絡ください。

## ○野焼きについて

野焼きはダイオキシン類などの有害物質を発生させる恐れがあり、悪臭や煙により周辺住民の健康や生活環境を著しく損ないます。野焼きの被害を受けている人がいることを理解し、野焼きはしないようにしてください。

### ・野焼きとは？

野焼きとは、適切な焼却設備を用いずに廃棄物(ごみ)を焼却する行為であり、ドラム缶やブロック囲いで燃やしたり、自宅の庭等で燃やしたりすることも野焼きに該当します。

### ・野焼きの禁止

野焼きは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第16条の2において一部の例外(畑の草木の焼却等)を除き、禁止となっています。また、一定基準を満たしていない焼却炉の使用は禁止されています。

## ○浄化槽について

浄化槽設置者のみなさま、浄化槽の清掃はきちんと行われているでしょうか？

浄化槽の清掃は浄化槽内にたまったスカムや汚泥などを引き出すとともに、汚泥の調整や装置の洗浄をおこない、法律でも毎年1回の清掃が義務づけられています。

また、浄化槽の清掃及びし尿の汲み取りをする業者は、町の許可を受けた浄化槽清掃許可業者が行うことと法律で定められています。依頼する際は、下記の業者まで連絡してください。

なお、浄化槽の清掃及びし尿の汲み取りを依頼する際は、必ず見積をさせてから清掃させてください。

<町許可業者一覧>

- 新垣衛生 ☎098-998-5706
- 神谷衛生 ☎070-5279-3510
- 福正産業 ☎098-998-8261
- 衛生管理サービス ☎098-998-1512

— 告 告 —

**浄化槽**  
点検と清掃のセットで  
**安心・楽々♪**

**浄化槽110番**



KAMADEN  
AMENITY  
有限 会社

イオンタウン南城大里店内  
パラダイスアメニティ

**0120-670-110**

◆ 企業団とは

企業団とは、地方公共団体が水道事業を共同で経営するために設立する一部事務組合のことで、八重瀬町と南風原町の水道事業を担っております。  
主に、水道水の供給、水道施設の管理、水道料金の徴収などを行います。

◆ 引越時にはどのような手続きが必要

お引越しが決まりましたら、早めに水道の使用開始・中止のご連絡をお願いします。直前のお申込みの場合は、希望日に使用開始できないことがありますので、1週間前までにお届けください。  
お手続きは窓口もしくはインターネット(PC,スマートフォン)から行うことができます。  
<注意事項>  
①中止の申請のみ電話にて対応可能となっております

- ②立会は不要となっております。
  - ③開閉栓は平日9:00~16:00に行っております。
- <問合せ先>
- 経営課 料金班 ☎998-2151
  - WEBアドレス  
<https://nanbusuido-consumer.jp/>



スマートフォンからのアクセス(QRコード)につかえるよ!

◆ 水質に関すること

八重瀬町地域は企業局から購入した県水と自己水をブレンドして給水しております。  
水質に関するお問合せは下記まで  
■ 工務課 管理班 ☎998-2897

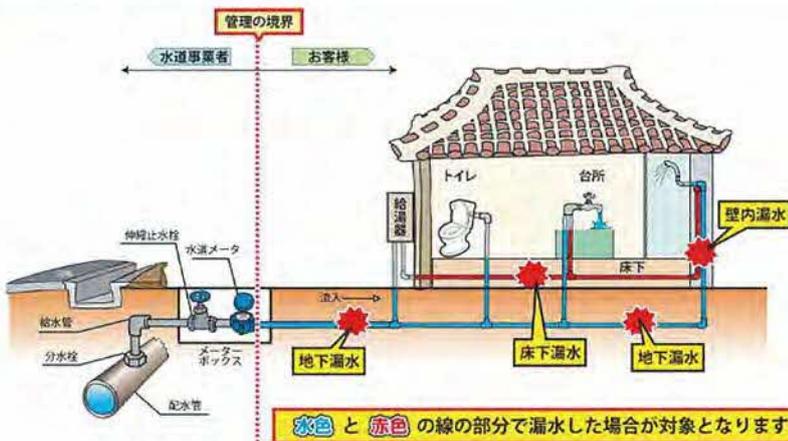
◆ 水道料金

種別	用途別	基本料金 (1箇月につき)		超過料金 (1立方メートルにつき)	
		基本水量	基本料金		
専用給水装置	一般用	8立方メートルまで	1,068	円	
				円	
				9立方メートルから20立方メートルまで	175
				21立方メートルから30立方メートルまで	234
				31立方メートル以上	272
共用給水装置	連合専用	1戸(世帯)当たりの料金は、一般用を適用し、料金算定の基礎となる使用水量は、各戸均等に使用したものとみなす。			
	高層住宅専用	1戸(世帯)当たりの料金は、一般用を適用する。			
臨時給水栓	臨時用	1立方メートルにつき 408円			

備考

- (1) 専用給水装置とは、1戸又は1事業所等で専用して、水道を使用する場合をいう。
- (2) 共用給水装置とは、1個の親メーターにより2戸(世帯)以上で共用して水道を使用する場合をいう。
- (3) 臨時給水栓とは、建設工事、興行等に短期間、臨時用として水道を使用する場合をいう。

◆ 漏水について



漏水を発見した場合連絡先	平日 工務課 998-2897 夜間、祝祭日 0120-866-689
工事を依頼したい場合	平日 給水班 998-2897

広告

沖縄県知事許可(般-5)第13520号

**フタバ設備工業株式会社**

代表取締役 知念 諭

当社に  
お任せ下さい

**水道設備工事スタッフ(配管工)募集!**  
申請業務・図面作成スタッフ募集!

業務内容  
・トイレ/お風呂/キッチンリフォーム  
・ガス給湯器、ボイラー、電気温水器修理交換  
・ポンプの修理交換・公共下水道切り替え工事  
・給排水設備工事一式、設計、施工

本社 本社MAP→  
〒901-0404 八重瀬町字高良16番地  
TEL.098-851-9565 FAX.098-851-9025  
info@futabasetubi.com

総合土木・県知事許可(般-5)第6493号  
南部水道企業団指定給水装置工事事業者  
南城市指定給水装置工事事業者  
糸満市指定給水装置工事事業者  
豊見城市指定給水装置工事事業者  
那覇市指定給水装置工事事業者

**有限会社 まるや開発**

八重瀬町字東風平 794-1  
**TEL 098-998-6090**  
**FAX 098-998-6097**

生活・環境

## 下水道(集落排水)

土木建設課(下水) ☎998-1123

### ○ 下水道の効果と役割

- ①悪臭や害虫の発生を防ぎ、快適な生活ができます。
- ②農業用の用水や排水施設の機能を守ります。
- ③トイレの水洗化で清潔な生活ができます。
- ④川や海がきれいになります。

### ○ 下水道へ接続しましょう

下水道に接続するためには排水設備工事が必要です。

#### ● 下水道整備完了区域

- ・ 漁業集落排水処理区域(港川・長毛・具志頭の一部)
- ・ 農業集落排水処理区域(新城・後原・具志頭の一部)

#### ● 下水道とは

町が道路に下水道本管やマンホールを設置し、管理を行う部分を「下水道」といいます。八重瀬町の下水道は分流式下水道ですので、雨水と一緒に流すことができません。

#### ● 排水設備とは

家庭の台所・浴室・便所などから出る家庭排水(雨水は除く)を公共ますを経由して下水道に流すために、個人の敷地内に設置する排水管や接続ますのことを「排水設備」といいます。

排水設備を設置し下水道に接続する「排水設備工事(接続工事)」は、個人負担で行っていただくこととなります。

#### ● 公共ます(取付ます)とは

下水道と排水設備とを接続するために町が設置したものを「公共ます」といいます。

### ○ 排水設備がつまったら

トイレ、風呂場、台所などの屋内排水設備、又は家の外の屋外排水設備がつまったとき、宅地内は個人で排水設備指定工事店やその他の業者に修理してもらいます。

道路の公共ますや下水道管のつまりについては下水道管理者へ連絡してください。

### ○ 下水道使用料について

下水道の使用水量は、原則的に水道の使用水量を基にしており、上水道と一緒に支払いしてください。

#### ● 下水道使用料金表

- ・ 一般汚水 (消費税込)

基本料金		超過料金	
8mまで	629円	8mを超え20mまで1mにつき	63円
		20mを超え50mまで1mにつき	73円
		50mを超え80mまで1mにつき	79円
		80mを超えるもの	89円

- ・ 業務汚水 (消費税込)

基本料金		超過料金	
10mまで	1,047円	10mを超え50mまで1mにつき	83円
		50mを超え100mまで1mにつき	93円
		100mを超え200mまで1mにつき	105円
		200mを超えるもの	115円

※上記金額は令和7年4月現在の料金です。

※一般汚水とは、一般家庭において下水道を使用する場合をいい、それ以外(店舗、工場、事業所等)を業務汚水といいます。

## 森林を伐採する

農林水産課 ☎998-4624

#### ● 森林計画対象森林を伐採する際は…

伐採する30日~90日前までに「伐採及び伐採後の造林の届出」を農林水産課に提出する必要があります。

#### ● 伐採後の造林が完了した際は…

伐採完了後30日以内に「伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告書」をこちらも農林水産課に提出する必要があります。

## 畑を借りるためには

農業委員会 ☎998-9840 農林水産課 ☎998-4624

- ・ 農業委員会の許可……農地法
- 県の公告(公社)……農地中間管理事業の推進に関する法律

※借りる手続きは公社、市町村が代行で書類を作成するので農家の負担が少ない!!

## 犬の登録と予防接種について

住民環境課(環境班) ☎998-8203

狂犬病は、犬をはじめ、人間を含めた多くの動物も感染し、発症するとほぼ100%死んでしまう恐ろしい病気です。犬の飼い主は狂犬病予防法にて生後91日以上の子犬に、一生一度の登録と年一回の狂犬病予防注射を受けさせる義務があります。

狂犬病予防法は決して犬のためだけでなく国民を守るための法律です。犬を飼っている方は必ず狂犬病予防注射を受けましょう。※飼い主に毎年4月頃ハガキを郵送しています。

## 建築基準法の建築工事届

土木建設課 ☎998-2623

都市計画区域外(具志頭地域)で建築物の建築等を行う場合、木造・非木造に関わらず、平屋かつ延べ面積200㎡以下の建築物(第3号建築物)で10㎡以上の建築等の際は、確認申請不要ですが建築届の提出が必要となります。

※詳しくは土木建設課までお問い合わせください。

## 八重瀬町景観計画について

各地域に見られる多種多様な景観要素の保全、創出を図るため、景観法に基づく景観計画区域を町全域としています。

<対象となる行為>

- ・建築物の新築、増築、改築、移転、外観の変更をすることとなる修繕・模様替又は色彩の変更

<対象とする規模>

- ①.建築物の高さが10メートルを超えるもの。
- ②.建築物の延床面積が500平方メートルを超えるもの。
- ③.①又は②に該当する建築物のうち、外観の変更範囲が外壁各面合計面積の過半となるもの。
- ④.地区計画区域内及び集落地域計画内における全ての建築行為。

詳しい内容については、土木建設課にお問い合わせください。

## 中高層建築物による電波障害防止に関する届出について 土木建設課 ☎998-2623

中高層建築物(建築物、工作物)が建設されることにより、近隣関係者との間に生ずる電波障害に関する紛争を未然に防止するため、中高層建築物を建築する建築主、管理者、占有者は建築物を建築する前に「電波障害防止に関する届出書」の届出をする必要があります。

<届出行為>

- ①高さが10m以上のもの
  - ②良好な電波の受信を著しく悪化させるおそれがあるもの
- ※詳しくは土木建設課までお問い合わせください。

## 土地区画整理事業

都市整備課 ☎998-6989

<事業の目的>

本町は、沖縄全体への交通利便性が高いことから、国道507号線沿いを中心に無秩序なミニ開発等による宅地開発が懸念され、土地利用の混在のままスプロール化の進行による後追的な公共投資に迫られる前に、土地区画整理事業による道路公園等の公共施設の整備改善及び良好で健全な市街地の形成を図ることを目的に、『伊覇土地区画整理事業』『屋宜原土地区画整理事業』『富盛田園土地区画整理事業』の3地区の整備が行われています。

### ●事業名称・施行者の名称・地区面積

- ①那覇広域都市計画事業 伊覇土地区画整理事業  
施行者:八重瀬町(公共施行)  
地区面積:42.5ha
- ②那覇広域都市計画事業 屋宜原土地区画整理事業  
施行者:八重瀬町(公共施行)  
地区面積:28.3ha

- ③田園居住区整備事業 富盛田園土地区画整理事業  
施行者:富盛田園土地区画整理組合(組合施行)  
地区面積:11.3ha

- ・土地区画整理事業区域内において行う以下の行為については、八重瀬町役場都市整備課までお問い合わせください。

- ①建物等の建築及びその他工事
- ②仮換地指定されている土地の分筆
- ③土地の売買や相続等による所有権の移転
- ④その他お困りの際は、都市整備課までご連絡ください。

### ●その他の留意事項

建物の表示登記、住所変更や金融機関からの融資を受ける場合等において、相手方から施行者が発行する証明書(仮換地指定証明等)を要求されたときは、施行者まで申し出てください。

## 建物を建築するにあたって

都市整備課 ☎998-6989

### ○地区計画の届出

地区計画とは、身近な生活空間における良好な環境の形成・保全を図るため、建築物の用途や高さ、建ぺい率、容積率、壁面後退などに関するルールを地区の特性に応じて定めることによって、建築または開発行為を規制・誘導するまちづくりの計画です。

八重瀬町では、伊覇地区地区計画(伊覇土地区画整理事業地内)、屋宜原地区地区計画(屋宜原土地区画整理事業地内)、富盛地区集落地区計画(富盛田園土地区画整理事業地内)、こちんだプラザ地区地区計画(字屋宜原サンエー付近)、友寄東物流サービス地区地区計画(沖縄県酪農農業協同組合付近)、外間北工業地区地区計画(南部徳洲会病院付近)、外間宜

次沿道西地区地区計画(沖縄協同ガス付近)の7地区において、地区計画が定められています。

地区計画区域において、建物や工作物の建築・建設を行う際は「地区計画の区域内における行為の届出」が必要となります。また、建築物の増築などを行う場合にも「地区計画変更届」の届出を行うようお願いいたします。

また、令和7年3月に、住民主体である「市街化調整区域における地区計画提案・申出マニュアル」を策定しました。市街化調整区域における地区計画を検討される際には、本マニュアルを活用していただきますようお願いいたします。

※詳しくは都市整備課までお問い合わせください。



○道路の占用

道路敷地に、個人の工作物や物件を設置することは原則として禁止されています。ただし、道路に上下水道管類を埋設するときや、電柱、照明、足場等の設置など道路を使用するときは、道路管理者(町長)の許可を受けることで、設置することができるものもあります。

この場合は土木建設課に所定の申請書を提出して事前に許可を受けてください。

○道路工事

道路へ車の出入りするため、歩道部分の切り下げやガードレール等の撤去、舗装の道路工事を行うとき、排水施設等の設置又は改良するときは、道路管理者(町長)の承認が必要です。

土木建設課に所定の申請書を提出してください。

○道路の維持・管理

- 町が管理する道路で次の場合はご連絡ください。
- ①道路が陥没したり、舗装部分に段差や穴ぼこ等があるとき。
  - ②側溝や蓋などが破損しているとき。
  - ③側溝に水がたまるとき。
  - ④町で管理する土地から道路や隣接地への倒木、草等により支障を生じているとき。
  - ⑤ガードレール等が壊れているとき。
  - ⑥事故等により、道路施設を壊してしまったとき。
  - ⑦大雨などにより、道路災害が発生したとき。
  - ⑧その他道路の通行に支障があるとき。

都市公園の利用について

八重瀬町には都市公園が14箇所あり、レクリエーションや休憩、散策等、憩いの場として多くの町民に利用されています。

町民のみなさんが気持ちよく利用できるよう各自ゴミは持ち帰り、仲良く利用しましょう。

幼稚園や小学校の遠足や自治会のイベント等に利用する場合は、利用申請書の提出が必要です。利用申請書は町ホームページからダウンロードできます。

公園名	所在地	設備	問い合わせ先
東風平運動公園	字東風平1076番地(代表地番)	体育館、野球場、サッカー場、トレーニング室、遊具等	社会教育課 ☎998-2140
西部プラザ公園	字当銘282番地(代表地番)	パークゴルフ場、多目的広場、遊具等	【予約】 多目的広場:社会教育課 ☎998-2140 多目的広場以外:都市整備課 ☎998-6989
八重瀬公園	字富盛1607番地(代表地番)	多目的広場	
長田門原公園	字宜次278-1(代表地番)	パークゴルフ場、遊具等	都市整備課 ☎998-6989
馬場公園	字東風平150番地3(代表地番)	多目的広場	
宮森公園	字東風平316番地1(代表地番)		
屋宜原中央公園	字屋宜原517番地1	多目的広場、遊具	
屋宜原西公園	字屋宜原525番地1	多目的広場	
屋宜原東公園	字屋宜原531番地1		
西原の丘公園	伊覇土地区画整理事業54街区		
伊覇中央公園	伊覇土地区画整理事業27街区		
伊覇憩いの広場	伊覇土地区画整理事業9街区		
東風平の丘公園	伊覇土地区画整理事業61街区		
富盛中央公園	字富盛2940番地		富盛公民館 ☎998-5225



# 議会・選挙

## 八重瀬町議会のしくみ

議会事務局 ☎998-2201

### ○ 定例会と臨時会

八重瀬町議会は、選挙で町民の代表として選ばれた16人(条例定数)の議員が、町民生活に関係する重要な条例や予算、その他法令で定められた事項等について議論し、町としての意思を最終的に決定する機関(議決機関)です。

議会には、「定例会」と「臨時会」があり、定例会は条例で年4回と定められており、招集時期は規則において3月・6月・9月・12月としています。

一方、臨時会は定例会以外で特に審議が必要な場合に依りて開催され、回数に制限はありません。

### ○ 委員会

町議会において取り扱う事件を「議案」と呼び、その内容は多岐にわたり数も多いため、これをいくつかの部門に分けて専門的・能率的に審査するため、八重瀬町議会議員は「総務厚生」「経済産業文教」、いずれかの常任委員会に所属し、その議案の審議を行います。

また、請願や陳情等についても委員会において審議します。そのほか、特に重要な事業や施策などについて審議を行う必要がある場合には「特別委員会」を設置する事ができます。また、広報・広聴を行う「議会広報常任委員会」や議案の処理や議会運営を円滑に行うための「議会運営委員会」が設置されています。

### ○ 請願・陳情

町民は、町政についての要望や意見があるときは、だれでも町議会に対して請願・陳情を行う事ができます。紹介議員を必要とするものを「請願」、紹介議員を必要としないものを「陳情」といいます。

請願は、委員会において内容を審査し、本会議で採択・不採択の結論を出します。採択された請願は、町長その他の執行機関に送付するに当たって、議会から処理の経過及び結果の報告を請求することができます。議会、執行機関の双方に実現の努力が要請されます。

## 選挙管理委員会

総務課 ☎998-2200

### ○ 選挙人名簿の登録

選挙人名簿には、住民基本台帳に記録されている方のうち、登録資格のある方が登録されます。これに登録されていないと、たとえ選挙権があっても選挙の際に投票できないこととなります。

陳情は、請願ほど明確な法律上の規定がありませんが、請願に準じた取り扱いをする必要があり、町議会では陳情の採択後の経過及び結果の報告については、内容を精査し、必要があるときは委員会の判断により行われています。

### ○ 町議会の傍聴

本議会は一般に公開されており、どなたでも傍聴することができます。傍聴席は本議会の後方に設置されており、一般席のほか、車椅子でも傍聴ができるようスペースを設けています。

町民の皆様の意見が議会の中でどのように反映されていくのかを直接知ることができる機会ですので、ぜひお気軽にお越しください。

なお、議会を傍聴する際は、八重瀬町議会傍聴規則に従って傍聴をされますようご協力をお願いします。

また、庁舎1階設置のテレビで本会議の様態を視聴する事ができます。

### ○ 会議録の閲覧

町議会では、本会議の「会議録」を定例会ごとに作成しており、町議会事務局において閲覧ができます。また、ホームページからも閲覧が可能となっています。

### ○ 議会だより

町議会では、町民の、町議会活動に対する理解と協力を深めるため、「八重瀬町議会だより」を定例会ごとに年4回発行しており、全戸配布や、金融機関等に設置しています。議会だよりには、審議結果や一般質問、各委員会の審査状況等を掲載しています。ホームページでも公開しています。

### ○ ホームページ

町ホームページで議会開始日時、議決結果、一般質問の要旨、会議録、議会だよりがご覧いただけます。

### ○ 定時登録

毎年3・6・9・12月1日現在により、登録資格のある方(八重瀬町に3ヶ月以上住所を有する方)を住民基本台帳の記録に基づいて、選挙人名簿に登録します。住所移転の際に転入届等の提出が遅れると、選挙人名簿に登録されることも遅れ、投票できない場合がありますので、届出は早めに行うようにしてください。



議会・選挙

### ●選挙時登録

選挙の公(告)示直前に登録資格のある方を登録します。(選挙の基準日現在で、八重瀬町に転入して3ヶ月以上住所を有し、満年齢18歳以上の方)

### ●補正登録

定時登録及び選挙時登録において、登録資格のある方が、登録されていないことを知った場合に登録されます。

※登録されると、死亡または転出(転出した日から4ヶ月間は抹消されません。)しない限り、選挙人名簿に登録されています。

## ○期日前投票

選挙人が投票日に、仕事や旅行、レジャー、冠婚葬祭などの用務や、疾病、負傷、出産等の理由で投票所での投票ができない見込みの方は、公(告)示の日の翌日から投票日前日まで、八重瀬町選挙管理委員会において定めた期日前投票所で投票を行うことができます。

## ○不在者投票

①仕事等で公(告)示日前に他府県等に行っている場合には、本人(選挙人)が八重瀬町選挙管理委員会に投票用紙の請求(所定の様式)をすることによって、仕事先等の所在市町村選挙管理委員会で投票を行うことができます。

②指定病院等(県選挙管理委員会の指定する病院・老人ホーム・施設等)に入院(入所)中の方は、その病院等の不在者投票管理者である病院長または施設長等の管理者に対して申請することによって、その指定病院等で不在者投票をすることができます。

※不在者投票ができる期間は、公(告)示の日の翌日から投票日前日までです。ただし、所在市町村選挙管理委員会で行う場合は、そこの選挙管理委員会の業務時間内(通常は平日の8時30分～17時15分)となっております。

なお、所在市町村選挙管理委員会の区域内で選挙が行われている場合は、そこの投票時間内は投票できることがあります。

詳しくは八重瀬町役場総務課(☎998-2200)までお問い合わせください。

## ○郵便等投票

身体障害者手帳または戦傷病者手帳をお持ちの方で障害の程度が公職選挙法施行令第59条の2の特定の障害に該当する方、及び要介護状態区分が要介護5である方は、自宅で自ら投票用紙に記載し、郵便等による方法で不在者投票をすることができます。ただし、郵便等投票による方法は事前に選挙管理委員会へ申請し、「郵便等投票証明書」の交付を受けることが必要です。

また、自ら投票の記載をすることができない方は、要件に該当し選挙管理委員会へ届け出ることでより代理人を指定して代理記載をさせることができます。

## ○検察審査会と検察審査員候補者の選定

### ●検察審査会

選挙権を有する国民の中から選ばれた11人の検察審査員が、一般国民を代表して、検察官が被疑者(犯人と目される者)を裁判にかけなかったこと(不起訴処分)の善し悪しを審査することを主な仕事としています。

犯罪の被害者(被害者が死亡した場合はその親族等)や犯罪を告訴・告発した人が、検察官の不起訴処分に不服がある場合に検察審査会へ申立てをすることができます。

### ●検察審査員候補者の選定

町選挙管理委員会では、毎年9月1日現在の選挙人名簿に基づいて、年1回割り当てられた人数について、検察審査員候補者の予定者を「くじ」で選定し、名簿を検察審査会事務局(本町の場合は那覇検察審査会事務局)に送付しております。

検察審査会事務局において、任期ごとの検察審査員候補者名簿を作成し、名簿に記載された方々にその旨を通知することになっております。

検察審査会は、検察官の不起訴処分に対する一般国民の民意を反映させるための司法制度の一つであり、一般常識を有する町民誰もが検察審査員になれます。検察審査員は、くじで選定された裁判所の非常勤職員(任期6ヶ月)となります。

## ○裁判員制度と裁判員候補者の選定

### ●裁判員制度とは

裁判員制度とは、国民のみなさんが裁判員として刑事裁判に参加し、被告人が有罪かどうか、有罪の場合どのような刑にするかを裁判官と一緒に決める制度です。

### ●裁判員候補者の選定

町選挙管理委員会では、毎年9月1日現在の選挙人名簿に基づいて、年1回割り当てられた人数について、裁判員候補者の予定者を「くじ」で選定し、名簿を地方裁判所に送付しております。

地方裁判所において、裁判員候補者名簿を作成し、登録されたことを名簿に記載された方々に通知することになっております。



# 公民館・公共施設

## 町中央公民館・具志頭分館

### ●窓口

名称:八重瀬町中央公民館  
 所在地:〒901-0401  
 沖縄県島尻郡八重瀬町字東風平1014番地  
 施設:1F 和室・調理室  
 2F 大ホール・会議室  
 TEL:998-8383

名称:八重瀬町中央公民館具志頭分館(旧改善センター)  
 所在地:〒901-0512  
 沖縄県島尻郡八重瀬町字具志頭1番地  
 施設:1F 大ホール  
 2F 会議室・和室・生活技術室

### ●開館時間

時間:9時～22時  
 休館日:年末年始(12月29日～1月3日)  
 国民の祝日 慰霊の日(6月23日)

### ●施設の使用申請について

- 申請期間  
使用日の属する月の1ヶ月前から使用日の7日前まで
- 申請方法  
利用申請書を記入し、中央公民館の窓口へ直接お持ちいただくか郵送で提出してください。  
※窓口、電話で空き状況を確認し、仮予約ができます。ただし、仮予約から1週間以内に申請書を提出してください。  
※使用料等につきましては、町ホームページまたは中央公民館にお問い合わせください。
- 受付電話番号および時間  
電話番号:998-8383  
受付時間:月～金  
8時30分～17時15分(ただし12時～13時、祝祭日を除く)

## 八重瀬町自治会一覧

総務課 ☎998-2200

### ◇区・自治会とは…

区・自治会とは…

地域に住む人たちが、日ごろの交流を通じて連帯と親睦を深め、地域における様々な課題解決に取り組む、わたくし達の生活の中でもっとも身近な住民組織です。

八重瀬町内には34の区・自治会が組織され、それぞれが明るく住みよいまちづくりを目指して活動しています。

区・自治会に加入することで、地域の人々との交流を深めることができたり、個人の力では難しい課題も、区・自治会の課題として解決に向けて取り組むことができます。

区・自治会	公民館住所	公民館連絡先
東風平	字東風平1	998-2126
伊覇	字伊覇43	※
上田原	字上田原30	※
屋宜原	字屋宜原516-1	※
富盛	字富盛432	998-5225
世名城	字世名城205	998-2301
高良	字高良1	998-7547
志多伯	字志多伯231	998-2141
当銘	字当銘64	998-5264
小城	字小城338-1	998-2115
宜次	字宜次46	998-4438
外間	字外間71	※
友寄	字友寄34-1	959-8926
友寄第一団地	字友寄56-21	※
白川ハイツ	字宜次231-93	※
大倉ハイツ	字友寄921-2	※
屋宜原団地	字屋宜原23-140	※
県営外間団地	字宜次644-4	998-2120
友寄東ハイツ	字友寄855-33	※

区・自治会	公民館住所	公民館連絡先
外間高層住宅	字外間176-1	080-6494-2597
県営屋宜原団地	字屋宜原501-1	※
県営伊覇団地	字伊覇161-1	※
具志頭	字具志頭256	998-5210
新城	字新城857	998-6952
後原	字後原527	998-6957
大頓	字大頓1313	※
玻名城	字玻名城36	※
安里	字安里123	※
与座	字与座100	※
仲座	字仲座52	※
港川	字港川381-5	998-7764
長毛	字長毛204-1	※
県営長毛団地	字長毛345	※
県営大頓団地	字大頓1331	※

各公民館の開館時間はこちら▶



※公民館に連絡先がない自治会への連絡や、不明な点がございましたら、八重瀬町役場総務課(☎998-2200)までお問い合わせください。

## 公共施設等一覧

各課案内	
課名	電話番号
総務課(代表)	998-2200
住民環境課	998-2443
環境係窓口	998-8203
税務課	998-9593
企画財政課	998-2668
会計課	998-2000
社会福祉課	998-9598
児童家庭課	998-7163
健康保険課	998-2210
農林水産課	998-4624
農業委員会	998-9840
土木建設課	998-2623
都市整備課	998-6989
住民環境課(南の駅やえせ内)	998-2101
学校教育課	998-7571
社会教育課	998-8383
スポーツ振興課	998-2140
議会事務局	998-2201
教育施設課	998-0014

公共施設	
施設名	電話番号
八重瀬町社会福祉会館	998-4000
八重瀬町中央公民館	998-8383
八重瀬町図書館・こども学習センター	998-1350
具志頭歴史民俗資料館	835-7500
具志頭歴史民俗資料館図書室	998-8708
東風平運動公園	998-2140
西部プラザ公園(多目的広場)	//
八重瀬公園(多目的広場)	//
具志頭社会体育館	998-6635
具志頭運動公園	851-7775
八重瀬町スポーツ観光交流施設	851-7775
保健センター(健康保険課)	998-1149
保健センター(児童家庭課)	998-2277
東風平給食センター	998-2358
具志頭給食センター	998-2351

県立高校・特別支援学校	
施設名	電話番号
向陽高等学校	998-9324
南部工業高等学校	998-2313
南部商業高等学校	998-2401
島尻特別支援学校	998-8240
やえせ高等支援学校	998-2401

町立小・中学校	
施設名	電話番号
東風平小学校	998-2105
白川小学校	998-7548
具志頭小学校	998-2216
新城小学校	998-2203
東風平中学校	998-2107
具志頭中学校	998-2220

町立認定こども園		
施設名	所在地	電話番号
ぐしかみこども園	字具志頭661	998-3644

認可保育所(園)・認定こども園		
施設名	所在地	電話番号
あらしろ保育園	字新城857	998-2300
のびる保育園	字当銘273-1	998-4032
みどりが丘保育園	字友寄734-2	998-2575
みどりが丘保育園(分園)	字東風平1187	835-7600
清ら風保育園	字宜次674-5	840-7430
シーサー保育園	字友寄841-1	996-0039
シーサー保育園(分園)	字友寄968-1	998-0939
やえせ北保育園	字友寄180	998-2417
ときわ東保育園	字東風平259-1	998-2546
中央保育園	字東風平1014-3	998-5868
中央保育園(分園)	字東風平193-7	987-1169
結い保育園	字富盛346-1	998-5120
結い保育園(分園)	字屋宜原189-1	987-0017
港川保育園	字港川195	998-2722
具志頭保育園	字具志頭26-1	998-5857
第2ぐしかみ保育園	字安里719-1	998-2315
八重瀬わかたけ保育園	字伊覇125-1	998-6655
こちの詩保育園	字屋宜原248-1	996-2566
ひかりのこ保育園	字富盛347	998-0138
にこにこ保育園	字東風平1486-6	998-2691
きらら保育園	字外間80	998-5428
こちの森保育園	字東風平1471-4	998-0773
こちんだこども園	字東風平1391-11	998-2125
しらかわこども園	字小城550	998-4037
あらしろこども園	字新城1357-5	998-5024
風の音保育園	字東風平1131-1	996-1834

認可外保育園		
施設名	所在地	電話番号
ひよこハウス乳児園	字東風平1488-1	998-1202
もも保育園	字新城1987-1	998-4562
ヤクルト南部保育所	字屋宜原532-5	998-2943
東風平みらいっこ保育園	字東風平1145-3	998-8505

児童館		
施設名	所在地	電話番号
友寄児童館	字友寄34-1	998-0965
具志頭児童館	字大頓1313	998-0967

子育て支援センター		
施設名	所在地	電話番号
子育て支援センターぴっぴ	字東風平1426-20	840-7870

学童クラブ		
クラブ名	所在地	電話番号
柿の木学童クラブ	字友寄76	998-9742
第一・第二はなぞの児童クラブ	字東風平290-5	998-9575
わかば児童クラブ	字東風平154-6	998-4663
学童クラブわらびんちゃ〜港川クラブ	字港川127-1	998-0136
こちの森学童クラブ	字伊覇65	998-0090
ぐしかみ学童クラブ	字具志頭363	998-0784
にこにこ児童クラブ	字世名城767-1	962-2351
わらびんちゃ〜白川クラブ東風平クラブ	字伊覇147-6	998-1635
あらしろ児童クラブ	字新城1343-2	996-2142
やぎばる第1・第2児童クラブ	字屋宜原146-5	987-1185
新城学童クラブ	字新城977-1	090-1363-3323
学童クラブアスリート工房	字東風平1402	960-8267
わくわく東風平学童クラブ	字東風平1402	080-6480-1724
ウルハピネス児童クラブ	字新城1359	090-9786-1359

金融機関・郵便局	
施設名	電話番号
JAおきなわ東風平支店	998-2106
JAおきなわ具志頭支店	998-3322
琉球銀行東風平支店	998-6530
沖縄銀行八重瀬支店	840-7700
沖縄海邦銀行八重瀬支店	851-5340
東風平郵便局	998-2641
具志頭郵便局	998-2642

消防・警察	
施設名	電話番号
島尻消防組合本部	948-2512
島尻消防署八重瀬出張所	998-5866
島尻消防署佐敷出張所	947-0124
糸満警察署	995-0110
糸満警察署東風平交番	998-2102



# 公益社団法人 南部地区歯科医師会

## 「あなたの街のライフ・ヘルス・サポーター」

八重瀬町民のみなさま、こんにちは。公益社団法人南部地区歯科医師会会長の井上博文です。

南部地区歯科医師会は、平成25年5月に公益法人を取得し「笑顔とチムグクルの医療を」を基本理念におき、浦添市以南の5市、4町、6村を守備範囲としている会員260名余の組織です。その内、八重瀬町内の会員数は4名、診療所が4ヶ所です。

南部地区歯科医師会に属している会員は、1歳6ヶ月児、2歳児、3歳児の歯科健診、保育施設や小・中・高等学校、特別支援学校の歯科健診、成人の歯周疾患検診、介護予防事業等に協力しながら、行政に関わる各種協議会や学校保健安全委員会に参加したり、多職種との連携を推進、地域住民の健康づくりに貢献することに努めております。また、昭和62年から続いているデンタルフェアでは、来場者へのお口の相談等を通して、地域住民のみなさまの歯・口の健康へのアドバイスを継続実行しています。

お口の健康はバランスのとれた適切な食生活を送ることを可能にし、肥満や糖尿病などの生活習慣病の予防につながるなど、全身の健康の保持増進のために重要な要素となっております。これから高齢社会が進むことを踏まえ、生涯を通じて歯科疾患を予防し歯の喪失を抑制することは、高齢期におけるお口の機能(食物の取込や飲込む機能等)を維持し食生活の充実や会話ができることにつながり、生活の質を高め健康寿命の延伸につながります。

これからも我々南部地区歯科医師会は、「あなたの街のライフ・ヘルス・サポーター」として、地域住民のお口の健康づくりから健康寿命の延伸に寄与して行きたいと考えています。



(公社)南部地区歯科医師会 会長 井上 博文

### 公益社団法人 南部地区歯科医師会登録医療機関

診療所	郵便番号	住所	TEL	FAX
こちんだ歯科クリニック	901-0401	八重瀬町字東風平396-1-101	098-998-8715	098-998-8721
やえせデンタルクリニック	901-0401	八重瀬町字東風平1200-5-2F	098-996-1990	098-996-1990
サザン歯科やえせ	901-0405	八重瀬町字伊覇273-6	098-998-7171	098-840-7891
上地歯科医院	901-0416	八重瀬町字宜次706-4	098-998-2355	098-998-2327



# 南部地区薬剤師会

### 薬局一覧(八重瀬町内)

施設名称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号
あにも調剤薬局	901-0405	八重瀬町字伊覇65-24	098-998-1189	098-998-0989
くじら薬局(八重瀬町)	901-0512	八重瀬町字具志頭154-10	098-840-7686	098-998-0505
東風平薬局	901-0401	八重瀬町字東風平1429-2	098-998-2337	098-998-1904
すこやか薬局 外間店	901-0417	八重瀬町字外間157-1	098-851-4077	098-851-4087
千寿薬局	901-0405	八重瀬町字伊覇433-4	098-840-7600	098-840-7611
たかしん薬局 八重瀬店	901-0401	八重瀬町字東風平1200-5	098-995-9601	098-995-9602
ともよせ薬局	901-0411	八重瀬町字友寄903-60	098-998-5239	098-998-5239
ハーブ薬局 やえせ店	901-0405	八重瀬町字伊覇54番地3(1F-2)	098-998-7766	098-998-7979
森の葉屋薬局	901-0406	八重瀬町字屋宜原238-1	098-998-0007	098-998-0017
りんご調剤薬局 東風平店	901-0401	八重瀬町字東風平1209-16	098-987-4768	098-987-4797



# 健康マップ

地図のページに関しましては、該当ページに広告をご掲載いただきました施設の情報のみ表示しています。

**空の森 CLINIC**

婦人科 / 不妊治療  
・腹腔鏡下手術 (入院施設有・MRI有)

沖縄県島尻郡八重瀬町字屋宜原 229 番地の1  
TEL:098-998-0011(代)

YAESE MENTAL CLINIC  
**やえせ心のクリニック**  
精神科・心療内科

診療時間 月火水木金土日

9:00~13:00	〇	〇	/	〇	〇	/
14:00~18:00	〇	〇	/	〇	〇	/

休診日 / 水曜日・土曜日午後・日曜日・祝日

☎098-998-0556

八重瀬町字東風平 1200 番 10

yukui pediatric CLINIC  
**ゆくいこども診療所**  
小児科・小児在宅医療

ご予約はコチラ

個別診察室    キャッシュレス

待合室なし    駐車場あり

LINE

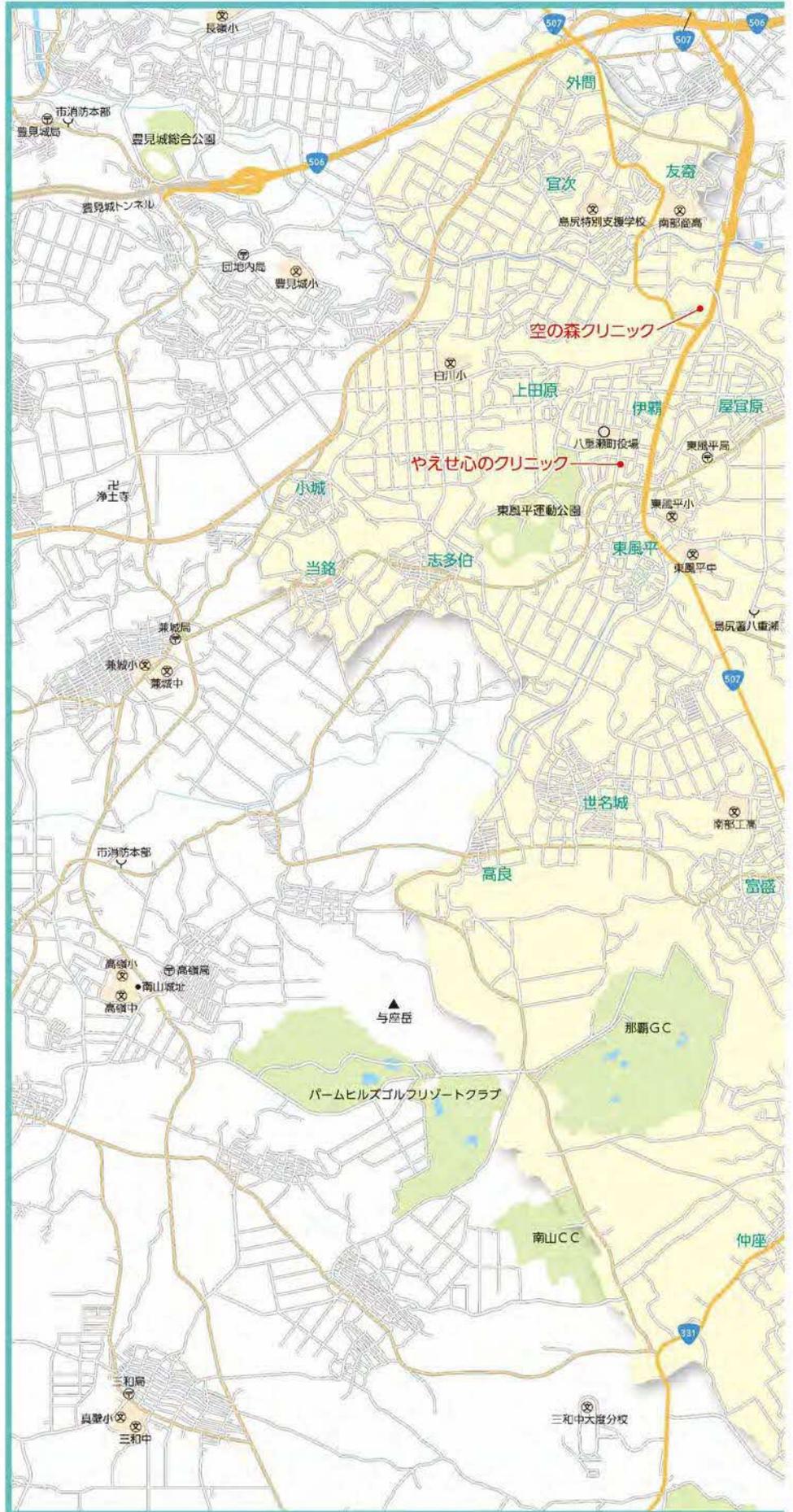
診療時間 月火水木金土日

09:00-11:30	〇	〇	〇	休	〇	〇	休
14:00-16:30	〇	〇	〇	休	〇	〇	休

※土曜日は16時までの診療と異なります

〒901-1204 沖縄県高良市大里緑園1339番地  
おむぎこどもクリニック内

お問い合わせはお気軽に  
☎098-894-7767



かかりつけ医・かかりつけ薬局を持ちましょう

ここは有料広告掲載ページです



診療科目 / 歯科・小児歯科

**ふさとデンタルクリニック**  
Fusato Dental Clinic

院長 助川勝栄 Fusato Dental Clinic

診療時間	日	月	火	水	木	金	土
午前 9:30~13:00	○	○	○	○	○	○	○
午後 14:30~18:30	○	○	○	○	○	○	休診

● 休診日: 日曜日・祝祭日・土曜午後 ●

南城市玉城字富里8番地

**☎948-7778**

歯科・小児歯科

・インプラント (自由診療 25万~45万円程度)  
・CT・マイクロコース

**はな歯科医院** 院長 光安 皓平  
HANA DENTAL CLINIC

時間/曜日	月	火	水	木	金	土	日・祝
午前 9:30~13:30	●	●	●	●	●	●	△
土曜 9:00~17:00	●	●	●	●	●	●	△
午後 14:30~18:00	●	●	●	●	●	●	△

キッズスペースあり

南城市字富里 668-5 南城ビル201  
(ローソン南城富里店斜め向い)

**☎098-943-2398**

医療法人社団イーシーエス

**南城眼科**

白内障手術・送迎有(要予約)

受付時間	月	火	水	木	金	土
午前 9:00~午前11:30	○	○	○	○	○	○
午後 3:00~午後 6:30	○	×	○	×	○	×

TEL/949-1680 FAX/949-1681  
南城市玉城堀川695-1 休診日/日曜・祝日

**☎0120-049-315**

**中村内科胃腸科**

内科・胃腸内科/糖尿病・高血圧・生活習慣病 院長 中村 博

診療時間	月	火	水	木	金	土
午前 9:00~12:00	○	○	○	○	○	○
午後 14:00~18:00	○	○	休診	○	○	○

八重瀬町字具志頭154-9 休診日/水曜日午後・日曜・祝祭日

定期送迎あります詳しくはTELにてお問い合わせ下さい

**☎098-840-7778**



生活ガイド



# リフォームの基礎知識

## リフォームの進め方とポイント

### ① 具体的な計画をたてる

リフォームの目的から具体的な計画を立てましょう。  
この時点での情報収集も大切なポイントです。

**Point** ● 時期、期間は？ ● 予算は？

### ② 事業者を決める～契約する

契約前に疑問点・不安点は徹底的に確認しましょう。  
見積書・提案書や契約書だけでなく、打ち合わせの際の資料やメモなど書類にはしっかり目を通し、保管しておきましょう。

**Point** ● 施工業者の事業内容がリフォーム目的と合致しているか？  
● 実績や業務内容を吟味。信頼できる事業者か？  
● 候補を数社選んで同じ条件で見積書を提出してもらい検討したか？

### ③ 着工

定期的に施工業者から報告・連絡を受けるようにしましょう。また、不安がある場合は施工業者の担当者を通じて確認するようにしましょう。

**Point** ● 工事に向けての準備や近隣への周知は大丈夫か？  
● 工程表に基づいて進んでいるか？  
● 変更・追加などが発生していないか？

### ④ 着工後

**Point** ● 事業者立ち会いの下、確認をし説明をうけたか？  
● 今後のメンテナンスや保証先を確認したか？

## リフォームの疑問

Q リフォームの費用はどのくらいかかりますか？ 

A 改装の範囲で変わっていきます

建物の一部分の改装もリフォームですし、全面改装でもリフォームです。当然のことですが、手を加えれば加える程かかる費用は増えていきます。例えば、畳敷きの6畳間をフローリングに替える場合は十数万円ですが、家全体に及ぶ大掛かりな改装の場合は、建替えの方が安くなる事もあります。

Q 満足いくリフォームのポイントは何？

A まずは現在の不満点を挙げてみましょう

現在のお住まいの不満のある所をリストアップする事をおすすめします。そうする事でただ漠然と不満に感じていた事も具体的に検出出来るようになり、優先順位をつけて内容の整理もしやすくなります。

また、キッチンなどの設備の取り替えをお考えの場合は、ショールームなどで実際に見て触ってみる事も重要です。



Q 信頼のおける業者とは？

A 2～3社は候補を挙げて比較しましょう

- 費用の安さで決めずに、契約内容に納得した上で契約をかわしましょう。
- 建築士や増改築相談員などの資格者がいるか確認しましょう。
- 経験豊富で実績がある事業者かどうか確認しましょう。
- アフターフォローはどうか、必ず確認しましょう。

・外壁塗装・内部塗装・防水工事  
・各種シーリング工事・塗替塗装  
・ひび割れ、コンクリート補修  
・総合リフォーム

総合建築塗装  
**神谷美装**  
代表 神谷吉乃

八重瀬町字志多伯710-1  
TEL 080-1727-3769  
FAX 098-996-2598

プロパンガスも  
お任せ  
下さい

●ガス販売事業  
●ガス工事全般  
●ルームエアコン  
取付販売  
●システムキッチン  
取付販売

**株式会社 徳村住設**  
プロパンガス販売 代表者 徳村 政司  
TEL 098-987-4039  
八重瀬町字上田原 208-3 FAX 098-987-4038

大正十年創業

**島袋  
たたみ店**

那覇市曙 3-19-8  
TEL 863-0750  
<https://www.tatami-shimabukuro.com>  
各種カード利用出来ます



株式会社サイネックスによる編集記事ページです | ここは有料広告掲載ページです

# 新築・増改築・リフォーム

するなら!! 見積無料 相談無料

## プロの集団におまかせ!!

うち  
お家のことなら何でもご相談下さい!!

**(有)メイクホーム沖縄**

代表取締役 喜舎場 宗広

八重瀬町伊弉249

**TEL 996-0440**

**FAX 851-3411**

ご相談・お見積り無料でいきます!!

創業40年! 信頼と実績!  
地域に密着!

防水  
塗装

デザイン  
コンクリート

リフォーム  
雨漏り

Instagram

@koking\_azuma

あなたの家をリニューアル!!

株式会社 **コーキング東 × Vista**

TEL 098-998-9073



カーポート
門扉
農業用倉庫
手すり設置

お気軽にご相談ください!!

建築・鉄骨・ステンレス金物・土木工事一式

## 徳工業

[本社] 八重瀬町小城 245-2 [第2工場] 糸満市北波平 389-5  
TEL.098-992-3683 FAX.098-894-4335

管工事業

衛生・空調  
消火・ガス

勇進工業株式会社

代表取締役 嘉数 豊

〒901-0416 八重瀬町字宜次 43 番地

TEL 098-894-6471

FAX 098-894-6472

Mail : yushin-kogyou@triton.ocn.ne.jp

### あなたのお家は大丈夫? 耐震チェック

間取りや構造によって差はありますが、在来工法で建てられた住宅の代表的な例をもとに10の項目を挙げました。一つでも該当する項目があれば、専門家に相談しましょう。



- |   |   |
|---|---|
| <p>1. 昭和56年度以前の建物である ..... <input type="checkbox"/></p> <p style="font-size: 0.8em;">(現在の耐震基準を満たしていない可能性があります)</p> <p>2. 基礎にひび割れがある ..... <input type="checkbox"/></p> <p>3. 地盤が危険だと感じる ..... <input type="checkbox"/></p> <p>4. 基礎が鉄筋コンクリート造ではない ..... <input type="checkbox"/></p> <p>5. 必要な手続きを行わずに増築している ..... <input type="checkbox"/></p> | <p>6. 大きな吹き抜けがある ..... <input type="checkbox"/></p> <p>7. 室内の床が傾いている ..... <input type="checkbox"/></p> <p>8. 屋根には重い建材を使用している ..... <input type="checkbox"/></p> <p>9. 過去に大きな災害に見舞われたことがある ..... <input type="checkbox"/></p> <p>10. 壁の量が少ない ..... <input type="checkbox"/></p> <p style="font-size: 0.8em;">(見かけの壁の割合が少ない場合は、当然危険です)</p> |
|---|---|



# お墓について

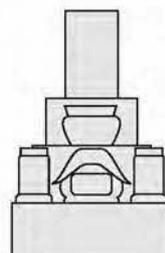
※掲載の記事に関しましては、一般的な慣習を掲載したものであり、各宗教や宗派または地域により異なる場合がございます。

## お墓の形いろいろ

現在、墓地や霊園などで多く見られる形のお墓は、江戸時代の中頃から広く使われるようになったと言われています。鎌倉時代から室町時代にかけて多く作られた、五輪塔(ごりんとう)など供養塔型のお墓も一部で見られます。近年は、背が低く横幅が広い洋型のお墓も増えてきました。また、既成の型にこだわらない自由なデザインのお墓も見られます。

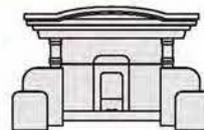
### 和型

最も標準的な形のお墓です。竿石(さおいし)の下に上台石(じょうだいいし)、下台石(げだいいし)を重ねた形が多く見られます。下台石の下に芝台石(しばだいいし)を置いたり、竿石と上台の間にスリンと呼ばれる石を置く場合もあります。また、付属品として香炉(こうろ)、水鉢(みずばち)、花立て(はなたて)、墓誌(ぼし)、卒塔婆立て(そとばたて)なども、必要に応じて設置されます。



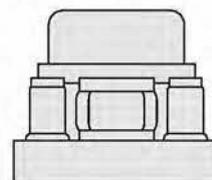
### 破風墓(はふばか)

破風墓とは、沖縄特有の墓の形式の一種で家屋同様の屋根があるもののうち、屋根が破風形になっているものです。



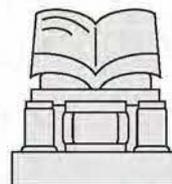
### 洋型

芝生墓地やガーデニング霊園、西洋風霊園などの増加とともに、西洋風のお墓も増えてきました。台石の上に、和型と比べて背が低く、横幅が広い竿石を置いたお墓で、竿石の前面を斜めに加工した「オルガン型」や、垂直に加工した「ストレート型」などがあります。また、芝生墓地などで多く見られる「プレート型」もあります。



### デザイン墓石

伝統的な形にとらわれず、故人の趣味や個性を反映したオリジナルのデザインを施したお墓を選ぶ方も増えていきます。ただし、墓地や霊園によっては特異なデザインのお墓を建造できない場合がありますので、事前に確認する必要があります。



株式会社サイネックスによる編集記事ページです

ここでは有料広告掲載ページです

# こんなお墓、見たことない!



八重瀬町に総合供養施設誕生



永代供養・年間預かり・位牌供養  
改葬・墓じまいのご相談受付中!



公益財団法人 沖縄県メモリアル整備協会

八重瀬メモリアルパーク

沖縄県島尻郡八重瀬町字具志頭1019番地

☎0120-202-869

受付/9:00~17:00 定休日/水曜日(土・日・祝日も受付)



# 八重瀬町商工会

人よし 企業よし 地域よし

～3方をつなぎまちの未来を支える商工会を目指して～

商工会はさまざまな  
面から経営を  
サポートしています！



## 経営のこと、誰かに相談したい。 **経営支援**

### 経営指導員を頼って下さい！

窓口相談はもちろん事業所を直接訪問する巡回訪問も行い、事業や商売、経営の改善や事業発展をサポートします。「事業資金を借りたい・・・」「事業を承継したい・・・」「商品のパッケージを一新したい・・・」「税金のことがよくわからない・・・」「取引先が倒産した・・・」などさまざまなご相談に対応します。相談無料、秘密厳守。

### 役に立ちます！セミナー・研修会を毎月開催

事業に必要な経営知識、最新の施策情報をご提供するため、各種講習会や研修会などを開催しています。経営力向上セミナーをはじめ、実際の業務にすぐ活かせる内容になっており大変好評をいただいております。

### 専門家を派遣します！「エキスパートバンク」

みなさまの相談に応じて、税理士、弁護士をはじめ様々なエキスパートが直接事業所にお伺いする制度です。例えば、店舗レイアウトの改善、品質管理の導入、就業規則、ISO導入に係る指導など、経営や技術力の強化を図りたい事業者の方々を支援します。

## 税務申告や経理もおまかせ下さい。 **税務・経理**

### 税理士への無料相談も実施！

決算や申告期には、税理士が専門の相談員として無料の税務相談に応じています。

### 日々の記帳指導も安心！

日々の経理から確定申告の税額計算まで職員がサポートします。

### ご自身で記帳、安心・楽々な 商工会クラウド会計「MA1」！

商工会の記帳システムを利用すれば、会計や簿記に詳しくなくても誰でも簡単に仕分け作業が行えます。商工会はリモートで利用者のパソコン画面を共有できますので、来所の必要なくお気軽にお電話で何度でも無償でサポートしますので安心です。

## 無担保・無保証・低利の「マル経融資」 **金融相談・あっせん**

融資限度額 **2,000万円** (保証人・担保不要) 融資利率 **1.60%** (R7年6月現在)

## 従業員や経営者のもしもの備えに **労務・共済制度**

### 労働保険の事務委託で負担軽減！

労働保険(雇用保険・労災保険)の事務委託で事務処理が軽くなるほか、労災保険に加入できない事業主や家族従事者も労災保険に特別に加入することができます。

### 経営者のための安心、有利な各種共済、退職金、保険制度をご用意！



詳細を聞きたい！ 相談したい！ 加入したい！

まずはご連絡下さい

**998-4334** (営業時間：平日8:30～17:15)



# ご存知、 ですか!?!

浄化槽は清掃や保守点検が必要です  
保守管理現場  
3,000基以上の実績!

浄化槽管理の決定版!!

保守点検と清掃の  
【セット契約】で安心・楽々♪

沖縄県トップクラスを誇る浄化槽維持管理基数!  
専門スタッフがすぐに現場に伺います。  
まずはお電話下さい!



浄化槽で  
困ったら...  
浄化槽110番

誠意をもって  
管理します!!



PARADISE  
AMENITY

有限  
会社

パラダイスアメニティ

イオンタウン南城大里店内



0120-670-110



support@110ban.co.jp

